枚方市障害者計画（第５次）

枚方市障害福祉計画（第８期）

枚方市障害児福祉計画（第４期）

素案

〇〇〇〇年（令和〇年）〇月

枚　方　市

1.1　目次

第１章　計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●

第１節　計画の背景及び趣旨 ●
第２節　計画の位置づけと計画期間 ●
１．計画の位置づけ ●
２．計画期間 ●
第３節　計画の策定体制 ●

第２章　枚方市の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第５節　身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供 ●
１．相談・支援体制の充実 ●
２．関係機関との連携による支援の充実 ●
第５章　障害福祉計画（第８期） 障害児福祉計画（第４期） . . . . . ●
第１節　障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系 ●
１．障害者総合支援法によるサービス体系 ●
２．児童福祉法によるサービス体系 ●
第２節　障害福祉計画（第８期） ●
１．施設入所者の地域生活への移行 ●
２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ●
３．福祉施設から一般就労へ向けての取組 ●
４．地域生活支援の充実 ●
５．相談支援体制の充実・強化 ●
６．障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築 ●
第３節　障害児福祉計画（第４期） ●
１．重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進 ●
２．主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等 ●
３．医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置 ●
４．障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保 ●
第４節　障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向 ●
【障害福祉計画（第８期)】 . . . . . ●
１．自立支援給付の利用見込みと整備の方向 ●
２．地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向 ●
【障害児福祉計画（第４期)】 . . . . . ●
３．障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向 ●
４．障害児の子ども・子育て支援等の利用 ●
第５節　枚方市障害福祉計画（第７期)・ 障害児福祉計画（第３期）達成状況 ●
１．国及び大阪府の基本指針に基づく、2026 年度（令和８年度）の成果目標 ●
２．障害福祉サービス ●
３．地域生活支援事業 ●
４．障害児支援サービス ●

第６章　計画の推進体制及び進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・●

第１節　計画の推進体制 ●
第２節　計画の進行管理 ●

資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・

第 1 章

計画の策定にあたって

第１節　計画の背景及び趣旨

本市では障害福祉施策に係る計画として、「枚方市障害者計画」、「枚方市障害福祉計画」及び「枚方市障害児福祉計画」を策定し、それぞれの計画に関わる部署、機関と連携し、教育、まちづくり、就労、社会参加、余暇活動など地域で生活していくために必要な施策の充実を図るとともに、障害福祉サービス、障害児福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制を確保するなど、地域共生社会実現を目指し、基盤の整備に取り組んできました。2026 年度（令和８年度）からは、障害者や介護者の高齢化に伴う、いわゆる「親なき後」を見据え、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者居室体験事業も開始しています。

前期計画を策定した 2023 年度（令和５年度）以降の制度改正として、2025 年（令和７年）には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、ろう者が様々な分野で社会参加・自己実現を図るに当たり必要となるコミュニケーション手法の一つとして、国や地方自治体が手話に関する施策を総合的に推進することとされました。

また、2026 年（令和８年）には「高次脳機能障害者支援法」が施行され、外見からは分かりにくい、脳損傷による記憶障害がある人への支援を行うよう、国や地方自治体の責務が定められています。

さらに、医療的ケア児の支援に関しては、成人期の医療的ケア者や重症心身障害者を対象に加え、支援の充実を図ることを目的に、2026 年（令和８年）に「医療的ケア児支援法」が改正され、法律名も改称した上で 2027 年（令和９年）４月に施行予定であるなど、障害者を取り巻く状況は刻々と変化しています。

変化する社会の動向に対応して、障害者の自立した生活の実現を支援するため、障害者のニーズに応じた福祉サービスの検討、バリアフリーの社会基盤づくり、社会参加の促進や障害者に必要な様々な情報の提供など取り組むべき多くの課題があります。

また、昨今、不正受給など、障害福祉サービス事業所における不適切な事案がたびたび報じられており、こうした動きを受け、国においては、適正なサービス提供に向けた取組も行われていることから、今後は、障害者のニーズに応えた施策の充実とともに、サービスの質の確保に向けた事業者指導や、報酬請求の審査にかかる体制強化が求められるところです。

本市では、枚方市障害者計画（第４次改訂版）の基本理念に沿って、これまでも障害者施策の充実に取り組んで来たところですが、この間の社会状況の変化や今後の制度改正の内容、本市におけるアンケート調査に基づくニーズに対応するための施策の展開や取組の更なる充実を図ることを、「枚方市障害者計画（第 5 次）」、及び「障害福祉計画（第８期）」・「障害児福祉計画（第４期）」の策定方針とします。

第２節　計画の位置づけと計画期間

１．計画の位置づけ

枚方市障害者計画は、「障害者基本法」第 11 条第３項の規定に基づく「市町村障害者計画」です。本市の障害者施策に関わる総合的な計画として、まちづくり、教育、就労などの分野も含め、基本理念や目標、施策などを定めています。

枚方市障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」です。本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保のための方策を定めています。

枚方市障害児福祉計画は、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

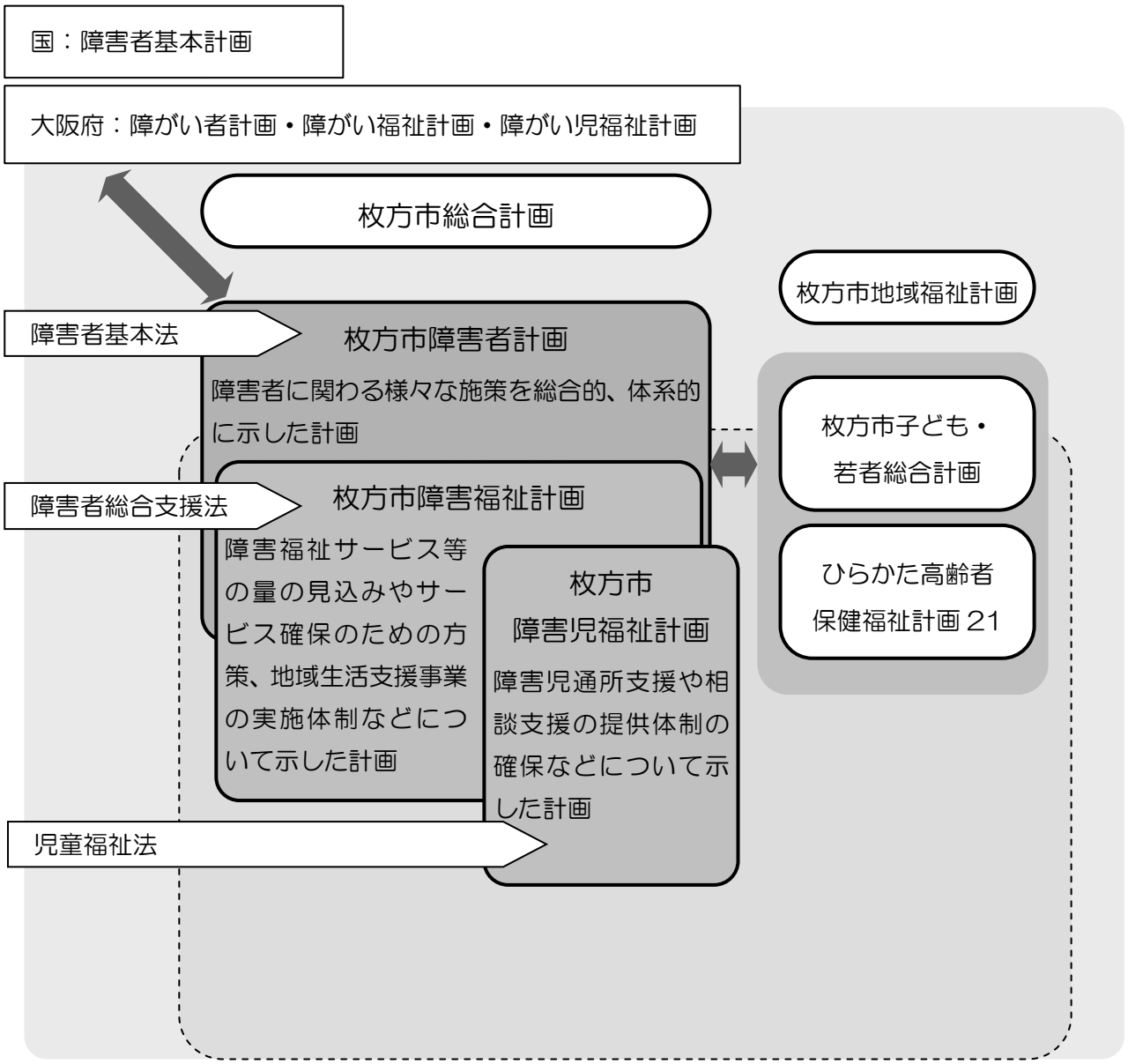
これらの計画は、国や大阪府の計画内容、及び今後の動向を踏まえるとともに、市政の基本方針を示す「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」を上位計画とし、他の福祉に係る計画をはじめとした、障害者等の福祉に関する事項を定める個別の行政計画とも整合性を図っています。

２．計画期間

「枚方市障害者計画（第５次）」の計画期間は、2027 年度（令和９年度）から 2032 年度（令和 14 年度）までの６年間とします。ただし、2029 年度（令和 11 年度）に中間見直しを行います。

「枚方市障害福祉計画（第８期）」・「枚方市障害児福祉計画（第４期）」の計画期間については、「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2027 年度（令和９年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの３年間とします。

【計画の位置づけ】



【計画期間】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
枚方市障害者計画	第４次（改訂版）			第５次					
						中間見直し			
枚方市障害福祉計画	第７期			第８期			第９期		
枚方市障害児福祉計画	第３期			第４期			第５期		

第３節　計画の策定体制

（１）枚方市社会福祉審議会及び障害福祉専門分科会での審議

本市は 2015 年度（平成２７年度）に中核市に移行したことから、社会福祉法第７条の規定に基づき「枚方市社会福祉審議会」を、同法第 11 条の規定に基づき「障害福祉専門分科会」を条例により設置しています。

「障害者基本法」第 11 条第６項の規定で「市町村障害者計画」を策定する場合は、「障害者基本法」第 36 条第４項に基づく合議制の機関の意見を聴かなければならないとされています。また、「障害者総合支援法」において、障害者基本法に規定される合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならないとされています。

これに基づき、「枚方市社会福祉審議会」及び障害のある当事者やその支援者、障害者団体代表、学識経験者、障害福祉サービス事業所などで構成される「障害福祉専門分科会」において計画案を審議しました。

（２）枚方市自立支援協議会での審議

本市では「障害者総合支援法」第 89 条の３の規定に基づき、「枚方市自立支援協議会」を設置しています。

同法において「自立支援協議会」は「地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされています。また、「障害者総合支援法」において、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、同法に規定する協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされており、本計画策定にあたり「枚方市自立支援協議会」で意見聴取を行いました。

（３）各種アンケート調査の実施

障害者・障害児の生活実態とニーズを把握するために、障害者手帳所持者を対象とするアンケート調査を実施したほか、セルフプランの提出により障害福祉サービス等の支給決定を受けている方の意向を調査することで、身近な地域に指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成される、いわゆる「のぞまないセルフプラン」の実態を把握するため、セルフプラン作成対象者に対しアンケート調査を行いました。

また、障害福祉サービス事業所等の実態とニーズを踏まえた計画とするため、市内のサービス事業所を対象とするアンケート並びに障害者関係団体を対象とするアンケートを実施しました。（※巻末資料　参照）

（４）広く市民から意見を聴取するための取組

「障害者基本法」では、施策の基本方針として「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」とされています。

よって、広く市民の意向を反映させるため、本市ホームページでの意見募集及び出先機関等に意見提出箱を設置する等、パブリックコメントに準ずる形で市民意見聴取を実施しました。

第２章

枚方市の現状

第１節　人口・障害者数の現状

本市の人口は、近年、緩やかな減少傾向にありますが、障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、2022 年度（令和４年度）から 2025 年度（令和７年度）までの３年間で約 1.1 倍になっています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数が３年間で約 1.2 倍と若干多い傾向にあります。2025 年度（令和７年度）末現在、障害者手帳所持者数は 27,345 人で、市の人口の 7%を占めており、枚方市民の約 14 人に１人が障害者手帳所持者であることになります。

【障害者手帳所持者数と人口に対する割合の推移項目】

	項目	単位	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
人口	18 歳未満	人	58,808	57,804	56,721	55,478
	18 歳以上		336,491	335,395	334,924	334,598
	計		395,299	393,199	391,645	390,076
身体障害者手帳	18 歳未満	人	258	252	244	246
	人口比 (18 歳未満)	%	0.44	0.44	0.43	0.44
	18 歳以上	人	16,150	16,495	16,810	17,023
	人口比 (18 歳以上)	%	4.80	4.92	5.02	5.09
	計(人数)	人	16,408	16,747	17,054	17,269
	計(人口比)	%	4.15	4.26	4.35	4.43
療育手帳	18 歳未満	人	1,062	1,220	1,238	1,313
	人口比 (18 歳未満)	%	1,81	2.11	2,18	2.37
	18 歳以上	人	2,962	3,083	3,198	3,380
	人口比 (18 歳以上)	%	0.88	0.92	0.95	1.01
	計(人数)	人	4,024	4,303	4,436	4,693
	計(人口比)	%	1.02	1.09	1.13	1.20

	項目	単位	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
精神障害者 保健福祉手帳	18 歳未満	人	355	387	421	439
	人口比 (18 歳未満)	%	0.60	0.67	0.74	0.79
	18 歳以上	人	4,148	4,381	4,688	4,944
	人口比 (18 歳以上)	%	1.23	1.31	1.40	1.48
	計(人数)	人	4,503	4,768	5,109	5,383
	計(人口比)	%	1.14	1.21	1.30	1.38
３手帳合計 （延べ人数）	18 歳未満	人	1,675	1,859	1,903	1,998
	人口比 (18 歳未満)	%	2.85	3.22	3.36	3.60
	18 歳以上	人	23,260	23,959	24,696	25,347
	人口比 (18 歳以上)	%	6.91	7.14	7.37	7.58
	計(人数)	人	24,935	25,818	26,599	27,345
	計(人口比)	%	6.31	6.57	6.79	7.01

各年度３月末現在

① 人口は次年度４月１日現在、住民基本台帳の合計

② 人口比は、各項目人口に対する比率です

第２節　障害者（児）の現状

（１）３障害の手帳所持者

障害者手帳所持者数を年齢別でみると、18 歳以上の身体障害者手帳所持者数の全体に占める割合が大きくなっています。

【年齢別障害者手帳所持者数（令和７年度）】

単位：人

	18 歳未満	18 歳以上	合計
身体障害者手帳	246	17,023	17,269
療育手帳	1,313	3,380	4,693
精神障害者保健福祉手帳	439	4,944	5,383

令和８年３月末現在

（２）障害支援区分認定者

障害福祉サービスを利用するための障害支援区分認定者数は、2026 年（令和８年）３月末現在、3,837 人です。区分内訳は、区分６が最も多く 1,058 人、次いで区分３が 801 人となっています。

【障害支援区分認定者数（令和７年度）】

単位：人

内訳	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合計
身体障害	3	55	130	143	145	415	891
知的障害	17	148	260	352	348	533	1,658
精神障害	17	425	381	198	45	39	1,105
手帳所持無し	1	15	30	36	30	71	183
障害支援区分認定者合計	38	643	801	729	568	1,058	3,837

令和８年３月末現在（手帳所持者数については重複あり）

（３）精神通院医療費助成受給者

障害者自立支援医療における精神通院医療費助成受給者数は、2026年（令和８年）３月末現在、12,695 人です。

【精神通院医療費助成受給者数（令和７年度）】

単位：人

精神通院医療費助成受給者数	12,695

令和８年３月末現在

（４）身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、2026 年（令和８年）３月末現在、17,269 人です。等級別では１級が 5,089 人と最も多く、１級及び２級の重度の人が 7,500 人で手帳所持者全体の約 43.4%となっています。また、障害別では肢体不自由が 9,398 人と最も多く全体の約 54.4%、次いで内部障害が 5,368 人で全体の約 31.1%を占めています。

【身体障害者手帳所持者数の障害別／等級別内訳（令和７年度）】

単位：人

障害別／等級		１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
視覚	児童	7	2	－	-	-	-	9
	成人	308	370	66	79	159	59	1,041
	小計	315	372	66	79	159	59	1,050
聴覚 平衡機能	児童	1	19	6	2	－	4	32
	成人	88	199	131	327	8	498	1,251
	小計	89	218	137	329	8	502	1,283
音声 言語	児童	－	－	1	2			3
	成人	4	19	88	56			167
	小計	4	19	89	58			170
肢体 不自由	児童	110	16	9	6	4	4	149
	成人	1,504	1,686	1,326	2,155	1,670	908	9,249
	小計	1,614	1,702	1,335	2,161	1,674	912	9,398
内部	児童	37	－	10	6			53
	成人	3,030	100	835	1,350			5,315
	小計	3,067	100	845	1,356			5,368
計	児童	155	37	26	16	4	8	246
	成人	4,934	2,374	2,446	3,967	1,837	1,465	17,023
	計	5,089	2,411	2,472	3,983	1,841	1,473	17,269

令和８年３月末現在

※重複障害のある人については、等級は総合等級、障害区分は主障害でカウントして記載。

（５）療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、2026 年（令和８年）３月末現在、4,693 人です。児童（18 歳未満）は全体の約 28.0%となっています。程度別でみると、成人ではＡ（重度）が、所持者全体及び児童ではＢ２（軽度）がそれぞれ最も多くなっています。

【療育手帳所持者数の程度別内訳（令和７年度）】

単位：人

		Ａ（重度）	Ｂ１（中度）	Ｂ２（軽度）	合計
療育手帳	児童	369	200	744	1,313
	成人	1,401	707	1,272	3,380
	小計	1,770	907	2,016	4,693

令和８年３月末現在

（６）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2026 年（令和８年）３月末現在、5,383 人です。等級別では２級が最も多く、全体の約 52%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別内訳（令和７年度）】

単位：人

		１級	２級	３級	合計
精神障害者保健福祉手帳	児童	4	27	408	439
	成人	264	2,770	1,910	4,944
	小計	268	2,797	2,318	5,383

令和８年３月末現在

第３節　今後の見込み

障害者手帳の所持者数は、いずれも増加する傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加率が大きくなると見込まれます。

【今後の見込み】

単位：人

	実績値	推計値			
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
身体障害者手帳所持者数	17,269	17,428	17,587	17,746	17,905
療育手帳所持者数	4,693	4,910	5,127	5,344	5,561
精神障害者保健福祉手帳所持者数	5,383	5,713	6,093	6,435	6,829

各年度３月末現在

第３章

基本理念と基本目標

第１節　基本理念

【枚方市の基本理念】

○障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします。
○障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。

1950 年代以降、国及び地方公共団体は大規模コロニー政策を推進し、障害のある人は主に入所施設等での生活を余儀なくされ、地域社会から隔離されている状況が続いてきました。精神保健分野においても、精神科病院への長期入院が常態化し、入院中の虐待等が社会問題となっていましたが、1980 年代以降、障害当事者自身が地域生活を求める声をあげ、国連をはじめとした国際的なノーマライゼーションの理念の普及とともに、国や地方公共団体も脱施設や地域移行を推進する施策へと転換を図ってきました。

今日では、地域共生社会の理念のもと、障害の有無にかかわらずすべての人が地域で生活できる社会を目指し、行政や支援機関が連携して取り組んでいます。障害のある人が地域で自立して暮らすことは、生活の場や共に暮らす人を自ら選択できる権利を保障されることであり、様々な選択の機会と、共生を妨げないための支援の提供が求められています。

障害者基本法は、共生社会の実現を目的とし、障害者が自立し地域社会でその能力を最大限に発揮しながら社会参加できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進することを定めています。国の「第５次障害者基本計画」では、障害者が自己決定に基づいて社会参加し能力を最大限に発揮できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を妨げる社会的障壁の除去を基本理念としており、本市の「第 5 次枚方市総合計画」では、「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」を基本目標とし、障害者や高齢者が地域で自立した生活を送る環境づくりを進めています。

今後も本市では、国の基本理念と関連法令を遵守しつつ、教育、福祉、まちづくり、社会参加支援、手話をはじめとするコミュニケーション支援などの施策を充実させ、誰もが地域で安心してその人らしく生活できる地域共生社会の実現を目指します。

第２節　基本目標

本計画は、「枚方市障害者計画（第５次）」「枚方市障害福祉計画（第８期）」「枚方市障害児福祉計画（第４期）」を一体的に策定したものです。アンケート調査の結果や法改正、法体系の変化などを考慮し、策定しています。

この間、本市では、「枚方市障害者計画（第４次改訂版）」の基本理念、基本目標に沿って、障害の有無によって、分け隔てられることがないよう、全庁的に取り組むとともに、市民ニーズや法改正などを捉え、適宜、必要な施策を講じてきたところです。

障害のある人が地域で住み続けるためには、社会生活全般にわたり、更なる理解促進、社会資源の整備、施策の充実が必要です。

本計画策定にあたり、市民アンケート調査結果、障害福祉サービス事業所及び障害者団体へのアンケート調査などで意見、ニーズの把握に努めてきました。これらのニーズ分析も踏まえ、本計画における基本目標は、基本的に前計画を継承するとともに、社会状況の変化や市民のニーズに合わせて、一部の基本目標を見直し、基本方向及び具体的な施策に一定の変更を加えることにより、施策の展開、充実を図ることとします。

（１）　市民啓発及び地域との交流の推進

2016 年（平成 28 年）の「障害者差別解消法」の施行により、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が示されました。その後、2021 年（令和３年）に同法は改正され、2024 年（令和６年）４月１日からは「民間事業者による合理的配慮の提供」が義務化されました。

しかし、法改正から一定の期間が経過した現在においても、制度の趣旨や具体的な実践方法が市民や事業者等に十分に浸透し、定着したとは言えない状況にあります。このため、より多くの市民や事業者を対象に、障害者差別の解消や合理的配慮の具体的な実践に向けた啓発、及び障害に対する理解促進を一層進めます。

また、2016 年（平成 28 年）の「成年後見制度利用促進法」の施行以降、障害を事由に権利行使や意思決定に困難を抱える人々に対する権利擁護の必要性はさらに高まっています。障害等を理由に意思決定に困難を抱える人への権利擁護や、差別・虐待の早期発見・対応に向けた地域支援体制の強化が依然として重要な課題となっていることから、「障害者差別解消支援地域協議会」等の関係機関が緊密に連携し、差別や虐待の未然防止・早期発見と、発生時の迅速な解決に努めます。さらに、2025 年（令和７年）の「手話に関する施策の推進に関する法律」の施行により、手話が独自の言語体系を有する言語であることへの市民理解を深めるとともに、手話を使用しやすい環境整備や、手話を学ぶ機会の確保に努めます。

地域福祉活動の推進とともに、地域での交流促進については、障害者も積極的に地域のイベントなどに参加できるよう啓発を行うとともに、障害者に対しても参加を働きかけます。

（２）　障害者（児）が安心できるまちづくり

障害者が安心できるまちづくりには、アクセシビリティの確保が必要です。建物のみならず、道路や交通網などのバリアフリー化を図り、環境整備を進めます。また、障害者が地域で住み続けられるよう、障害者に対応した仕様の住宅の確保やグループホームの整備、自立した生活に向けての障害者居室体験事業を実施します。

近年では、医療的ケア児など支援ニーズが多様化する中で、個々の状況に応じた柔軟な提供体制の確保が課題となっています。前期計画では、子どもの成長にあわせて、支援を継続的に発展し、とくに保育・療育・教育の切れ目のない連携を重視した取組を図ってきました。本計画でも障害のある子どもが健やかに成長できるよう、障害の有無にかかわらず、ともに理解しあい、ともに学び、ともに育つまちづくりの一環として、地域で生活を続けるための方策や、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育にかかる環境整備について充実を図ります。

近年の気候変動などにより、大規模な水害や地震などの自然災害が頻発しており、避難手段の確保や避難所での適切な生活支援、個別避難計画の作成などが、より喫緊の課題となっています。

今後は、これまでの災害や感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進し、障害者をはじめ、すべての人々が安心できるまちづくりに向けての様々な取組を進めます。

（３）　安心して生活できるサービスの確保と提供

障害福祉サービスに係る提供基盤は概ね順調に整備されており、市内の社会資源は充実してきています。ただし、サービスの種類によっては、事業者の参入が一定数でほぼ横ばいとなっている状況もみられます。今期計画では、サービス提供基盤を拡大すべき分野では引き続き多種多様な事業者の参入を呼びかけるとともに、事業者に対し研修等を実施し、サービスの量と質の両面での向上を図ります。

また、国は障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、2022 年（令和４年）に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたほか、2025 年（令和７年）には「手話に関する施策の推進に関する法律」が新たに施行されました。

これらの法律の趣旨を踏まえ、情報などのソフト面についてもバリアフリー化を図るため、多様な手法を用いて情報提供が図れるよう改善に努め、障害のある人の意思決定を支援します。また、様々な支援ツールによって障害のある人の情報収集と発信が容易になったことを契機に、より他者とコミュニケーションが円滑に進む環境整備をめざします。

（４）　自分らしい生き方を見つける・選ぶ

本市の職員としての障害者雇用やチャレンジ雇用を実施するとともに、民間事業所に対しても障害者の雇用や就労を働きかけます。今後も、一般就労に向けた支援の一層の充実に取り組みます。

枚方市自立支援協議会就労支援部会等の関係機関と連携を図るなど、就労継続支援事業所等における工賃向上に向けた取組を引き続き支援します。

また、障害のある人の社会参加と自己実現を推進する観点から、生涯学習や文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動といった、誰もが自分らしく過ごすことのできる活動を支援します。これらの活動を通じて障害のある人が地域や社会と交流し、自らのメッセージを発信できる機会の創出や充実に努めます。

（５）　身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

アンケート調査などでは、相談先を障害者相談支援センターとする人は、まだまだ少なく、相談支援を利用しない理由に「どんな内容を相談すればいいのか」「どんなサービスか知らない」などが多いことから、相談支援センターなどの整備促進、及び周知に努め、身近で分かりやすい相談窓口の更なる充実を図ります。

前期計画では、相談支援体制の構築を継続的に発展し、障害児福祉と関連する子育てや児童福祉分野、障害のある人の高齢化と関連する高齢者福祉分野などと連携して、地域での福祉分野すべてをつなぐ、総合的な相談支援体制の構築を図ってきました。

現在、福祉の各分野に関わる国の基本方針として示されている地域共生社会の実現のためには、相談支援について、地域の相談などを受け止めて自ら対応する機能、あるいは適切な支援機関につなぐ機能、多機能が協働するための中核あるいは伴走支援を担う機能などが求められています。そのためには、他の福祉分野を含めて、「どこに相談しても適切な支援につながる」相談支援体制の構築が課題となります。あわせて、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、ライフステージの節目や日々の暮らしに寄り添い、安心を感じられる伴走的な相談支援体制を確立します。

第３節　施策体系

基本目標	基本方向	施策
第１節 市民啓発及び地域との交流の推進	１　多様な啓発の推進	（１）人権・人命の尊重
		（２）虐待や差別の防止
		（３）合理的配慮
	２　地域との交流	（１）地域福祉活動
		（２）地域交流の推進と居場所づくり
第２節 障害者（児）が安心できるまちづくり	１　公共施設の整備等	（１）バリアフリーの整備
	２　保育・療育・教育の充実	（１）保育・療育・教育の充実
		（２）インクルーシブ教育・保育の推進
	３　災害対策	（１）自然災害（避難行動要支援者対策）
第３節 安心して生活できるサービスの確保と提供	１　地域生活への支援	（１）福祉サービス提供体制の充実と質の向上
		（２）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	２　緊急時の対応	（１）障害ニーズに応じた対応
	３　保健・医療との連携	（１）保健・医療との連携
第４節 自分らしい生き方を見つける・選ぶ	１　就労に向けた支援	（１）就労に向けた支援
		（２）就労に関する相談支援
		（３）工賃向上に向けた支援
	２　社会参加と多様な学習への支援	（１）生涯学習の推進
		（２）文化・芸術活動への支援
		（３）スポーツ・レクリエーション活動への支援
第５節 身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供	１　相談・支援体制の充実	（１）相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供
	２　関係機関との連携による支援の充実	（１）関係機関との連携による支援の充実

第４章

障害者計画（第５次）

第１節　市民啓発及び地域との交流の推進

１．多様な啓発の推進

■現状と課題

障害や障害者についての理解を深めるための多様な啓発を推進するには、障害の有無にかかわらずともに生きる社会の実現、ひいては人権・人命の尊重のため、障害や障害者についての理解を深める多様な啓発活動が必要です。

義務教育においては、小・中学校で、例えば、点字や手話の学習、車いす体験や地域の障害者関係施設との交流を行うなど、障害理解と体験的な学習を進めています。地域でともに学ぶ教育を推進し、義務教育の早期から継続的に障害者理解教育や人権教育を行うことが必要です。

地域においては、関係団体等の協力を得ながら、人権週間や障害者週間を中心に障害者に関する講演会や映画会などを実施しています。また地域活動支援センターにおいても、普及啓発事業を実施しています。毎年障害者週間の時期には、市と枚方市自立支援協議会共催の「ほっこりひらかた」などの啓発イベントを開催しています。今後も各種のイベント等の機会の充実が必要です。

市の広報については、広報ひらかたに障害や障害者に関する記事を掲載しています。今後も理解を深めるための啓発活動に取り組む必要があります。

また、障害を理由とする差別をなくし、合理的配慮が実践された誰もが生きやすい社会にしていくためには、市民や民間事業者に対しても、障害や障害者についての従来の「理解促進」の枠を超え、社会全体の行動変容（アクセシビリティ改善・合理的配慮の実践）を促す啓発活動が必要となります。

2025 年（令和７年）には手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）が施行され、手話の習得・使用に関する環境の整備、手話文化の保存・継承・発展、手話に関する国民の理解と関心などを基本理念とし、国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施することが義務付けられました。本市では、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定しており、引き続き障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現を目指していきます。

虐待や差別の防止に向けては、判断能力が不十分な障害者の権利や財産を守るために、関係機関と連携し、成年後見制度に関する周知や相談に努めています。

社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業」の相談件数が増加する等、権利擁護支援に対するニーズは急速に高まっています。 こうした背景を踏まえ、本市では成年後見制度を含む権利擁護支援を一体的に推進するため、「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を包含した「枚方市地域福祉計画（第５期）」に基づき、市長による裁判所への後見等の申立てや、後見人等への報酬支払いに対する助成など、権利擁護のさらなる推進を図ります。さらに、2026 年（令和８年）６月の民法改正に伴う成年後見制度の見直しを見据え、権利擁護に係る相談窓口の要である「こうけん ひらかた」を中心とした関係機関によるネットワークの強化を図るとともに、判断能力が不十分な障害者等の権利や財産を守るため、成年後見制度の周知や相談機能の一層の充実に努めます。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、本市においては、枚方市障害者虐待防止センターを設置し、市内障害者相談支援センターの協力とともに、相談・通報の受付及び対応を行っています。また、警察署や消防署、事業者連絡会等関係機関で構成する枚方市障害者虐待防止関係機関会議を設置し、虐待事案の発生要因等の分析や検証を行い、障害者虐待の防止と虐待事案に対する早期発見と適切な対応に取り組んでいます。

障害者虐待に関する相談・通報件数の増加とともに、虐待内容も複雑化しており、迅速な対応とともに、対応する職員のスキルアップが求められています。また、被虐待障害児支援については、枚方市子どもの育ち見守り連携会議において情報共有等連携を図っています。

差別の解消や合理的配慮については「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別として禁止し、差別の解消を推進する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正により、2024 年（令和６年）４月に「事業者の合理的配慮の義務化」が施行されました。本市においても、民間事業者等への周知、啓発に努めており、障害者差別に関する相談や対応を円滑に行うために関係機関のネットワーク組織として設置された「枚方市障害者差別解消支援地域協議会」においては、広範多岐に渡る障害者差別に関する相談について、関係機関と連携し、事業者等とも建設的対話による解決に努めています。また、市の職員については、毎年新入職員を対象に、人権研修として障害者差別解消に関する研修等を行うとともに、職員が遵守すべき服務規律の一環として策定された「職員対応要領」や、「窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル」に従い、職員が窓口において障害のある市民に対応する際には、障害を正しく理解したうえで、適切な対応に努めています。

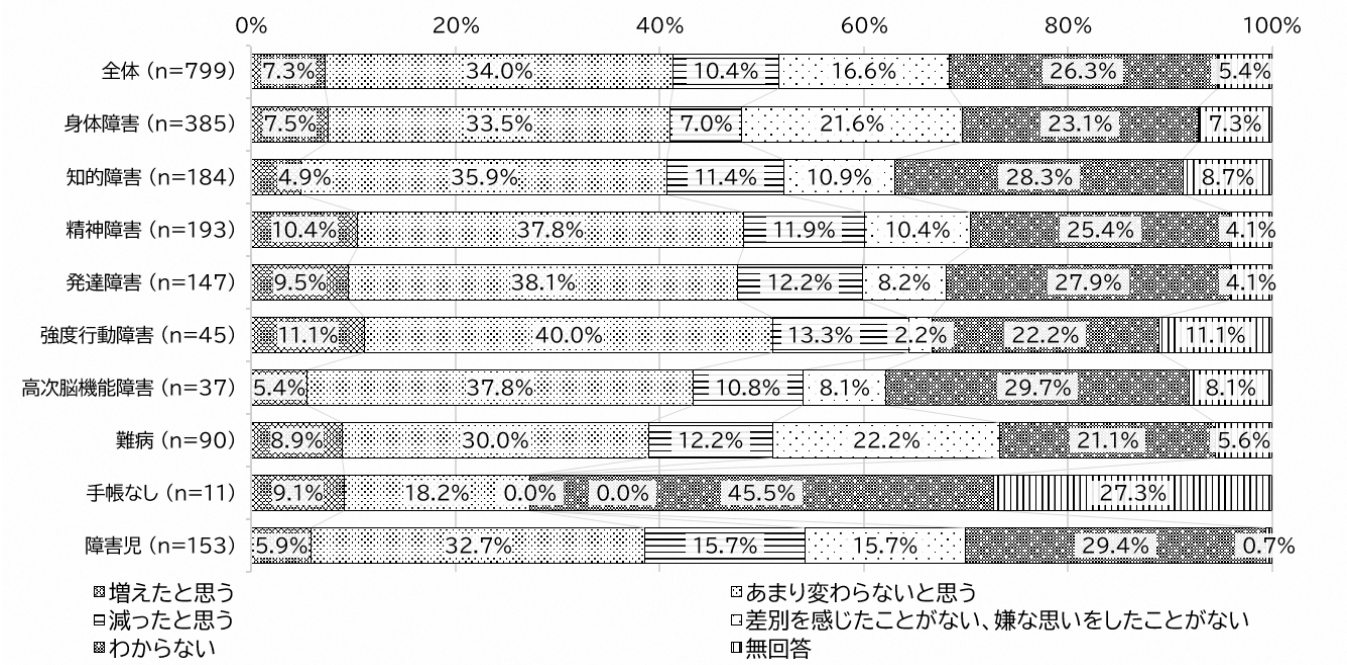
障害者に対する虐待や差別をなくすためには、障害に対する理解を深める啓発が重要であり、継続して啓発活動を行いながら、相談対応に努めていく必要があります。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「障害があることで差別や嫌な思いをすることは、この３年間で変わったように思いますか」との問いに対して、「あまり変わらないと思う」が 34%で最も多く、次いで、「わからない」が 26.3%となっておりますが、「減ったと思う」「差別を感じたことがない、嫌な思いをしたことがない」を合わせると 27%であり、前回調査の 18.5%から増加しています。前回調査で「増えたと思う」割合を障害種別でみると、前回最も高いポイントを示した高次脳機能に障害のある人が今回は 5.4%と２番目に低くなっており、最も高い強度行動障害でも 11.1%にとどまり、身体障害・難病では「差別を感じたことがない、嫌な思いをしたことがない」が比較的多くなっています。また、「減ったと思う」割合は強度行動障害のある人で 13.3%と最も高くなっています。（グラフ１参照）

【グラフ１：障害があることで差別や嫌な思いをすること】

（令和７年度　福祉に関するアンケート）



※第４章のグラフの見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- 図表等の「N（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

■施策の基本的な方向

人権擁護を推進するため、行政が関係団体・機関等と協力し、市民や各種団体等を対象として、あらゆる差別の撤廃に向けた啓発・広報活動を推進します。また、行政職員を対象として、人権や障害、手話等に関する研修を実施します。

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度等の制度の一層の周知により、利用の必要な人への情報提供や相談、支援の充実に努めます。そのため、2025年度（令和７年度）に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を包含した「地域福祉計画（第５期）」での取組と足並みを揃え、成年後見制度に限定せず、本人の意思決定支援や虐待、差別への対応も含め、権利擁護支援に取り組みます。

関係機関と連携し、障害者虐待の未然防止及び相談・通報に対する迅速な対応に努めます。また、枚方市障害者差別解消支援地域協議会による関係機関とのネットワークを活用し、大阪府とも連携を図りながら、障害者差別に関する相談に適正に対応していきます。

教育機関と連携して、学校教育での障害への理解を進めます。また、広報や市のホームページ、イベントの開催などを活用して、障害や障害のある人への市民の理解を深めるとともに、事業者に対しては合理的配慮の提供義務について意識付けを行っていきます。

（１）人権・人命の尊重

施策名	取組	所管課
人権尊重のまちづくりへの総合的取組	人権尊重の理念の浸透と障害者への差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向け、啓発や学習を進めていきます。	人権政策課 支援教育課
職員研修の実施	障害に関する理解を深めるため、人権や障害に関する職員研修を行います。また、手話研修など、障害への理解認識を深める取組を継続します。	人事課 障害支援課

（２）虐待や差別の防止

施策名	取組	所管課
障害者の権利擁護と成年後見制度の利用援助の充実	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等の権利擁護を図るために、成年後見制度について、相談を受け援助できる体制を整備し、事業の充実に努めます。	健康福祉総合相談課 障害支援課
権利擁護のための制度等の周知	成年後見制度や社会福祉協議会が実施している権利擁護のための取組について障害のある人・認知症高齢者や家族への周知を図るとともに、広報、パンフレットの発行や窓口等における情報を提供します。	健康福祉総合相談課 障害支援課
虐待への対応	障害者への虐待防止のため、障害者虐待防止センターで、24 時間 365 日体制で相談・通報に対応します。関係機関と連携し、虐待発見後の迅速、かつ適切な対応を図ります。	障害支援課
障害者差別解消法への対応	障害者に対する差別の解消に資する取組として、関係機関とネットワーク組織を構築し、情報の収集及び共有を図ります。相談事案に対し、関係機関や大阪府と連携し、差別解消に向けた取組を推進します。	障害支援課

（３）合理的配慮

施策名	取組	所管課
障害者への理解を深める教育	小・中学校においては、学年に合わせて、様々な障害に関する障害者理解教育を進めます。	支援教育課
情報発信	広報ひらかたやホームページをはじめ、様々な媒体を通して、障害や障害者に関する啓発活動及び取組などの情報を広く発信していきます。	広報プロモーション課 障害企画課 障害支援課
イベントの開催	障害や障害者への理解を促すため、周知・啓発や、様々な啓発イベントやキャンペーンを開催します。	人権政策課 障害企画課
選挙のお知らせ	枚方市議会議員選挙及び枚方市長選挙の際、視覚障害者への情報提供のため、選挙公報の点字版と音声版を作成します。また、聴覚障害者への情報提供のためには、選挙公報の手話翻訳を映像化したＤＶＤを作成します。	選挙管理委員会事務局
手話に関する施策の推進	手話施策推進法の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、こども・保護者に対する手話に関する情報提供、乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、大学等における配慮、地域における生活環境の整備、市民の理解と関心の増進、及び人材の確保等に取り組むよう努めます。	政策推進課 障害企画課 公立保育幼稚園課 まるっとこどもセンター

■【参考】成年後見制度の改正について

2026 年（令和８年）６月に公布された民法等の一部を改正する法律により、成年後見制度に大きな改正がなされることとなりました。

これまでは「後見」「補佐」「補助」という３つの類型に分けて行われていたものが、本人の意思決定を周囲でサポートする「補助」の類型に一本化されることや、一度制度を利用すると一生の間後見人に財産管理などが行われ、本人の自由がままならないといったものから、遺産相続の手続きの間だけといった限定的な期間だけ利用でき、制度利用の必要が解消した場合、後見人を外すといった運用も可能となるなど、本人の意思決定を尊重した柔軟な運用が 2028 年（令和１０年）１２月までの間に実施される予定です。

成年後見制度についての枚方市の取組としては、2025年度（令和７年度）に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を「枚方市地域福祉計画」に包含し、引き続き成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るとともに、成年後見制度に限定しない、地域において一体的な権利擁護に関わる支援を必要とする高齢者や障害者、児童などへの相談・支援体制の充実を図っていますが、今後の制度改正も踏まえつつ、行政の担当各課や社会福祉協議会などが、市民後見人の養成や地域連携ネットワークの構築、成年後見制度の広報・啓発などに連携して取り組みます。

２．地域との交流

■現状と課題

障害のある人が、地域の中で生活し、地域社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できる社会の実現に向けて、ともに支え合い、助け合うまちにするためには、ボランティアや交流活動、また居場所づくりを推進することが重要です。

本市では、「みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように…支え合える地域を創る」を基本理念とする「枚方市地域福祉計画（第５期）」に基づき、地域福祉の推進に努めており、地域で活躍する人が増える環境づくりの一環として、ボランティア体験プログラムを、関係団体と協力して実施するなど、ボランティア体験の機会の提供等に取り組んでいます。

地域の中での障害者の居場所として、気軽に立ち寄り、交流できる地域活動支援センターについては、それぞれ特色を持った取組を行い、地域との交流の場として活動していることから、今後も、地域活動支援センターと協力して身近な居場所づくりを目指します。

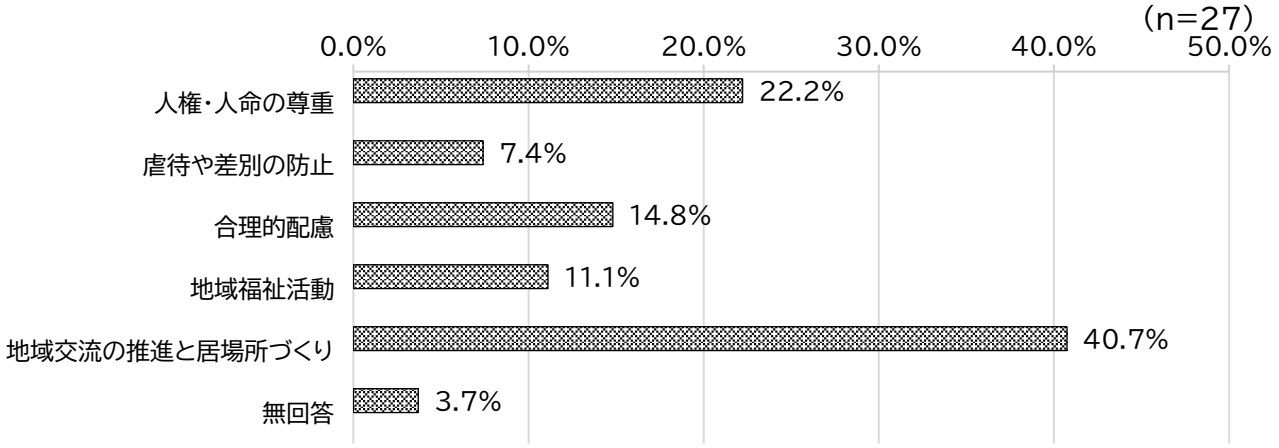
【障害者アンケート結果】

障害者団体へのアンケート調査では、市民啓発及び地域との交流の推進において、特に取り組むべき施策として、「地域交流の推進と居場所づくり」が 40.7%と最も多く、次いで、「人権・人命の尊重」が 22.2%となっています。

主な意見としては、地域で交流できる場所や交流機会の提供や、障害者に関する理解促進のための啓発の充実などについて、当事者を身近に知ってもらうことが大事であることや、誰とも喋らず一日が終る日が続く事もあり、地域的に交流出来る場所を求めるといった、複数の意見があげられています。（p29　グラフ２参照）

今後も、障害者が地域での交流を深めていくために、市民の障害への理解をより深めるための啓発イベントの実施や、気軽に立ち寄れる居場所としての地域活動支援センターの事業内容の更なる周知が必要です。

【グラフ２：特に取り組むべき施策：市民啓発及び地域との交流の推進（障害者団体）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

地域福祉の推進に向け、ボランティア環境の整備や、ボランティア体験を推進することにより、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、地域住民からの身近な支援のある環境づくりに取り組みます。また、上位計画である「枚方市地域福祉計画（第５期）」に基づき、市民ボランティアなどによる包括的・総合的な支援を推進します。

さらに、地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所などと連携して、スポーツや文化などのイベントを開催し、障害のある人同士や、障害のある人と地域住民との交流を推進することにより、すべての人が地域社会に参加できるまちづくりに努めます。

（１）地域福祉活動

施策名	取組	所管課
地域福祉の推進	市民一人ひとりが主体的に地域福祉活動に参加できるよう、地域福祉活動に関する啓発や参加のきっかけとなるセミナー等を開催します。	健康福祉政策課
ボランティア活動支援体制の整備	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）等と連携して、ボランティアが円滑に活動できるよう必要な環境整備を図ります。	健康福祉政策課
ボランティア体験の推進	社会福祉協議会（枚方市ボランティアセンター）やひらかた市民活動支援センターと連携して、ボランティア活動等のきっかけとなるよう、ボランティア体験事業を推進します。	市民活動課 健康福祉政策課

（２）地域交流の推進と居場所づくり

施策名	取組	所管課
交流機会の充実	サービス事業所等と連携し、障害の有無にかかわらずともに楽しめるレクリエーションや文化・スポーツ活動等の交流機会の充実を図ります。	障害企画課
身近な居場所づくり	障害者が日常的に、気軽に立ち寄り時間を過ごせる身近な交流拠点を、地域活動支援センターとの連携によって確保します。	障害企画課

第２節　障害者（児）が安心できるまちづくり

１．公共施設の整備等

■現状と課題

2021年（令和３年）に開催された東京2020オリンピック・パラリンピックや、2025年（令和７年）の大阪・関西万博などの開催を契機として、まちのバリアフリー化は全国的に進められてきました。障害のある人の自立と社会参加を支援し、快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、誰もが安心して生活できる建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人も利用できるようなアクセシビリティに配慮したまちづくりを進めることが必要です。

本市では、障害のある人や高齢者等に安全・快適に安心できるやさしいまちづくりの実現のため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」など関係法令等に基づき、施設や環境等の整備に取り組んでいます。公共建築物については、改修工事の際、オストメイト、多目的トイレ等の整備を進めるほか、手すり、エレベーター、スロープ等の設置を取り入れてきました。

公園施設については、既設公園における出入口の段差解消や階段の手すり、園路のスロープなどの更新、改修を行い、全ての人が利用しやすいよう、バリアフリー化を進めています。

交通環境については、移動等円滑化の推進のため「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、市内の駅及び周辺道路等の本市におけるバリアフリー化事業について、各事業者や施設を利用する当事者からなる枚方市バリアフリー推進協議会を開催し、段階的にバリアフリー化を図っており、市内全12駅ではエレベーターやスロープ等の設置により移動円滑化された経路を確保し、一定の整備が完了しています。また、2021年（令和３年）１２月に創設された、「鉄道駅バリアフリー料金制度」に基づき、枚方市駅においてホームドアの整備が進められています。駅周辺においては、道路特定事業計画に基づき、段差、勾配の改善等バリアフリー化を行っています。

移動や交通の安全を図るため、歩道上の障害物排除についても、違法駐車・放置自転車の移送や不法占用物の撤去指導等を行っています。

しかし、多くの市民が日常的に利用する施設や道路等が、必ずしも障害者に十分配慮されているとはいえません。

また、住環境について、障害者自身が、誰と、どこで、どのように暮らすのかを選択できる社会を実現するために、地域において障害特性に対応した住宅の確保・改善を進めていくことが重要です。

障害者の住まいの確保については、地域で暮らすための基盤となるグループホームの整備を進める一方で、グループホームの整備促進にあたっては、消防設備の義務化への対応や支援員の確保、周辺住民の理解等、様々な課題があります。

住まいの確保・改善を進めるとともに、情報の収集及び提供と相談の充実が課題となっています。

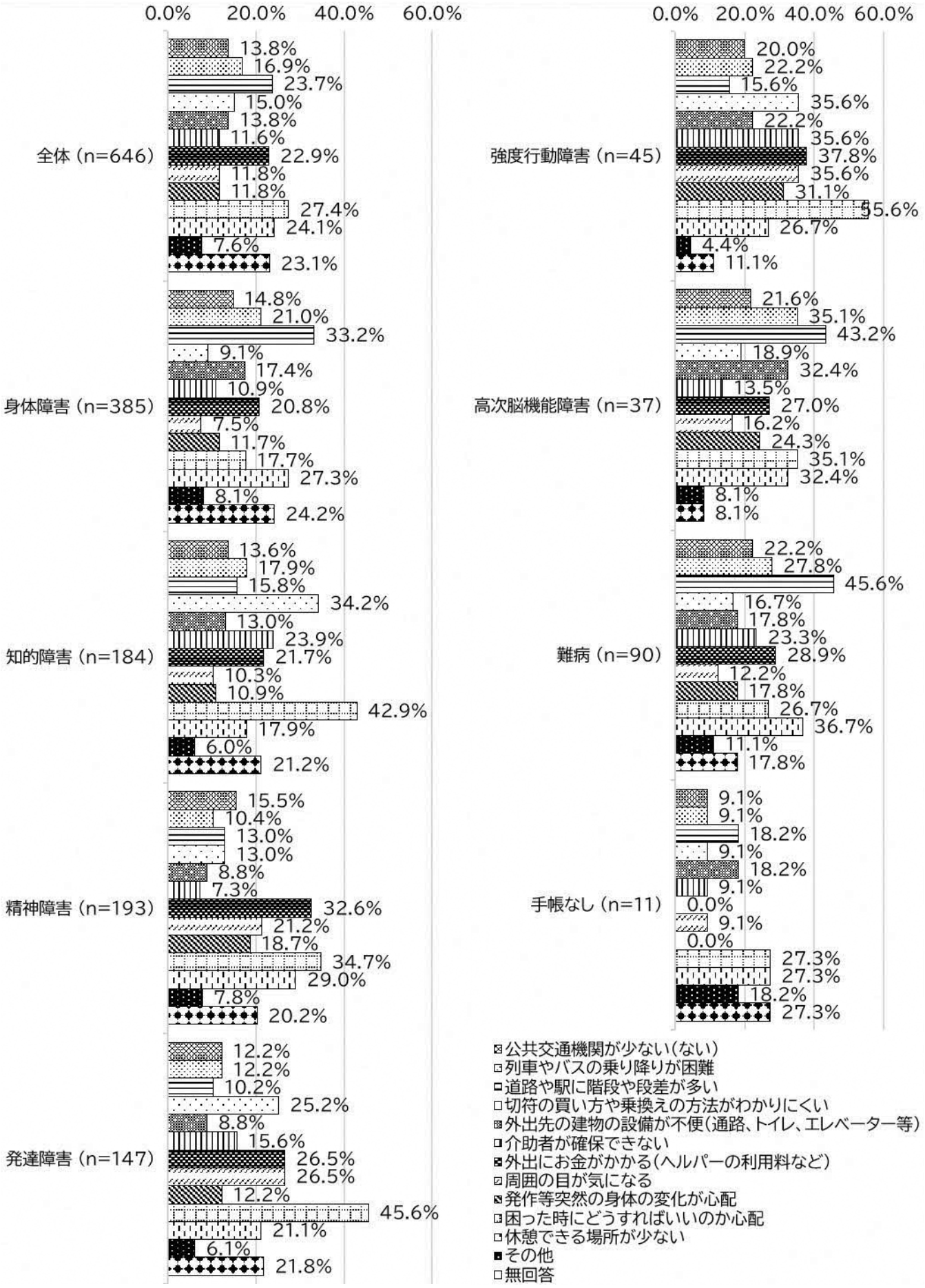
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「外出について困ることは何ですか」の問いに対して全体では、「困った時にどうすればいいのか心配」が 27.4%と最も高く、次いで「休憩できる場所が少ない」が 24.1%と高くなっています。障害種別でみると、身体に障害のある人では、「道路や駅に階段や段差が多い」、「休憩できる場所が少ない」、知的に障害のある人では「困った時にどうすればいいのか心配」、「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」、精神に障害のある人では「困った時にどうすればいいのか心配」、「外出にお金がかかる（ヘルパーの利用料など）」と、それぞれの項目が他の障害種別に比べて高い傾向があります。また、18 歳未満の児童では「困った時にどうすればいいのか心配」が 44.4%と高い傾向にあります。

道路や駅に階段や段差が多いことや外出先の設備が不便なことなど、外出に際し多くの困りごとがあることが明らかで、今後も各施設等において順次整備を図ることが求められています。また、公共交通を利用する際の分かりやすい説明へのニーズが高く、コミュニケーション手段の整備も重要です。（p.33　グラフ３-1 及び P34　グラフ３-２参照）

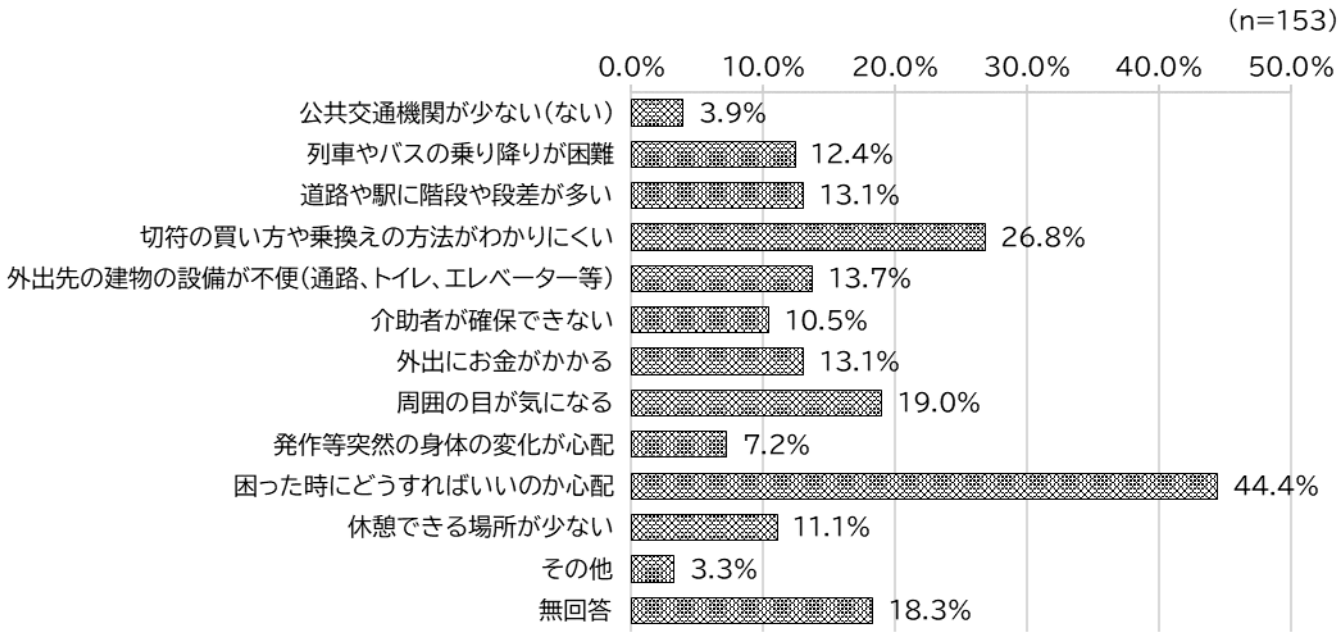
また、「今後４年以内にどのように暮らしたいか」の問いに対しては全体では、「家族と一緒に暮らしたい」（56.8%）が最も高く、次いで「一人で暮らしたい」（21.4%）と高くなっており、障害者の住まいの確保への取組も求められています。（p.34　グラフ４参照）

【グラフ 3-1：外出について困ること（複数回答・18 歳以上）（令和７年度福祉に関するアンケート）】



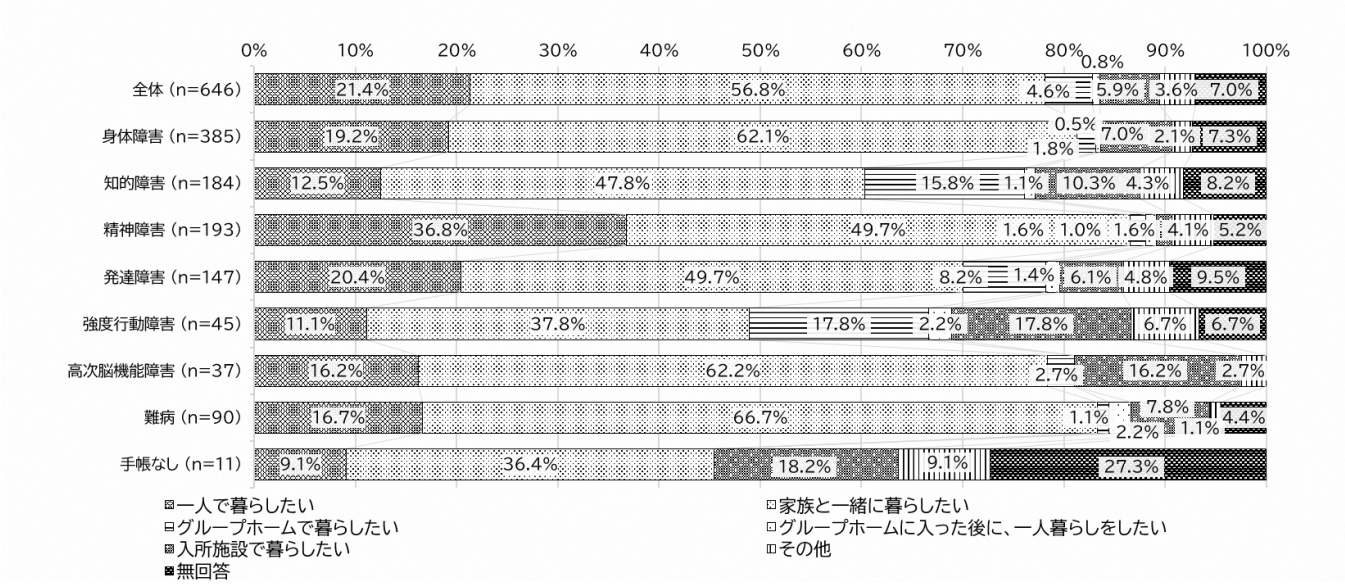
【グラフ 3-2：外出について困ること（複数回答・18 歳未満）

（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 4：今後４年以内にどのように暮らしたいと思いますか

（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

引き続き「枚方市交通バリアフリー基本構想」などに基づき、公共施設や公園、道路などが、障害のある人を含めたすべての人に利用しやすく、居心地のよいまちづくりを進めます。安全で快適に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共施設の整備・改修に際しては、多目的トイレやスロープを設置して一層のバリアフリー化を進めることで、生活環境全体のアクセシビリティの確保に取り組みます。

また、住環境については、グループホームの整備促進や、重度の障害のある人が活用しやすい住宅改造の助成などを行い、障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを目指すとともに、そういった住宅や生活全般に関わる情報の収集、セーフティネット住宅情報提供システム及び居住サポート住宅情報提供システムの活用、新たに居住支援法人等との連携による取組を開始するなどにより、住まいを必要とする人への分かりやすい相談支援・情報提供につなげるよう努めます。

（１）バリアフリーの整備

施策名	取組	所管課
公共施設の整備・改善	誰もが利用しやすい公共施設を目指し、市有施設の整備・改修に際し、バリアフリートイレ、スロープ等を設置し、バリアフリー化を進めます。	各施設所管課 施設整備課
学校環境の整備	誰もが安心して通えるよう、バリアフリートイレ、スロープに加えて計画的にエレベーターを設置するなど、環境整備を進めます。	施設計画課 施設整備課 施設管理課 教育政策課
公園の整備・改善	すべての利用者がより円滑に利用できるよう公園施設の更新、改修、撤去等を行い、バリアフリー化を順次進めます。	公園みどり課
駅及び周辺のバリアフリー化	障害者が安全で快適に移動できるよう、「枚方市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設などバリアフリー化を図るとともに、利便性や安全性の向上促進を図るため関係機関等との連絡調整を行います。	土木政策課 道路河川整備課
枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業におけるバリアフリー化	本市の中心市街地として魅力あふれる賑わいのあるまちの実現に向けた再整備を進める中で、事業区域内におけるバリアフリー化を図り、利便性や安全性の向上に取り組みます。	市駅周辺まち活性化部

施策名	取組	所管課
歩道環境の改善	障害者の通行の妨げとなる放置自転車や不法占用物を撤去、めいわく駐車への指導とともに、市民啓発を進めます。	道路河川管理課 交通対策課
交通安全施設の設置	すべての人が安全に通行できるよう、ポストコーン、転落防止柵など交通安全施設の整備を行います。	交通対策課
福祉移送サービス	障害者の社会参加の機会を拡充するため、福祉有償運送運転者養成講習会を実施し、移送サービスを提供できる人材を養成することで、サービス提供の確保を図ります。	障害支援課
グループホームへの支援	グループホームのバリアフリー化若しくはスプリンクラーの設置等を行う事業者へ支援を行い、重度障害者の地域移行の促進に努めます。	障害企画課
住宅改造助成	重度障害者に対する住宅改造費の一部助成については、さらなる周知を図り、利用促進に努めます。また必要な対象者がより活用しやすくなるよう適切に事業を実施します。	障害支援課
住まいに関する相談と情報提供	住宅を含めた生活全般に関する相談を、市内の相談支援事業者等で実施していくとともに、情報収集・提供に努めます。 障害者等を含む住宅確保要配慮者に対して、居住支援法人等と連携して、相談・支援を実施します。	健康福祉総合相談課 障害企画課

２．保育・療育・教育の充実

■現状と課題

心のバリアフリーを推進するためには、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」保育・教育を継続して進めることが必要であり、障害のある子どもの健やかな成長を育むためには、障害に応じた発達支援を充実させることが重要です。

障害の早期発見・早期対応については、乳幼児健診を行い、障害の早期発見、関係機関と連携し、適切な支援につないでいます。また、経過観察が必要な子どもと保護者を対象に、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）を実施しています。また、医療機関の入院から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療や発達支援等が受けられるよう支援しています。

地域の公私立保育所（園）、認定こども園においては、障害のある子ども等の受入れを行っています。障害児保育制度の認定を受けた子どもへの支援として、必要に応じて加配保育士の配置等を行っています。また、専門の相談員による巡回・保育相談を公私立の保育所（園）、幼稚園、認定こども園に行い、保育・教育の手立ての指針にするとともに、保護者面接も適宜実施し、関係機関とも連携を取りながら、相談・助言を行っています。保育士等への支援としては、公私立合同の研究会を実施するなど、枚方市全体の障害児保育の資質の向上に努めています。

一方、公立幼稚園においては、支援を必要とする幼児について講師を加配し、また、支援教育コーディネーターを中心に園における支援体制を構築し、教育活動を推進しています。

市立ひらかた子ども発達支援センターでは障害種別を問わず、障害や発達に関わる相談に幅広く応じるとともに、子どもたち一人ひとりの発達状況や障害特性に合わせた専門的な保育･療育を提供することにより、子どもの健やかな成長発達を促し、その可能性を広げ、家庭・地域での育ちや暮らしを支えるため、通所での支援やリハビリテーションの提供を実施しています。

放課後等デイサービス事業については、利用ニーズも高く、利用実績も増加傾向にあります。これは、利用者本人にとっては放課後等の活動場所ができること、保護者にとっては､療育が受けられることや休息の確保ができることなどの理由によるものですが、一方では、サービス量の急増に伴い、質の確保が課題になっています。

一方、児童の放課後対策として行っている留守家庭児童会室については、障害の有無にかかわらず、すべての小学校の留守家庭児童会室で入室できる状況となっており、子どもたちがともに学び､ともに遊び､ともに体験できる環境づくりを進めることなどで、今後さらに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）をより一層推進し

ていきます。

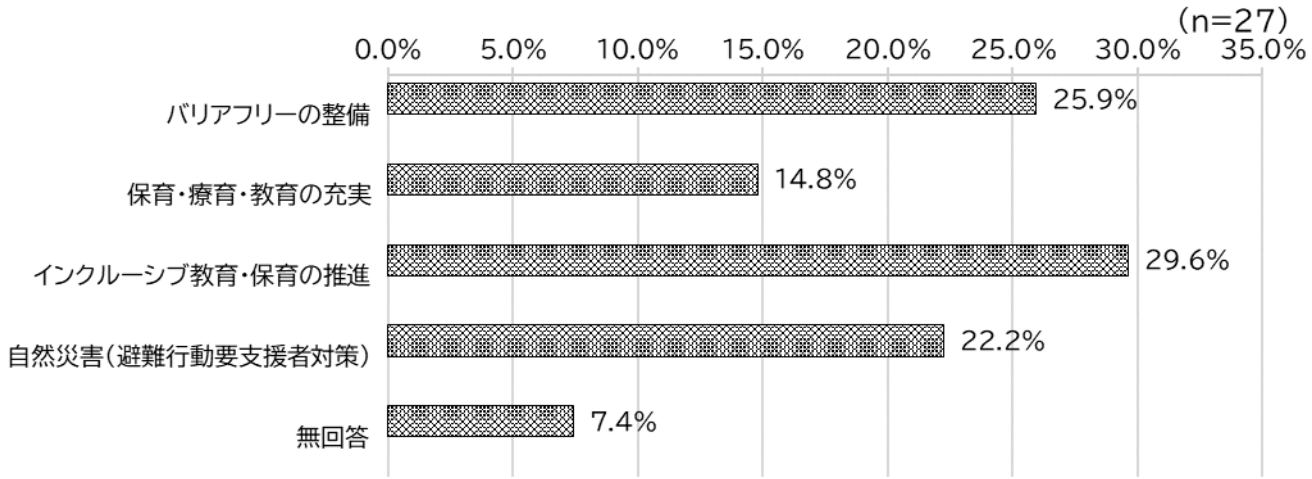
【障害者アンケート結果】

障害者団体に対して実施したアンケート調査の結果、障害者（児）が安心できるまちづくりにおいて、特に取り組むべき施策として、「インクルーシブ教育・保育の推進」が29.6%と最も多く、次いで、「バリアフリーの整備」が 25.9%となっています。（グラフ５参照）

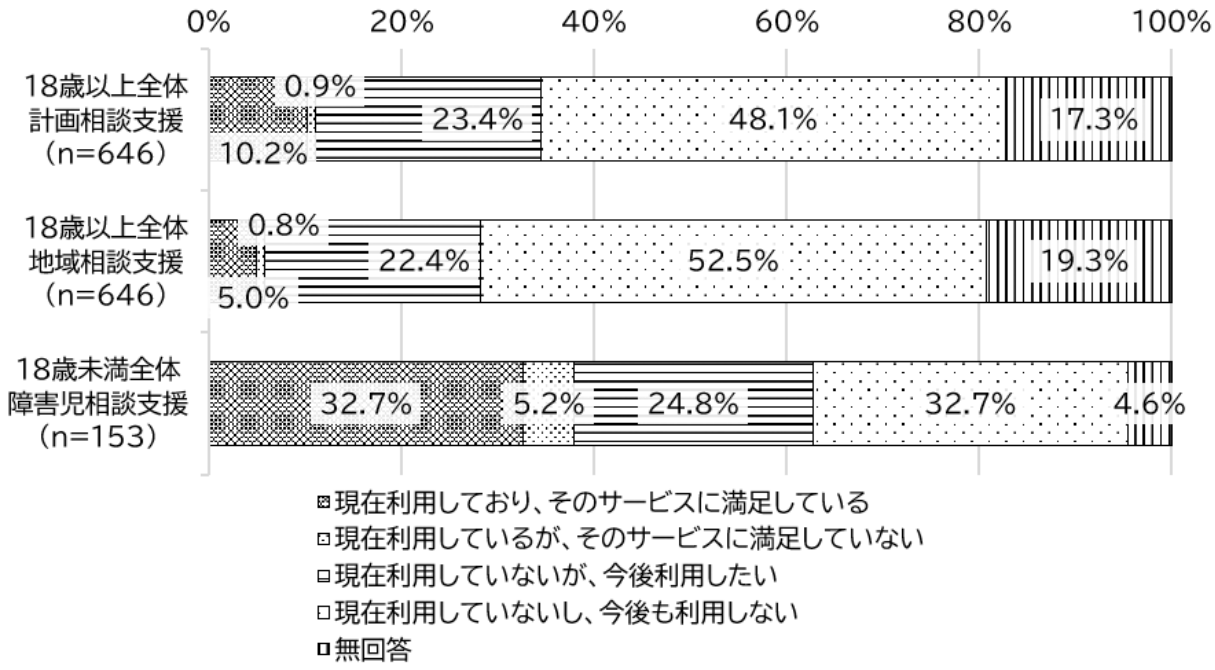
障害の有無にかかわらず教育・保育を受けられる体制の整備や、公共施設やインフラ等に関するバリアフリー化の推進などについて複数の意見があげられており、より一層の推進が求められています。

また相談対応の充実について、アンケート調査では、障害児相談支援の利用について、現在利用している（「現在利用しており、そのサービスに満足している」と「現在利用しているが、そのサービスに満足していない」の合計）は 37.9%となっており、障害児相談支援を現在利用していない理由については、「どんなサービスか知らないから」が38.9%と最も多く、次いで、「どんな内容を相談すればよいか、わからないから」と「利用しなくても困らないから」ともに 27.4%となっているなど、障害児相談支援事業が相談先として十分に活用されてないことがうかがえることから、原因把握を目的に市内計画相談支援事業所に調査を行った上で、自立支援協議会とともに改善に取り組みます。また、全ての方が計画相談・セルフプランをよく理解した上で、本人の意思により適切な選択ができるよう、サービスの利用申請時において丁寧な情報提供に努めます。（ｐ39 グラフ 6-1 及び 6-2 参照）

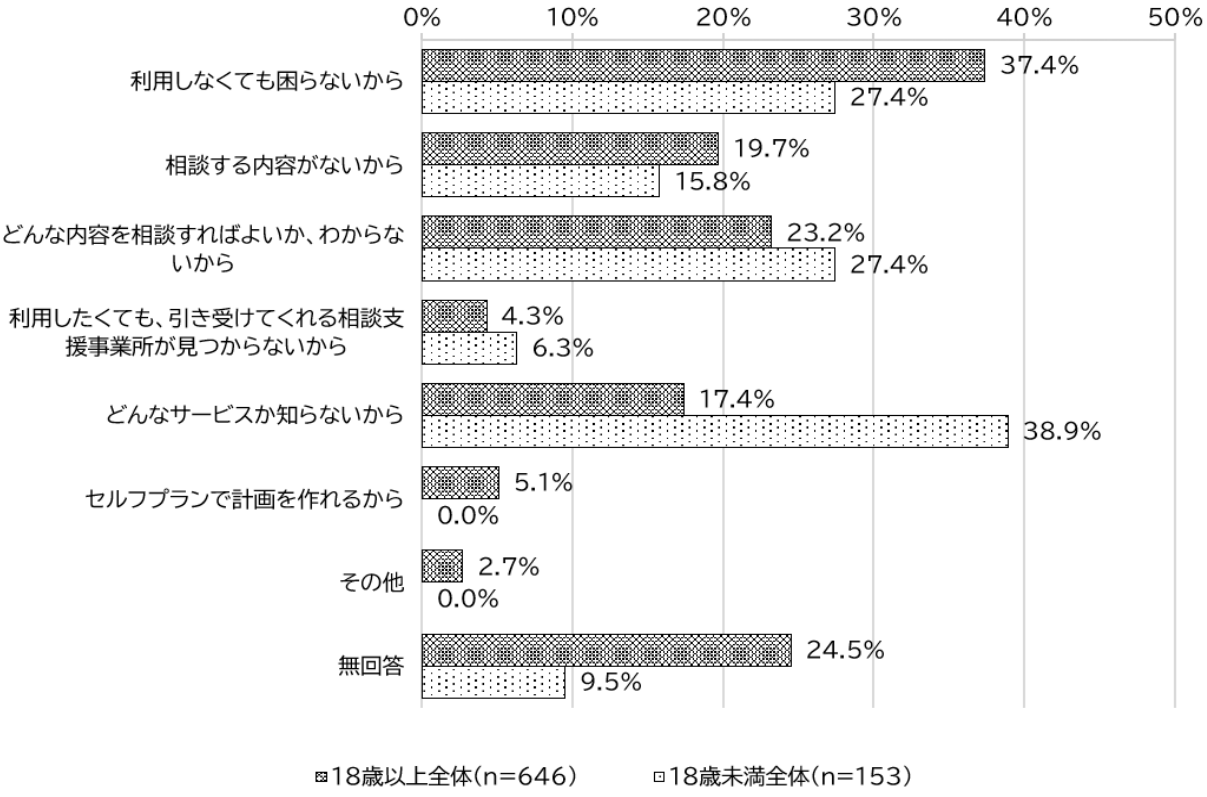
【グラフ５：障害者（児）が安心できるまちづくり（複数回答・団体）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 6-1：相談支援の利用状況と今後の利用意向（複数回答）（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 6-2：相談支援を利用しない理由（複数回答）（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

乳幼児健康診査や新生児聴覚検査などを通じた障害の早期発見に努めます。また、健診後には経過観察などのフォローを通じて、医療機関からの退院時には医療機関との連携を通じ早期対応に努め、子どもと保護者への発達相談や療育と医療の連携などを図り、育児支援を充実させるとともに、子どもの健やかな成長や発達を支援するよう努めます。個別の療育や保護者への指導などをきめ細やかに提供するとともに、医師等の専門職による相談やリハビリテーションの提供の充実などに努めます。また、支援を必要とする子どもや保護者を対象に「地域子育て支援事業」や子育て講座などを実施し、子どもの発達や障害への理解を深め、障害のある子どもの地域社会への参加を促進するなど、インクルージョンを推進していきます。

庁内と、療育機関、保育・教育機関、福祉施設などの関係機関の連携を推進し、障害児等関係機関連絡会議などを通じた情報の共有に努めることで、総合的な支援を充実し、子どもへの切れ目のない支援体制の強化を図ります。

障害のある子どもが地域の中で「ともに生き、ともに育つ」ために、障害の有無にかかわらず成長できるよう配慮するとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた保育、就学前教育を行えるように、職員の専門知識の向上や、適切な人材配置などに取り組みます。

小・中学校などでの教育においては、専門家による巡回相談を活用するなど、子どもと保護者への相談の機会や、教職員への助言の機会の充実を図ること、保育所等においては医療的ケア児の入所を安全かつ円滑に進めるため市独自のガイドラインを策定し、当該児が必要な配慮のもと他の子どもと等しく保育を受けられるよう取り組むなど、インクルーシブ教育・保育を推進します。また、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、留守家庭児童会室など、休日、放課後や長期休暇における障害のある子どもへの支援の充実を図り、地域での子どもの居場所づくりを推進し、適切なサービスを提案できるよう、障害児相談支援の充実を図ります。

（１）保育・療育・教育の充実

施策名	取組	所管課
乳幼児健康診査の推進	乳幼児健康診査・新生児聴覚検査において、障害の早期発見・早期対応に努めます。また、健診時やその後のフォローを通じて保護者の育児支援に努めます。	まるっとこどもセンター
早期対応の充実	健康診査等の結果、発達の経過観察が必要な子どもと保護者に対し助言・指導を行い、必要に応じて療育や医療との連携を図ります。また、乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）においては、小集団での親子の保育を通じて、保護者の育児支援等、早期対応に努めます。 医療機関の入院から在宅生活へ移行する身体障害児及び長期療養児については、退院前から医療機関と連携し、退院後も円滑に医療・療育が受けられるよう支援します。	まるっとこどもセンター
療育の充実	個別療育、保護者指導等、きめ細かな療育の提供を対象児童に行います。 市立ひらかた子ども発達支援センターにおいては、日々の生活を基盤とした個別・集団的な療育を実施するほか、医師の指示の下、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いて、個々の状況に応じたリハビリテーションを実施し療育の充実に努めます。	障害支援課 市立ひらかた子ども発達支援センター

施策名	取組	所管課
地域療育の推進と地域との連携	市立ひらかた子ども発達支援センターでは、センターと地域の保育所、幼稚園に通う子どもとの交流を図ります。また、発達上支援を必要とする子どもとその保護者を対象に、「地域支援事業」を実施し、子どもの成長と保護者の子ども理解の促進に努めます。加えて、子どもの成長や発達に見通しをもってもらうことを目的に、「子育て講座」を実施します。 まるっとこどもセンターでは、在宅の障害児等に対して医師等専門職による療育相談や保健師による相互交流支援、介護者支援等行うとともに、地域療育との連携を図ります。	市立ひらかた子ども発達支援センター まるっとこどもセンター
関係機関との連携	まるっとこどもセンター、療育機関、保育所（園）、幼稚園等から小学校、小学校から中学・高等学校、中学・高等学校から進学先・施設・就職先へと発達障害のある児童を含め障害児童のニーズに応じた進路の選択が行えるよう、庁内及び関係機関との連携を図ります。枚方市障害児等関係機関連絡会議において、障害のある児童及びその周辺の児童（健診等でのフォロー児童等）並びにその家族が抱える様々な問題に対して、情報交換、意見交換等を行い、関係機関の連携を図ります。また、公的制度や支援内容、相談機関等をまとめたガイドブック「福祉・教育のてびき」子ども版をより分かりやすく改訂します。	障害支援課 公立保育幼稚園課 市立ひらかた子ども発達支援センター まるっとこどもセンター 支援教育課 放課後子ども課 教育指導課

施策名	取組	所管課
保育と就学前教育の充実	保育所（園）・幼稚園等において、「ともに生き、ともに育つ」保育を実施するとともに、職員の研修や必要な人材の配置等により、障害のある子どもの支援体制の強化を図ります。	私立保育幼稚園課 公立保育幼稚園課 まるっとこどもセンター 支援教育課 教育研修課 教育指導課
放課後等デイサービスの充実	小・中・高等学校に就学する障害児の授業終了後や学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や支援を行い、療育の充実を図ります。	障害企画課 障害支援課
日中一時支援事業の充実	利用しやすい運用に努め、サービスの充実を図ります。	障害企画課 障害支援課
留守家庭児童会室運営事業	職員研修や職員配置、また学校との連携等により、障害のある児童への支援や保育環境の充実を図ります。	放課後子ども課
通学支援の充実	ひとりで通学が困難な児童を対象として、保護者の就労や病気療養等のやむを得ない理由がある場合に通学ガイドヘルパーを派遣し、通学を支援します。	障害企画課 障害支援課
進路指導の充実	関係機関との連携を強化しながら、卒業後の進路選択の幅が広がるよう、進路指導の充実を図ります。	支援教育課
巡回相談・保育相談	専門の相談員による市内保育所、幼稚園等を巡回し、発達検査の実施や保育相談、行動観察、保護者との面談、及び保育士への助言を行い、子どもの発達を支援します。	市立ひらかた子ども発達支援センター

（２）インクルーシブ教育・保育の推進

施策名	取組	所管課
障害のある児童への教育の充実	小・中学校において、個別の教育支援計画等を活用し、障害のある児童・生徒等のニーズに応じた適切な教育を行えるように努めます。また、教職員研修の充実や、支援学校などのスタッフ及び専門家による巡回相談を活用しながら、教育の充実を図っていきます。	支援教育課 教育研修課
相談の実施と保護者との連携	障害のある児童・生徒の保護者への相談を行うとともに、保護者と学校の連携強化を図ります。	支援教育課
医療的ケア児の受入れ体制整備	2021 年（令和３年）９月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、2022 年（令和４年）８月に医療的ケア児の受入れ体制を整備するため市独自の保育所等における当該児の受入れに関するガイドラインを策定し、本ガイドラインに沿って当該児の保育所等への入所を安全かつ円滑に進めます。	私立保育幼稚園課 公立保育幼稚園課 保育幼稚園入園課 支援教育課

３．災害対策

■現状と課題

近年、全国各地において頻繁に災害が発生しており、災害対策については国においても喫緊の課題となっています。2011 年（平成 23 年）の東日本大震災や 2016 年（平成 28 年）の熊本地震、さらには近年の大規模地震災害において、指定福祉避難所への円滑な受入れや、避難生活における障害特性に応じた合理的配慮の不足が大きな課題として浮き彫りになりました。また、2018 年（平成 30 年）の大阪北部地震では、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認の迅速性が課題となったことを踏まえ、災害時における障害のある人の安否確認、確実な避難誘導、障害者や高齢者、乳児その他の特に配慮を要する者で一次避難所での生活が困難な人を対象とした「指定福祉避難所」の確保、及び避難生活における支援体制を構築することが強く求められています。

災害発生時等における情報提供や避難誘導、避難先での支援等のいずれについても、障害者の状況に応じたきめ細かい対応が必要であり、さらに災害が大規模な場合は、市役所や警察、消防等の公的機関がすべての避難行動要支援者を救助することは困難であることから、コミュニティ協議会や自主防災組織、障害福祉サービス事業所等の各種団体等と連携し、地域ぐるみで日常的な関係づくりに取り組み、支援体制を強化することが必要です。近隣住民や避難所等に避難される市民の中には、障害者がどのような支援を必要とされているのか、どのように支援を行えば良いのか、分からない人も多くいるため、配慮すべき事項や支援方法等の周知が重要です。

2013 年（平成 25 年）の災害対策基本法改正により、 災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。これを受け本市でも名簿の作成を行うとともに平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供について対象者に同意・不同意の意思確認を行っています。

また、2021 年（令和３年）の災害対策基本法の改正により、 避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされ、令和 4 年度から内閣府のモデル事業を通じて、自治会との連携による作成に着手するとともに、令和 7 年度からはセルフプラン方式による作成促進を開始しました。令和 8 年 4 月時点で避難行動要支援者 12,801 人のうち、個別避難計画提出者数は 3,244 人となっています。引き続き個別避難計画作成に向けた取組の強化が必要です。

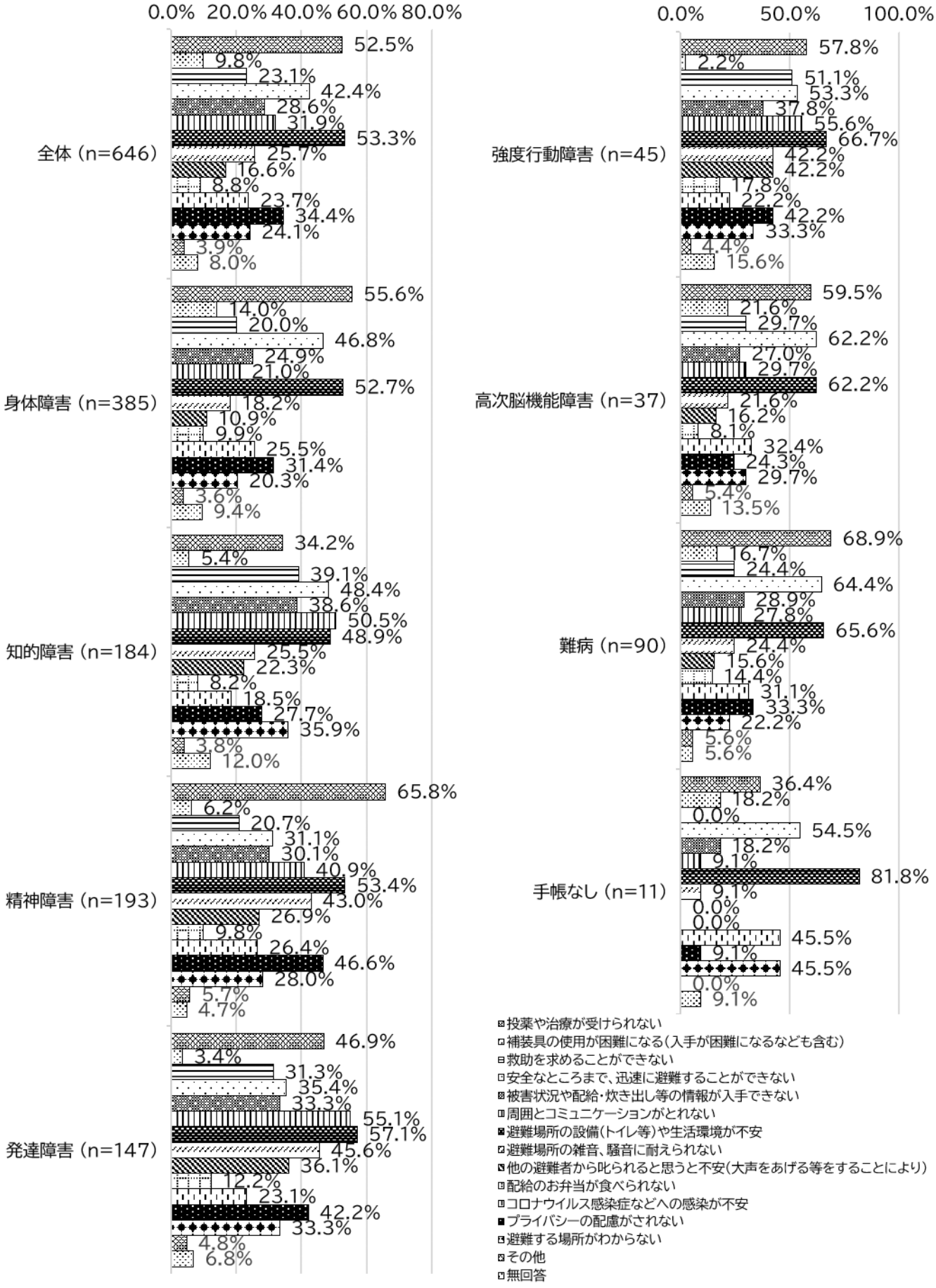
また、災害時にはボランティアの幅広い活動が重要であり、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア登録者の育成に取り組む必要があります。

現在、ひとり暮らしなどの重度障害者世帯に対しては、電話回線を利用した緊急通報装置を貸与し、急病や火災などの緊急時における迅速かつ適切な対応の確保と、不安の解消を図っています。

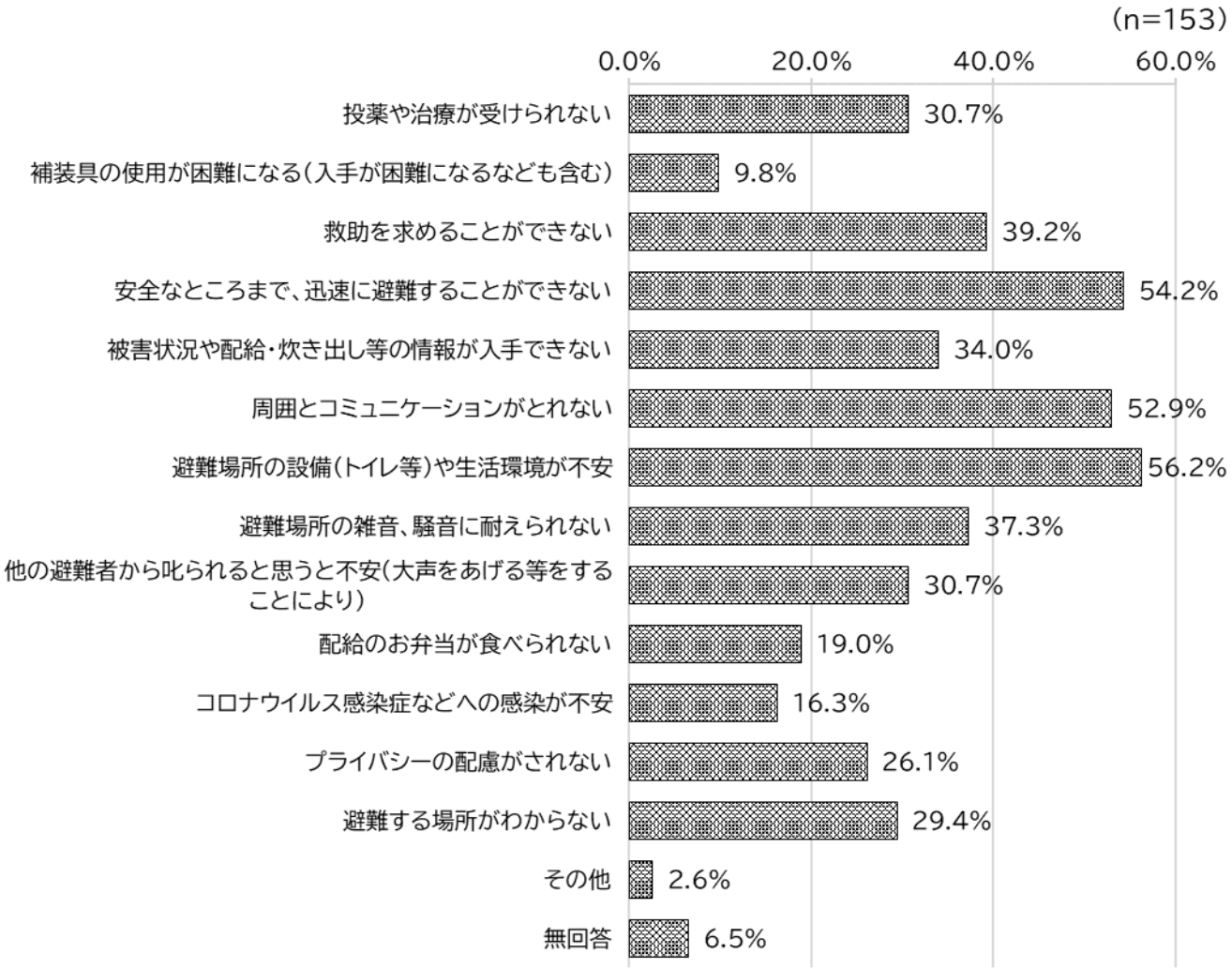
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「地震等の災害時に避難する時や避難生活で困ること、不安に思うことは何ですか」との問いに対して、全体では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 53.3%、「投薬や治療が受けられない」が 52.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 42.4%といずれの回答も高くなっています。障害種別でみると、知的に障害のある人では「周囲とコミュニケーションがとれない」が 50.5%、精神に障害のある人では「投薬や治療が受けられない」が 65.8%と、最も高くなっています。また、18 歳未満の児童では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が高い傾向にあります。前回の調査に引き続き、投薬・治療の心配やトイレ等の設備面などへの不安が多く、障害種別でみると、周囲とのコミュニケーションへの不安が挙げられており、コミュニケーション支援の一層の整備が課題です。（p.47　グラフ7-1 及び p.48　グラフ7-2参照）

【グラフ 7-1：災害時の避難や避難生活で困ることや不安（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 7-2：災害時の避難や避難生活で困ることや不安（複数回答・18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

災害の発生する前の日常生活においては、障害のある人と家族や、障害福祉サービス事業所などの防災意識の向上を促します。避難行動要支援者名簿においては、引き続き、避難行動要支援者に名簿情報の提供について同意・不同意の意思確認を行うとともに個人情報保護などの課題に配慮しながら、避難支援等関係者への効果的な情報共有の手段を検討していきます。

避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難を実現するために、個別避難計画の作成を推進し、多様な関係者と連携して支援の仕組み作りを進めていきます。

また、避難行動要支援者の避難誘導や避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるように、地域ぐるみの日頃の見守りや、困ったときに周囲に支援をお願いしやすくする「ヘルプカード」の配布など、普段の地域生活での障害のある人と地域住民との交流の機会を増やすよう努めることで、緊急時の避難支援体制の確立を図ります。

災害などの緊急時においては、幅広い障害特性に応じた避難生活ができる指定福祉避難所の充実に向けて、事業者への働きかけなどを進めるとともに、避難先での地域住民との共同生活への配慮や、災害時でも必要な医療支援を受けられる体制の確保などに取り組みます。また、地域防災計画などに基づき、避難所での備蓄品の充実のほか、感染症予防対策などの二次災害を防ぐ仕組みづくりを推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、今後の感染症対策のため、緊急受診時には手話通訳者とタブレット端末を利用して遠隔手話通訳できるようにするなど、先進技術を活用した取組も進めます。

また感染症発症の際は、保健所や医療と福祉との連携を図り、速やかに適切な対応を行います。

（１）自然災害

施策名	取組	所管課
避難行動要支援者の把握	地域防災計画に基づき、災害時に必要な支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成しています。この名簿に登載された人の内、平常時からの情報提供に同意された人について、消防、警察、民生委員、自主防災組織等へ名簿情報を提供します。また、関係機関と連携の上「個別避難計画」の作成体制を推進します。	危機管理対策推進課 健康福祉政策課 介護認定給付課 障害支援課 保健予防課

施策名	取組	所管課
防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	防災について啓発を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知を図ります。また、自然な形で支援を受けられるよう、日常的な関係づくりを含めた地域支援体制の強化を図ります。	危機管理対策推進課 健康福祉政策課 介護認定給付課 障害支援課
ヘルプカードの配布	緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」を配布します。	障害支援課
緊急通報装置の設置	緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。	障害企画課
災害時における要配慮者の支援と指定福祉避難所の充実	地域防災計画に基づき、障害者の安否確認、避難誘導、避難所生活における配慮などの安全対策を的確に実施できる体制の整備に取り組みます。また、幅広い障害特性に応じた避難生活ができる指定福祉避難所の充実等に取り組みます。	危機管理対策推進課 健康福祉政策課 障害支援課
難病患者・重症心身障害児等への災害時対応	指定難病患者や重症心身障害児等でで 24 時間人工呼吸器装着または気管切開を行っている患者とその家族に対し、保健師が個別に、災害時に対応できるよう準備物や行動確認等の助言を行います。	保健予防課 まるっとこどもセンター

第３節　安心して生活できるサービスの確保と提供

１．地域生活への支援

■現状と課題

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」により、障害者及び難病患者等が自立した生活を送るために、障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定に際し、サービス等利用計画又は、障害児支援利用計画の作成が必要となりました。サービスについては、参入する事業所の数も増え、一定利用拡大が図られています。

サービスや対象者の拡大・増加に伴い、「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」をはじめ、障害福祉サービス全般にわたる人材の確保と質の向上が課題となっています。

また、地域で自立した生活へのニーズは高く、グループホーム重度障害者対応改修補助や運営補助を継続して実施しており、サービス提供基盤の整備に努めています。

外出支援は社会参加を促進する重要なサービスです。本市では、視覚障害のある高齢者等が医療機関で受診される際、視覚情報の提供を介助することにより、円滑に医療機関での受診ができるよう、同行援護によるサービス利用を可能とした制度運用をしているところです。

視覚障害者を対象とした情報提供としては、「広報ひらかた」や「枚方市議会報」等について、点字版、音声版を作成し、希望者に配付するとともに、市のホームページの「広報ひらかた WEB 版」では、音声ガイドを設けています。このように、行政情報等の多くが点字や音声付きで対応され、必要な情報が的確に伝わり、一層の配慮に努めるとともに、障害者が多様な手段を用いて情報を利用するため、障害の状況や特性に応じた支援ができるよう、点字、音訳などの講座の開催・周知に努めていくことが必要です。

聴覚障害者等を対象としたコミュニケーション支援については、従前から手話通訳者、要約筆記者の派遣事業やそれを支える養成講座を実施し、人材の養成・確保に努めてきました。2021 年（令和３年）３月には、広く市民が手話は言語であることを認識し、理解を深め、相互にコミュニケーションを図ることができるよう、ろう者及び手話への理解と手話の普及促進を図るため「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定しました。

手話による情報保障については、従前の通訳者に加え、遠隔手話通訳を実施し、土日祝、年末年始等についての対応も可能となりました。

また、市役所窓口において、コミュニケーション支援アプリを搭載したタブレット型多機能情報端末等の設置の拡大を図るとともに、情報やコミュニケーションに関する多

様な支援機器は視覚・聴覚障害等のある人の生活を飛躍的に向上させる可能性を秘めているため、その活用に向けた取組が求められています。

これらに加え、大阪府等と共同で盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業及び養成講座を実施すること等により、意思疎通支援事業に取り組んでいます。

また、重度訪問介護の支給決定を受けコミュニケーション支援が必要な重度の障害者が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が円滑にできるよう支援を行う「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」について、2019 年度（令和元年度）から行動援護利用者等も対象としています。

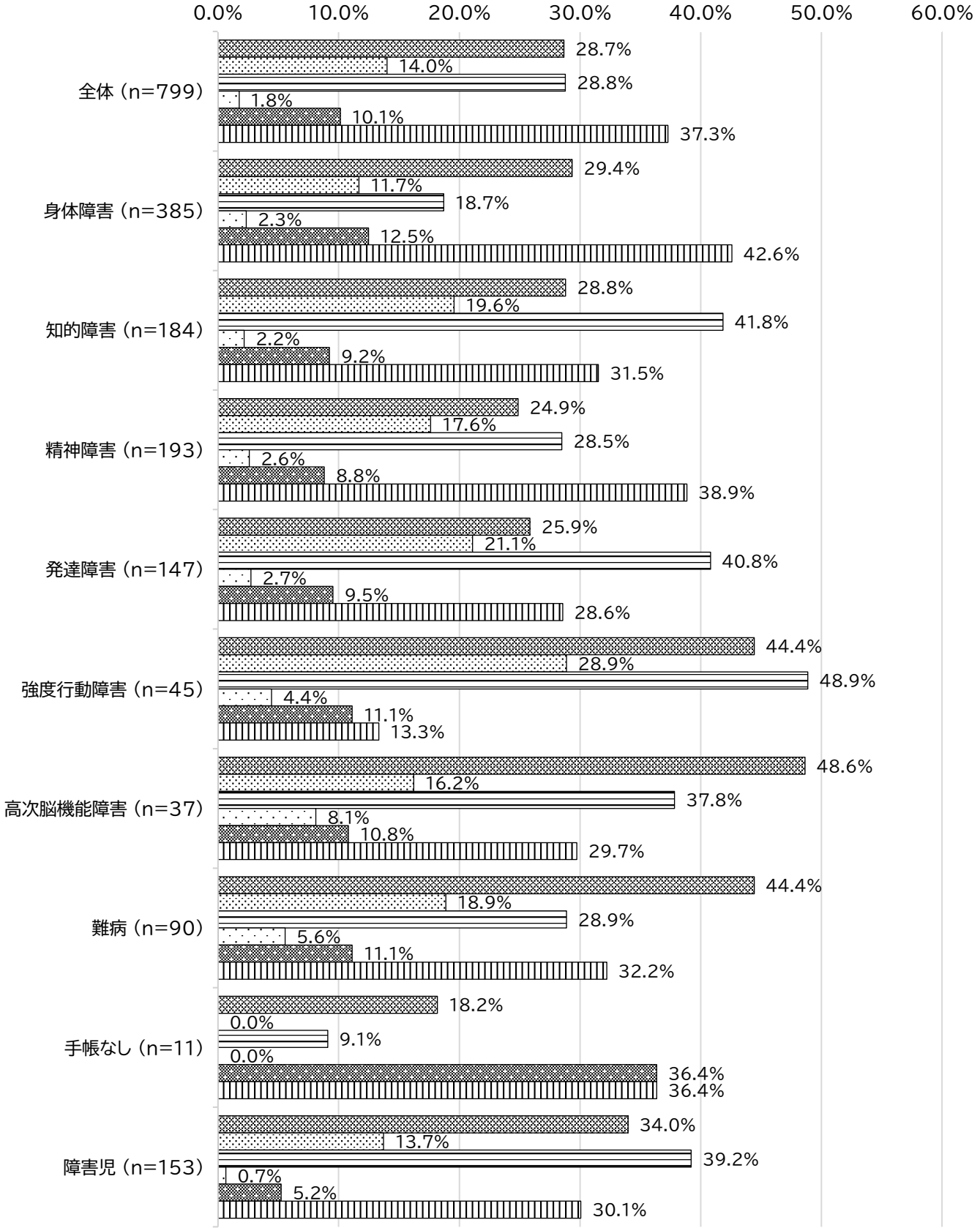
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「通院時や医療を受けるにあたって困っていることはありますか」との問いに対して、全体では、「医者や看護師とのコミュニケーション」が 28.8%と最も高く、次いで、「公共交通機関（バス・電車等）を利用することが困難」が 28.7%と高い傾向になっています。

障害種別でみると、知的に障害のある人、発達障害のある人、強度行動障害のある人では、「医者や看護師とのコミュニケーション」が 40%を超えており、他の障害種別に比べ特に高い傾向にあります。（p53　グラフ８参照）

前回の調査に引き続き、通院や医療を受けるときの移動やコミュニケーションを支援する体制の整備が求められています。（p53　グラフ８参照）

【グラフ 8：通院時や医療を受けるにあたって困っていること（複数回答）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

障害者が安心して地域で暮らすために、必要な人が必要な時に十分なサービスが受けられるよう、必要なサービス基盤の確保を図るとともに、関係機関との連携を図る中で丁寧な情報提供と柔軟なサービス提供体制を目指します。また、障害のある人の高齢化に対応するため、介護保険制度との柔軟な連携を検討し、高齢の障害のある人への介護保険にはないサービスの提供などに取り組みます。支援度合いが高い障害のある人や高次脳機能障害者についても適切なサービスの提供に努めます。

そういった様々な福祉サービスの質の確保を図るため、枚方市自立支援協議会や枚方市障害福祉サービス事業者連絡会等と協力し、ガイドヘルパー養成研修の実施や各種事業者向け研修会を通じ、介護等の人材の確保や資質の向上、障害福祉事業所の質の向上に取り組むとともに、介護職場の魅力も広報ひらかたをはじめ、市ホームページ、ＳＮＳ、デジタルサイネージ等の様々なメディアを活用して周知に努めます。

また、多様な手法による情報提供と、手話をはじめ、音訳、点訳、またＩＣＴを活用した幅広いコミュニケーション支援の充実に努め、受診・入院時の医療機関との意思疎通の支援など、日常生活の様々な局面での交流を支援していきます。そうすることで、障害のある人が、情報に基づいて自分の意志を決定し、それを表現できる社会の実現を目指します。

（１）福祉サービス提供体制の充実と質の向上

○各サービスの具体的な利用見込みと整備の方向については、第５章「障害福祉計画（第８期）障害児福祉計画（第４期）」をご覧ください。

施策名	取組	所管課
訪問系サービス	様々な障害特性に応じて必要なサービス提供をできるよう、事業者と連携して、介護人材の資質向上に努めます。	障害企画課 障害支援課
短期入所サービス	事業所の新規開設や定員増等について事業者に働きかけます。また、緊急利用や医療的ケアへの対応等様々なニーズに対応したサービスの確保に努めます。	障害企画課 障害支援課

施策名	取組	所管課
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、事業者の支援施策として既存事業者の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担いうる人材の育成に努めます。	障害企画課 障害支援課
グループホーム	事業者に対し、バリアフリー化等に係る支援を行い、グループホームの重度障害者の受入れ促進を図ります。また、世話人の養成講座を実施し、人材の確保・育成に努めます。	障害企画課
移動支援	増大し多様化する利用者ニーズに対応するため、ガイドヘルパー養成研修を実施する等により、人材の確保・育成に努めます。	障害企画課 障害支援課
地域活動支援センター	Ⅰ型は、多様なニーズに対応するための拠点として各地域の障害者支援の中心的役割としての機能を高めます。Ⅱ型・Ⅲ型は、創作的活動、生産活動、交流の場等、障害者の日中活動の場として、サービスの向上に努めます。	障害企画課
日常生活用具・補装具	適宜、取扱品目や給付限度額を見直す等をして、障害者の生活実態に見合ったサービス提供に努めます。	障害企画課
高齢障害者の日常生活支援	高齢障害者のサービス利用は介護保険が優先ですが、介護保険にはない障害特性に由来する必要なサービスを提供します。また、障害固有のニーズを考慮したサービス提供に努めます。	障害支援課
福祉事業者の指定・指導監督	指定障害福祉サービス事業所等の指定、指導監督等を行い、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ります。	福祉指導監査課

（２）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策名	取組	所管課
各種養成講座の実施	手話・要約筆記・点訳・音訳等の講習会を実施し、奉仕員の裾野を広げ、また、有資格者の拡大も目指します。	障害企画課
手話通訳者・要約筆記者等の派遣	利用者のニーズに応じて、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、登録手話通訳者のスキルアップを図るための現任研修を実施します。	障害企画課
点字・音声・手話等による情報提供	広報ひらかた、枚方市議会報、ひらかた健康づくりガイドなど市政情報を点字、音声で提供します。市主催事業について、手話通訳者の設置を働きかけます。また、市のホームページにおいても、音声データを公開するなど、ユニバーサルデザインの充実を図ります。	広報プロモーション課 健康づくり課 障害企画課 議事広報課
重度障害者入院時コミュニケーション支援	重度訪問介護及び行動援護等の支給決定を受けており、コミュニケーション支援が必要な重度障害者が入院した場合に、医療機関との意思疎通を円滑に図ることができるよう支援します。	障害企画課
緊急通報時手話通訳派遣事業（タブレット端末を利用）	聴覚障害者が新型コロナウイルス感染症の疑い等の感染症対策のため、緊急受診の際の手話通訳者派遣について、タブレット端末等を利用した遠隔手話通訳を実施します。	障害企画課
遠隔手話通訳対応（タブレット端末を利用）	遠隔によるタブレット端末を利用した手話通訳を本庁４か所のほか、中央図書館、３支所及び市立ひらかた病院の窓口で実施します。また、平日に加え、土日祝日における急な手話通訳の依頼にも対応できる遠隔手話通訳サービスを委託事業者により、実施します。	DX 推進課 障害企画課 各窓口担当課

施策名	取組	所管課
行政サービスの電子申請に向けた取組	電子申請により、市民の利便性向上を図るため、対応可能な業務から順次対応していきます。	DX 推進課 各課

２．緊急時の対応

■現状と課題

障害者及び障害児の入所施設や精神科病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている８０５０問題に備えるためには、地域での安心感を担保し、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が急務です。

地域には、障害者等を支える様々な資源が存在しますが、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活の支援体制となっていません。また、地域で障害者等や障害者等の家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が即座に行われる体制が必要となります。

このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、今まで福祉サービスの利用経験のない人を含めた地域生活を支援する体制の整備を行うため、国は「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」を定め、2017 年度（平成２９年度）末までに各市町村又は、障害福祉圏域ごとに少なくとも１つの拠点等を整備することとしました。

これを受け、枚方市障害福祉計画（第７期）において、2026年度（令和８年度）末までに地域生活支援拠点の整備を行うことを成果目標のひとつに掲げ、枚方市自立支援協議会での議論を重ね整備に向け検討を行い、緊急時の受入れ対応や体験の機会・場について事業を開始しています。

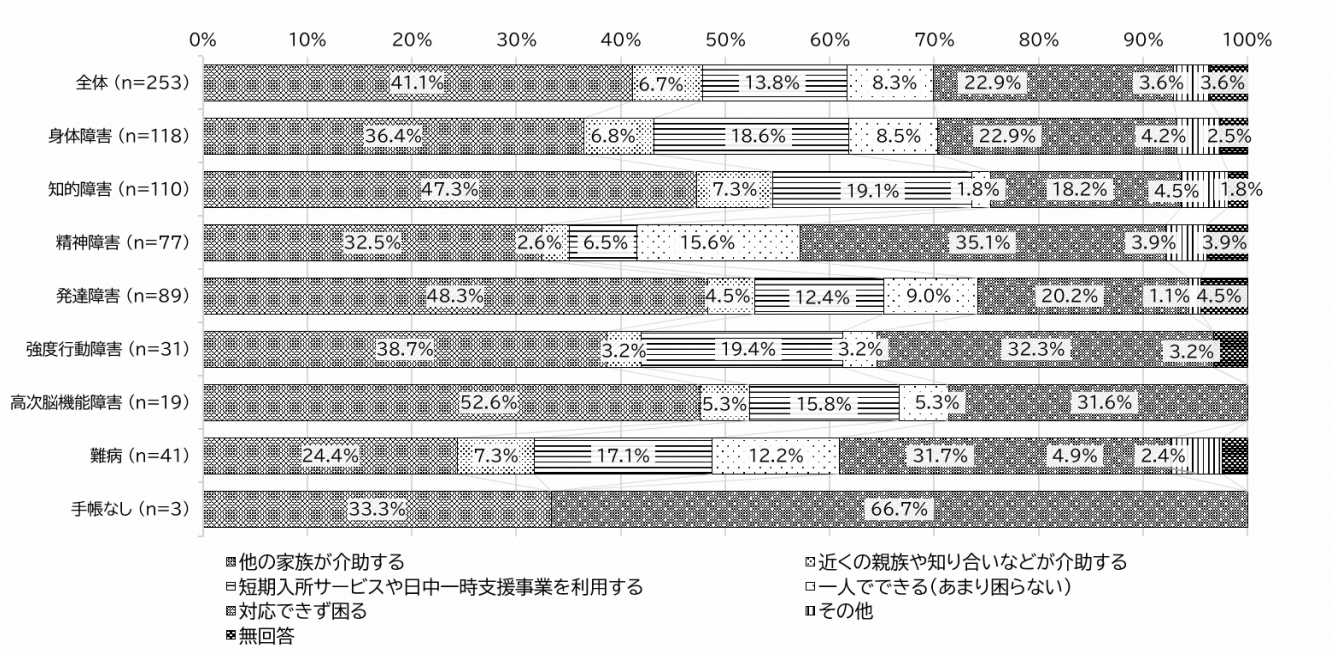
また、聴覚や音声・言語機能の障害で消防署への救急車や消防車の出動要請を電話で行うことが困難な人に対し、スマートフォン等から通報用 Web サイトにアクセスし消防署への連絡が可能な「ネット 119」を「福祉のてびき」等を通じ、引き続き周知しています。

【障害者アンケート結果】

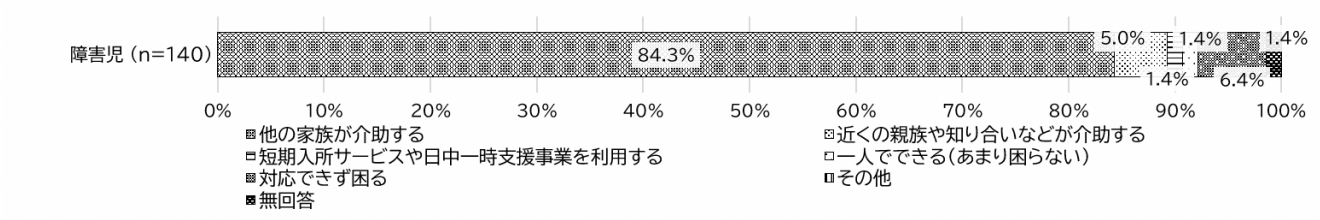
アンケート調査では、「主な介助者が病気・事故・休養等で一時的に介助ができなくなった場合の対応」の問いに対して、18 歳未満の児童では、18 歳以上の成人と比べて「他の家族が介助する」が 84.3%と最も高く、「短期入所サービスや日中一時支援事業を利用する」が 1.4%と低くなっています。また、「対応できず困る」と回答された人は成人では約 20%から 30%、児童では 6.4%となっています。（グラフ 9-1 及び 9-2 参照）

子どもの介助は家族や親族に頼る傾向がみられ、家族や親族で対応できない場合に必ずしも適切な福祉サービスの利用につながっていない傾向もうかがわれることから、今後も引き続き、福祉サービスの周知・啓発が求められています。

【グラフ 9-1：介助者が一時的に介助ができなくなった場合の対応（18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 9-2：介助者が一時的に介助ができなくなった場合の対応（18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

地域で支援を受けにくい状況にある障害のある人への、緊急時の支援の必要性に対応するため、ひとり暮らしの重度障害のある人への緊急通報装置の貸与や、音声による通報の困難な人への先進技術を活用した緊急通報システムの利用促進など、障害のある人が安心して地域で暮らせる支援体制の構築に努めます。

また、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの総合的な機能を有する、地域生活支援拠点について、それぞれの地域、障害特性のニーズに細やかに対応する観点から、各機能の実施状況及び内容について、枚方市自立支援協議会で検証を行い、さらなる充実を図ります。

このような施策を通じて、地域とのつながりの少ない人、障害の特性によるコミュニケーションの困難等により障害福祉や医療のサービスをあまり受けていない人など、支援の狭間にいる人を把握し、適切な支援につないでいく仕組みづくりを検討します。

（１）障害ニーズに応じた対応

施策名	取組	所管課
緊急通報装置の設置	緊急通報装置の貸与事業については、継続して事業を実施し、ひとり暮らしなどの重度障害者の不安感の解消を図ります。	障害企画課
地域生活支援拠点の機能の充実	相談、ひとり暮らしやグループホーム等の体験の機会の場、緊急時の受入れや対応等の機能を有した、地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。	障害企画課
ネット 119 緊急通報システムの活用	聴覚、音声・言語又はそしゃく機能の障害により、音声による 119 番通報が困難な人のために枚方寝屋川消防組合等が提供するネット 119 緊急通報システムの周知と利用促進に努めます。	障害企画課

３．保健・医療との連携

■現状と課題

障害者の中には、難病患者や医療的ケアを必要とされる人など、医療機関との密接な関係が必要な人が多くおられます。住み慣れた地域で引き続き生活をするため、各診療機関、訪問看護ステーション等との更なる連携強化が必要です。

本市では、健康増進法に基づき、市民を対象とした各種保健事業として、健康に関する講座、各種がん検診、住民健康診査、骨粗しょう症検診、歯周病検診、健康相談、歯科医師が訪問して行う歯科健康診査、保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士による訪問指導等を実施し、健康増進施策の充実に努めているところです。また、「枚方市歯科口腔保健計画」に基づき、「枚方市口腔保健支援センター」を設置し、歯科・口腔衛生の必要性・重要性について啓発を行っています。

「障害者（児）歯科診療事業」としては、枚方市歯科医師会に対して補助を行い、週１回の平日診療に加え、月３回の土曜日にも診療日を増やすなど、地域の歯科医療機関での治療、受診が困難な人に対する支援をしています。

精神障害者の地域移行の取組としては、枚方市自立支援協議会に「精神障害者地域生活支援部会」を設置し、この間、障害者相談支援センター、精神科病院相談員、高齢者サポートセンター、行政機関の職員等が市内精神科病院を訪問し、面接調査を行うなどしています。精神科病院等の医療機関も「精神障害者地域生活支援部会」に参画しており、定例的に会議を開催することにより、連携強化を図っているところです。

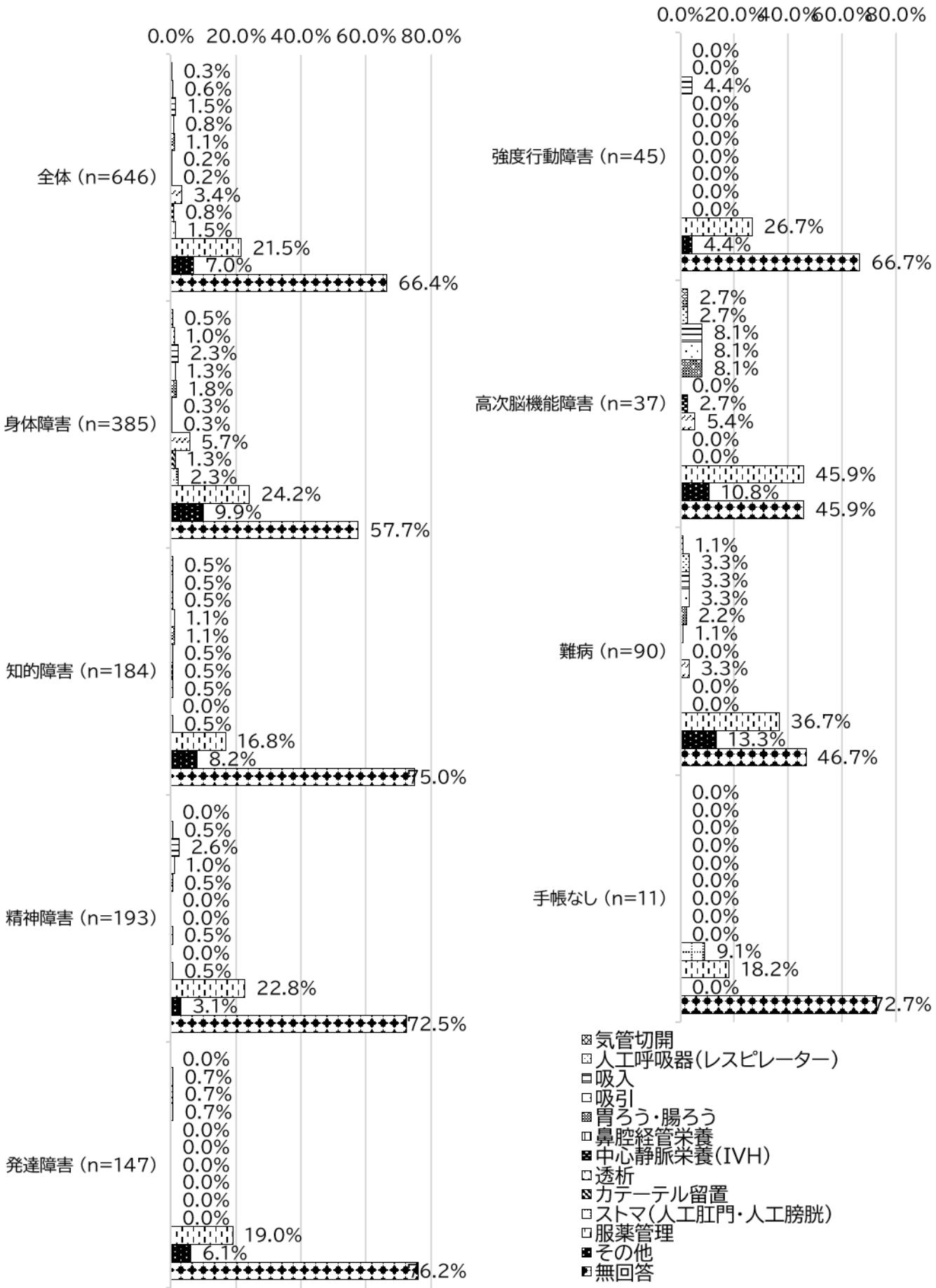
医療的ケア児等への支援については、多様化、複雑化するニーズに対して適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による協議の場として、2019年度（令和元年度）から「枚方市医療的ケア児等支援連絡会議」を設置し、意見交換や情報提供を図りながら連携強化に取り組んでいます。

また、入院時の支援として、重度訪問介護利用者に対し、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーの派遣を通じて、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を実施するとともに、その他の重度障害者には「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。

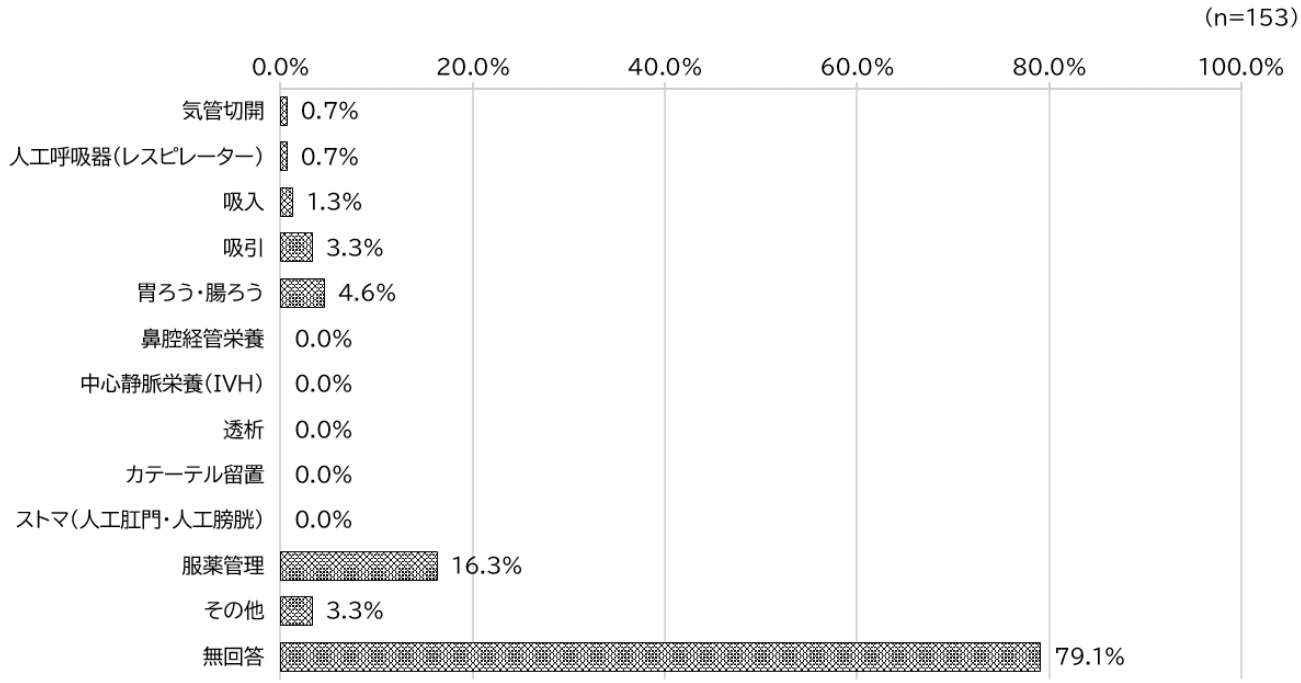
【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、現在受けている医療的ケアについて、全体では 21.5%の人が「服薬管理」を挙げており、次いで「透析」が 3.4%となっています。身体に障害のある人では、「服薬管理」が 24.2%、「透析」が 5.7%、「吸入」と「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が 2.3%とやや高くなっています（無回答・その他を除く）。また、18 歳未満の児童においても、「服薬管理」が 16.3%と最も高くなっています。次いで「胃ろう・腸ろう」が 4.6%、「吸引」が 3.3%、「吸入」が 1.3%となっています（無回答・その他を除く）。医療的ケアはそれぞれの特性に応じて適切なケアを受ける必要があり、医療の果たす役割は大変重要です。（p.62　グラフ 10-1、及びp.63　グラフ 10-2 参照）

【グラフ 10-1：現在受けている医療的ケア（複数回答・18 歳以上）（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 10-2：現在受けている医療的ケア（複数回答・18 歳未満）（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

障害のある人とその家族の実情に応じ、それぞれの障害特性に対応した保健事業の提供体制を拡充していきます。難病のある人や、精神疾患のある人などの病気の理解や地域での療養生活の継続を目指し、地域住民や関係機関職員に対し、専門職による相談の機会の確保や、関係機関等のスタッフの知識の向上などを図ります。

また、令和９年４月より施行される「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」では、年齢制限が撤廃されることにより、従来の 18 歳未満（児童）に限定されていた支援対象範囲が広がり、18 歳以上の医療的ケアが必要な児童・者を包括的に対象とすること、同時に重症心身障害児・者も対象となります。本市では、法改正により新たに対象となった方々も含め、日常的に医療的ケアを必要とする障害のある人に、切れ目のない総合的な支援策を展開するために、医療機関との連携を引き続き推進します。障害特性に応じて、在宅で診療を受ける機会の確保などに取り組みます。

（１）保健・医療との連携

施策名	取組	所管課
健康相談事業の推進	生活習慣病や日常の健康管理などについて、保健師や管理栄養士などの専門職員による指導や助言を行います。	健康づくり課
訪問指導事業の推進	保健師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士などの専門スタッフによる訪問指導事業に取り組みます。	健康づくり課
健康教育事業の推進	生活習慣病の予防や健康の保持・増進が図れるよう、健康に関する正しい知識を普及する健康教育事業に取り組みます。	健康づくり課
口腔保健の推進	障害者（児）の入所・通所施設で歯科健康診査や口腔衛生指導が実施できるよう環境整備に努めるなど、障害者（児）の口腔ケアや口腔機能の向上を図ります。	健康づくり課
難病患者の療養支援	指定難病患者とその家族の在宅療養支援を目的に保健師や専門職による相談事業、訪問指導事業、医療講演会、患者家族交流会等を実施します。また、支援スタッフの難病に関する知識・理解の促進や支援技術の向上を図るため、関係機関等に研修会を実施します。	保健予防課
精神疾患患者に対する相談体制の充実	精神疾患を有する者、または疑いがある者またはその家族等に対して、地域生活等の相談ができるように保健・医療・福祉の重層的な連携を図ります。また関係課で連携し、精神科医や臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等による、精神疾患の早期発見、早期治療の推進等に向けた相談を行います。	障害支援課 保健医療課

施策名	取組	所管課
在宅医療体制の充実	枚方市内の三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や医療機関、訪問看護ステーションと連携し、在宅医療体制の充実に取り組みます。	保健医療課
障害者歯科診療	枚方市歯科医師会と連携し障害者の歯科診療の受診機会をさらに増やすなど診療体制の充実に努めます。	障害企画課
在宅難病患者の地域医療	難病患者・家族が安心して在宅療養ができる地域づくりに取り組むために、難病専門医、かかりつけ医、地域の医療関係職種等の連携を強化し、医療ネットワークを構築します。	保健予防課
病院からの地域移行	枚方市自立支援協議会精神障害者地域生活支援部会において医療機関等と連携し、退院促進に取り組みます。	障害支援課
医療的ケア児等 支援連絡会議	連絡会議を通じ、医療的ケア児の在宅生活を支援する関係機関による意見交換や情報提供を行います。	障害支援課

第４節　自分らしい生き方を見つける・選ぶ

１．就労に向けた支援

■現状と課題

障害者が働くことを通じて、生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加できるようにするためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが重要です。

障害者の就労に対するニーズに対応するため、相談支援事業所や一般就労に向けての障害福祉サービス事業所、訓練機関の役割が、今後、ますます大きくなってきます。

本市では、ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センター等と連携のもと、「障害者合同就職面接会」、「障害者庁舎内実習」を実施して、障害者の一般就労を支援しています。

本市で実施している「就労支援強化事業」については、市域の課題、ニーズに合わせた事業展開を行ってきました。

また、就労移行・継続・定着支援に加え、2025 年（令和７年）10 月に創設された就労選択支援に関しても、適切なアセスメント手法の構築や本人の意思決定を尊重した支援の実施に向けて、枚方市自立支援協議会就労支援部会や障害者就業・生活支援センター等と連携した講習会等を開催し、各事業所のスキルアップを図っています。本市でも、2017 年度（平成 29 年度）から実施している「チャレンジ雇用」において、知的障害者や精神障害者の雇用を進めるとともに、2025年度（令和７年度）に策定した第２期障害者活躍推進計画に基づき、障害者雇用の推進及び職場環境の整備に取り組んでいます。

本市域にある「就労継続支援Ｂ型事業所」の平均工賃は 19,848 円（2024年度（令和６年度））となっています。

枚方市自立支援協議会就労支援部会では、障害者の一般就労に向けての取組と並行して工賃向上についても取り組んでおり、「共同受注センター」の機能について、先進事例の見学を行うなど調査・研究を行ってきた結果、複数の事業所が共同で受注して作業を行う「ひらかた共同受注・優先調達ネットワーク」を 2019 年度（令和元年度）から実施しています。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「障害者優先調達推進法」という。）が 2013 年度（平成 25 年度）から施行され、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が生じたことにより、本市でも「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（以下、「優先調達方針」という。）を策定し、障害福祉サービス事業所から物品等

を購入しており、調達実績の向上に努めています。

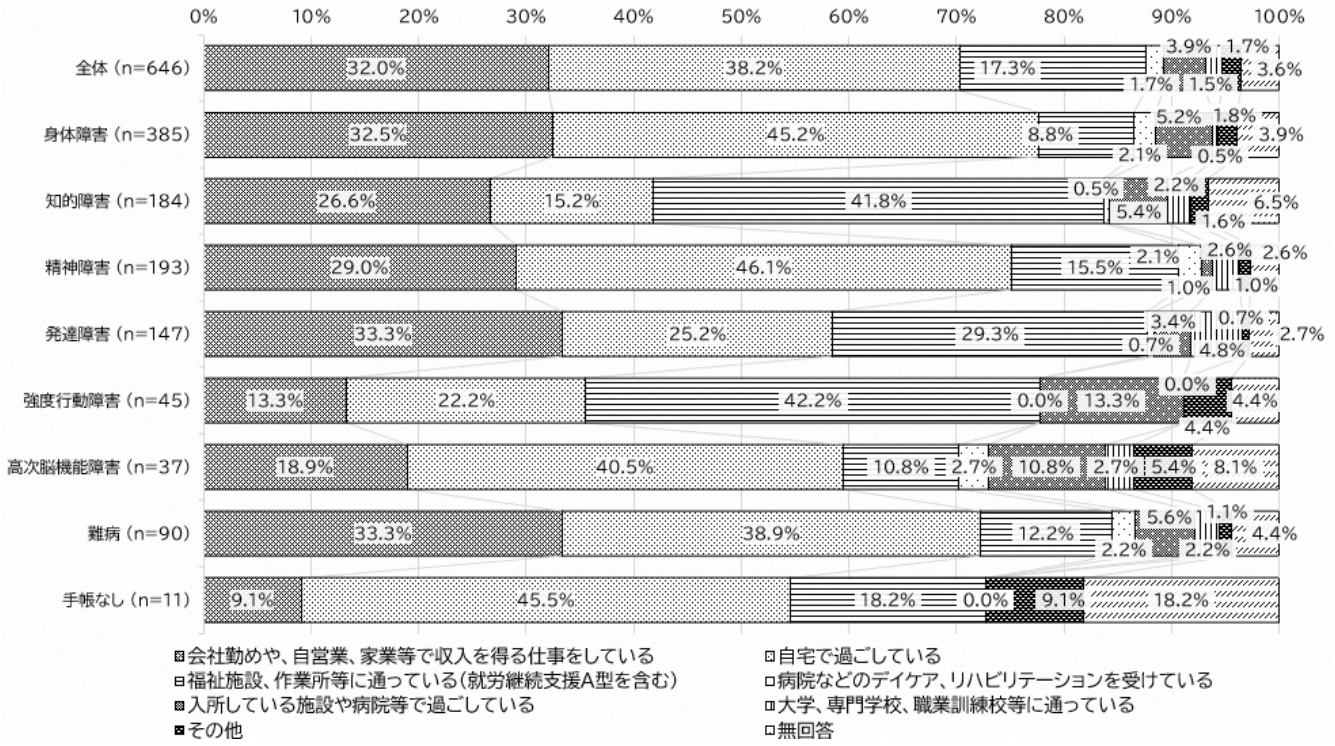
また、市民、事業者等が授産製品を購入する際に活用してもらえるよう、本市域の障害者就労施設等が製作している物品をまとめた「枚方市内障害者就労施設等商品カタログ」を 2026（令和８）年度に改訂し、発行しています。

その他、「福祉バザー」会場の提供など、工賃水準の引上げに取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

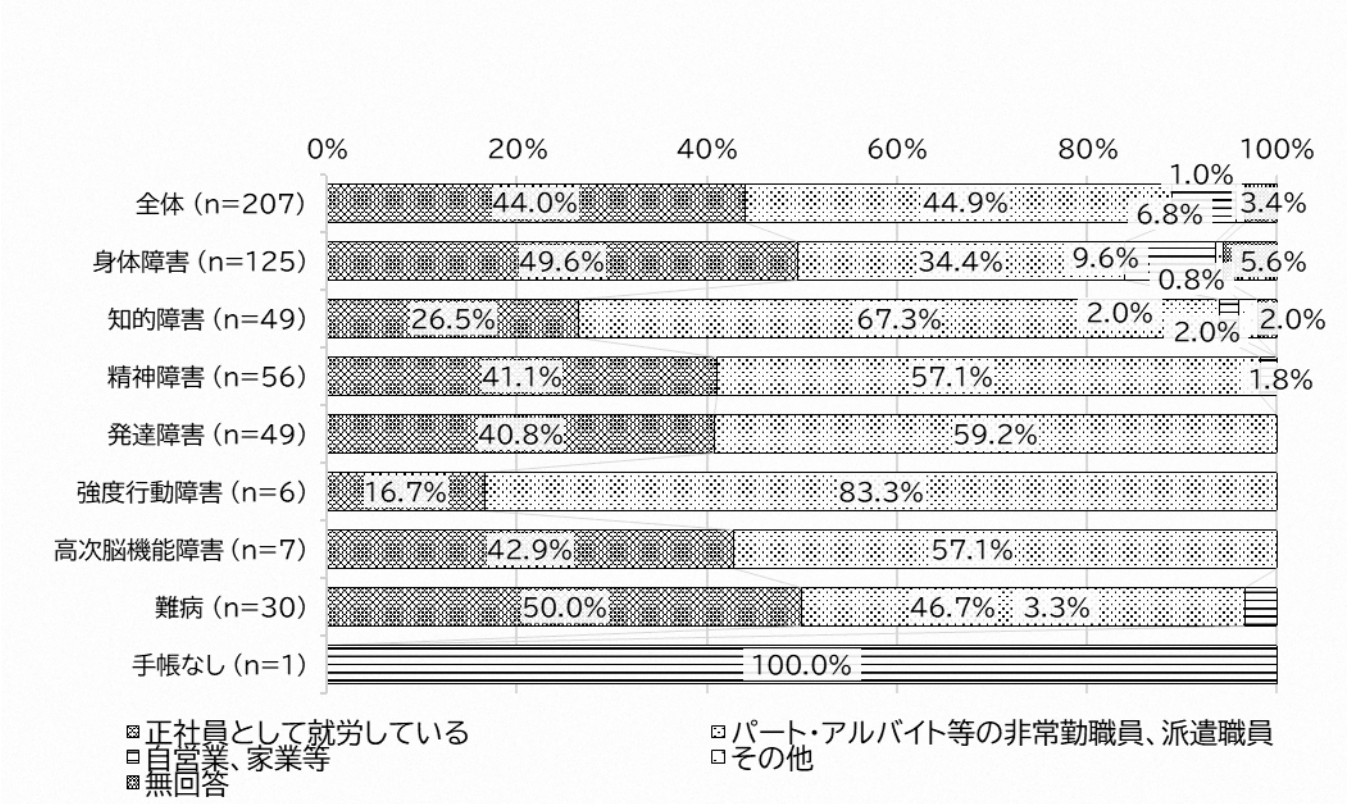
アンケート調査では、「平日の日中を主にどのように過ごしているか」の問いに対して、全体では「自宅で過ごしている」が 38.2%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得る仕事をしている」が 32.0%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援Ａ型を含む)」と回答された人が 17.3%となっています。知的障害者強度行動障害者では「福祉施設、通所事業所等に通っている（就労継続支援Ａ型を含む）」が最も多くなっています。（グラフ 11 参照）

【グラフ 11：平日日中の過ごし方（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」と回答した人を対象に、どのような勤務形態で働いているかを尋ねたところ、全体では、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 44.9%と最も高く、次いで「正社員として就労している」が 44.0%、「自営業、家業等」が 6.8%となっています。障害種別でみると、身体に障害のある人では正社員として就労している人が最も高く、他の障害特性のある人では非常勤職員、派遣職員が最も高くなっています。（グラフ 12 参照）

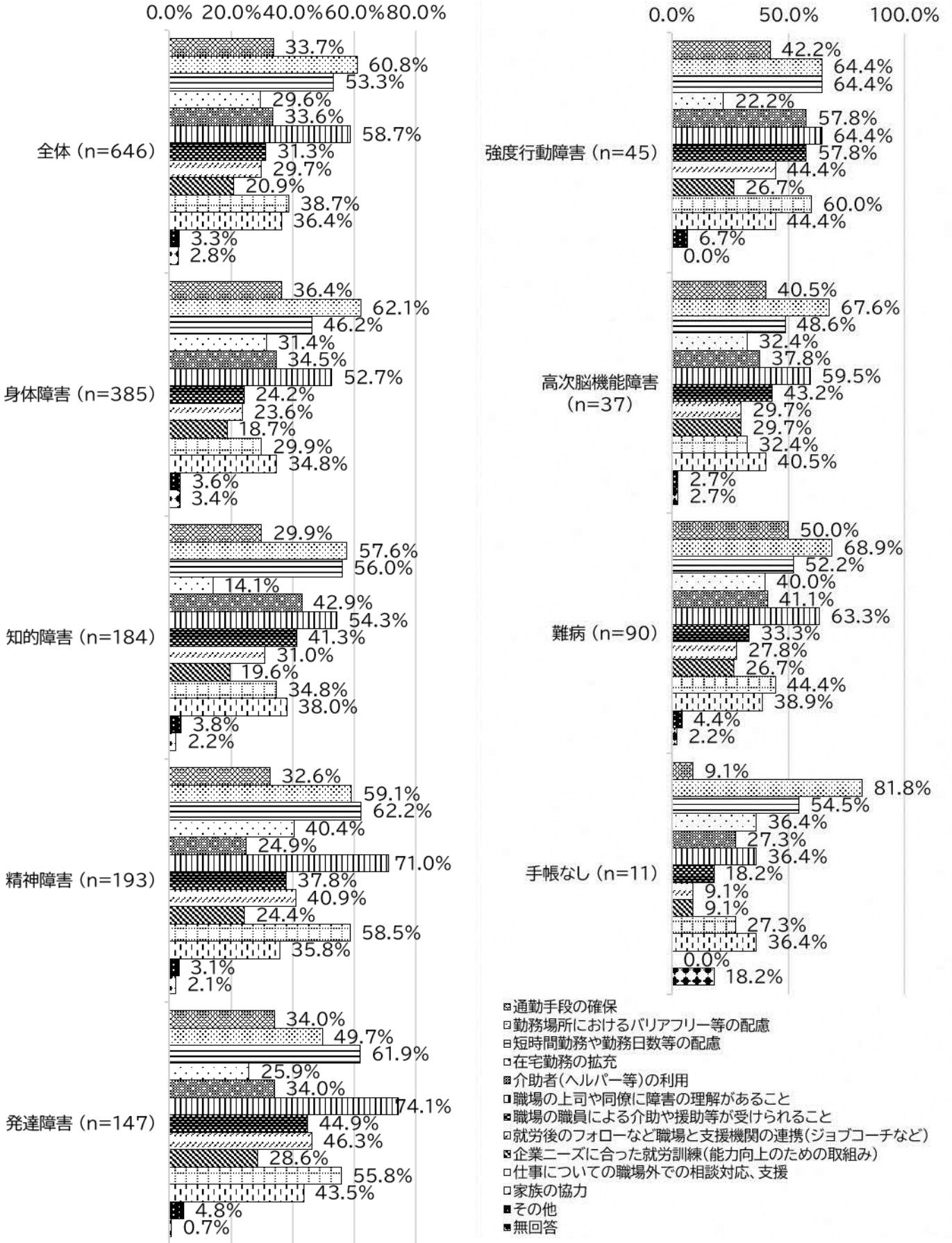
【グラフ 12：勤務形態（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



障害者の就労支援として、どのようなことが必要か尋ねたところ、全体では、「勤務場所におけるバリアフリーの配慮」が 60.8%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 58.7%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 53.3%となっています。障害種別でみると、知的に障害のある人では「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」が 57.6%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 56.0%、また、精神に障害のある人では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 71.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 62.2%と全体と比較すると高い傾向にあります。18 歳未満の児童でも、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 78.4%と最も高くなっています。（p.69　グラフ 13-1、及び p.70　グラフ 13-2 参照）

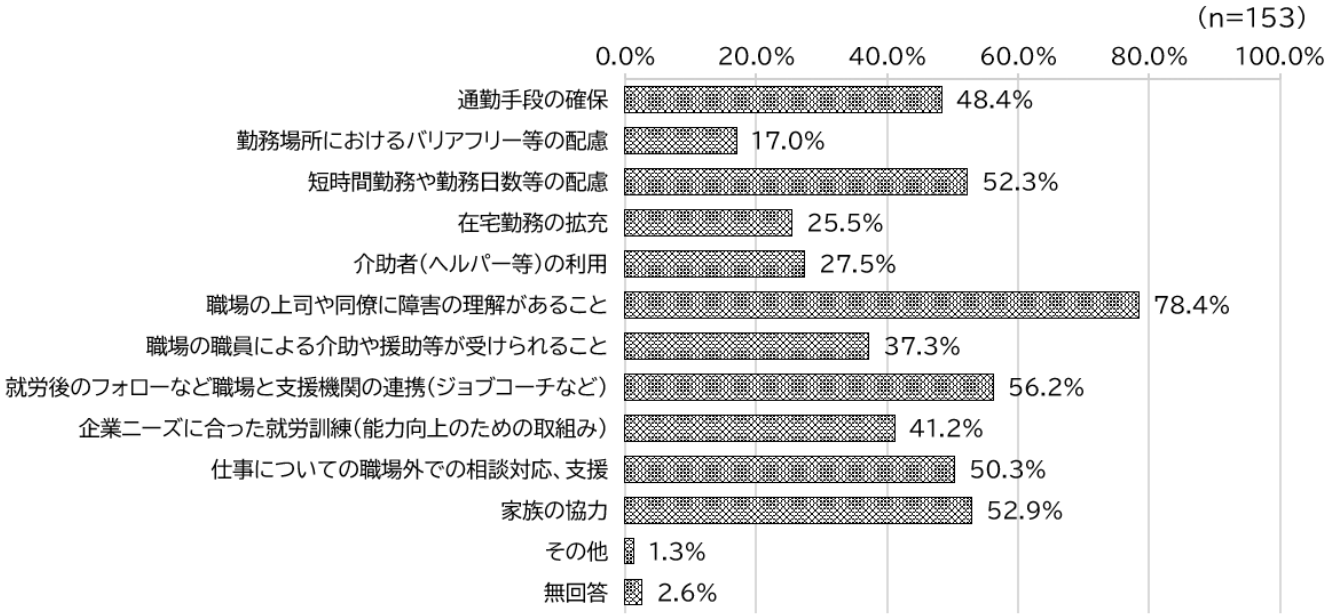
このような調査結果から、一般就労に向けた取組が課題であることがうかがえます。また、就労支援に必要なこととして、職場の理解を挙げる人が突出して高いため、障害についての理解の普及・啓発を一層推進するとともに、職場外での相談や、就労後のフォローとして、柔軟な勤務形態の配慮などが求められていることへの対応が重要です。

【グラフ 13-1：障害者の就労支援として必要なこと（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 13-2：障害者の就労支援として必要なこと（１８歳未満）

（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

ハローワーク枚方、枚方市障害者就業・生活支援センターや市内の障害福祉サービス事業所等と連携して、「庁舎内実習」や、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、障害者の雇用機会の創出に取り組むとともに、一般企業等への啓発にも努めます。

また、枚方市障害者就業・生活支援センターを軸として、就労相談や職場定着支援等の一般就労に向けた相談・支援体制の充実に取り組みます。

就労移行支援や就労継続支援等の日中活動系サービスでは、就労に向けた計画的な訓練や指導、企業における実習等を実施し、利用者の特性等に応じた柔軟な勤務形態等の配慮を含めた支援など、企業での取組を促します。

「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。

また、市民、民間事業者に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達及び販売促進が図れるよう働きかけるとともに、市の施設を活用して、授産製品の販売機会、就労の場を設けるなど、販路開拓、販売拡大を通した工賃水準の引上げのための支援に取り組みます。

（１）就労に向けた支援

施策名	取組	所管課
障害者合同就職面接会	ハローワーク枚方や枚方市障害者就業・生活支援センターと連携して、「障害者合同就職面接会」の開催を通じて、一般企業等への啓発にも努めます。	障害支援課
職場体験機会の提供	本市での「庁舎内実習」を実施して、障害のある人の職業体験機会の提供に取り組みます。	障害支援課
チャレンジ雇用 障害のある人への就労支援	2017 年度（平成 29 年度）から実施している、障害のある人を一定期間本市職員として雇用する「チャレンジ雇用」制度を、継続して実施していきます。	人事課 障害支援課
市職員への雇用	本市の障害者活躍推進計画で目標に掲げる障害者雇用率の実現に向けて、職員採用試験において障害者枠を設けるとともに、非常勤職員等の採用についても同様に取り組んでいきます。	人事課
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、既存事業所の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担う人材の育成等事業者の支援施策を講じます。	障害企画課

（２）就労に関する相談支援

施策名	取組	所管課
就労相談及び就労選択・職場定着支援	枚方市障害者就業・生活支援センターが軸となって、ハローワーク枚方等の関係機関や企業との連絡調整を進めながら、就業、社会生活上の相談支援や就労選択、職場定着のための支援に取り組みます。	障害支援課
難病患者働き方相談	指定難病患者を対象に、ハローワーク枚方や難病診療連携拠点病院である関西医科大学附属病院と連携し、就労や仕事の継続に向けた相談支援を行います。	保健予防課

（３）工賃向上に向けた支援

施策名	取組	所管課
障害者の工賃改善	「福祉バザー」などにより、授産製品の販促活動に取り組んでいきます。また、ひらかた共同受注・優先調達ネットワークの取組への支援を通じて、障害者の工賃アップにつなげていきます。	障害支援課
優先調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達	優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進します。	障害支援課

２．社会参加と多様な学習への支援

■現状と課題

障害者の多様な生涯学習活動や余暇活動への参加は、生活の質（ＱＯＬ）の向上や自己実現につながります。また、障害者の社会参加が進むことにより、市民が障害者や障害に対して理解と認識を深めることにもつながることとなります。

本市では市営駐車場・駐輪場や総合福祉会館など市施設の利用料を割引くほか、手話をまじえた絵本の読み聞かせや、障害者を対象としたスポーツ教室等、障害者が参加できる文化・スポーツ・レクリエーションイベントを開催する等、障害者の社会参加の支援に取り組んでいるところです。今後は、これらの取組を継続するとともに、障害者が主体的に学習活動を行える場と機会を確保する等、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間たちと過ごすことのできる場所」の確保が課題となっています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「余暇にしたい活動をするために何が必要ですか」との問いに対して、全体では「特にない」を除くと、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」が２８.6%と最も高く、次いで「交通機関や公共施設の改善」が 19.8%、「介助者や支援者の付き添い」が 19.7%、「イベントなどの情報が簡単にわかる仕組み」が 16.7%などとなっております。障害種別でみると、「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」については、どの種別でも高くなっていますが、「介助者や支援者の付き添い」が強度行動に障害のある人では 48.9%、知的に障害のある人では 36.4%、「交通機関や公共施設の改善」については高次脳機能に障害のある人では 32.4%、難病患者では 30%と他の障害種別に比べて高い傾向にあります。

（p.74　グラフ 14-1 参照）

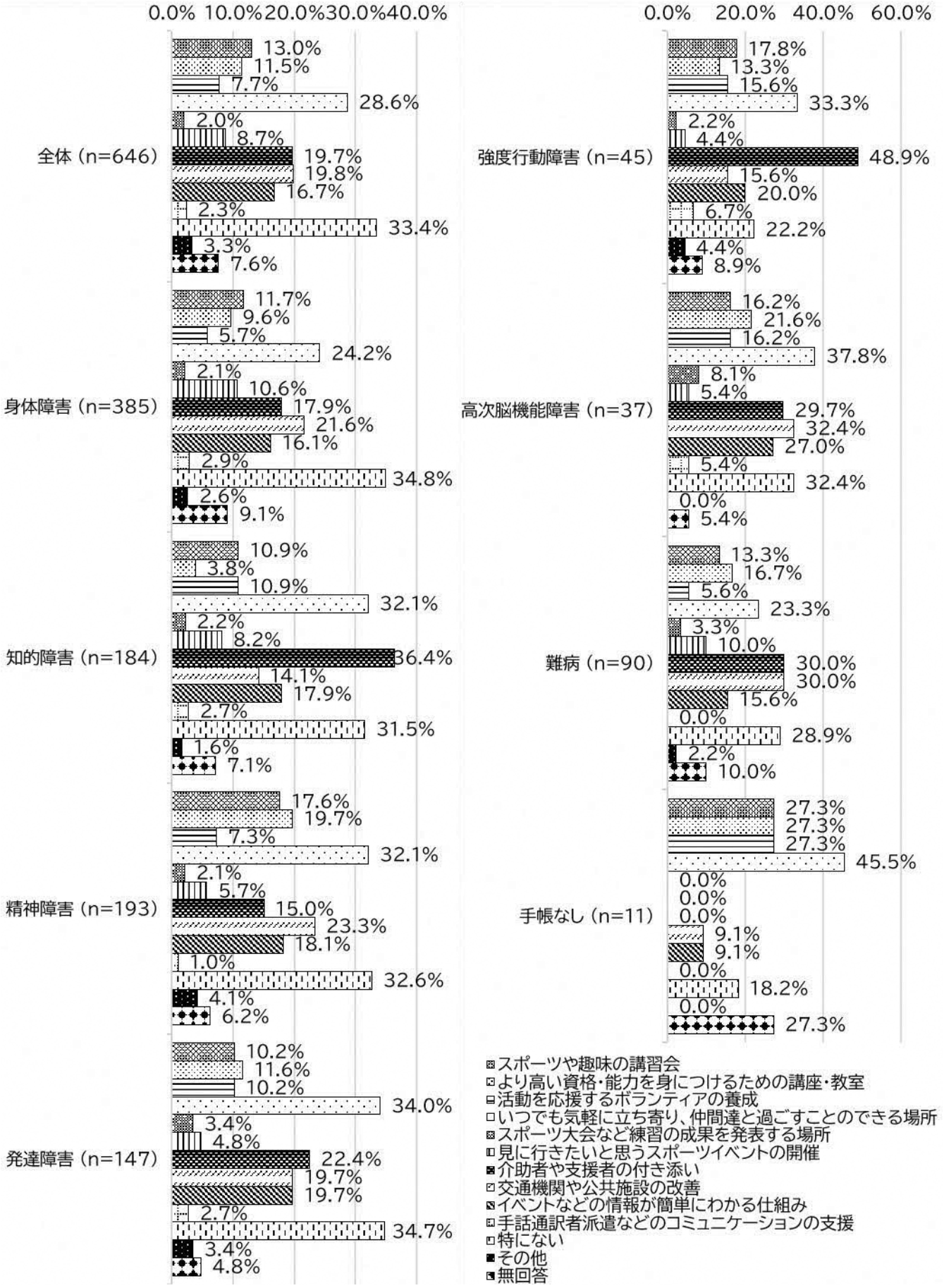
また、18 歳未満の児童では「いつでも気軽に立ち寄り、仲間達と過ごすことのできる場所」が 45.8%と最も多く、次いで、「介助者や支援者の付き添い」が 30.1%など高い傾向にあります。前々回の調査から引き続き、居場所づくりが重要であることを示す結果となり、今後も身近な居場所づくりに努めることが求められています。

（p.75　グラフ 14-2 参照）

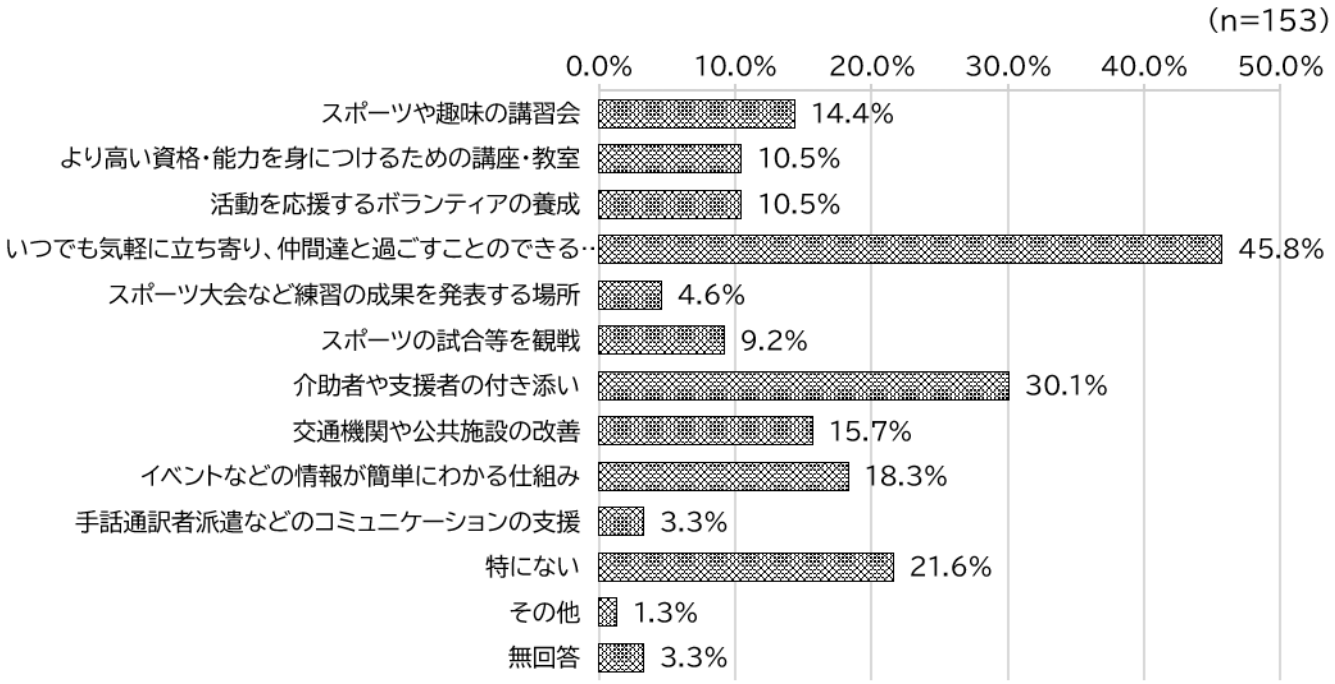
また、文化・芸術活動の機会については、「ある」が 46.1%、「ない」が 49.8%となっており、活動や鑑賞したことのあるものについては、「映画」が 73.1%と最も多く、次いで、「美術」が 70.5%などとなっております。「美術」については自分でつくるという回答が 15.8%と高い割合を示すなど、芸術活動にも意欲的に参加していることがうかがえ、余暇について多様な過ごし方を支援することが求められています。

（p.75　グラフ 15-１、及び P76　15-２参照）

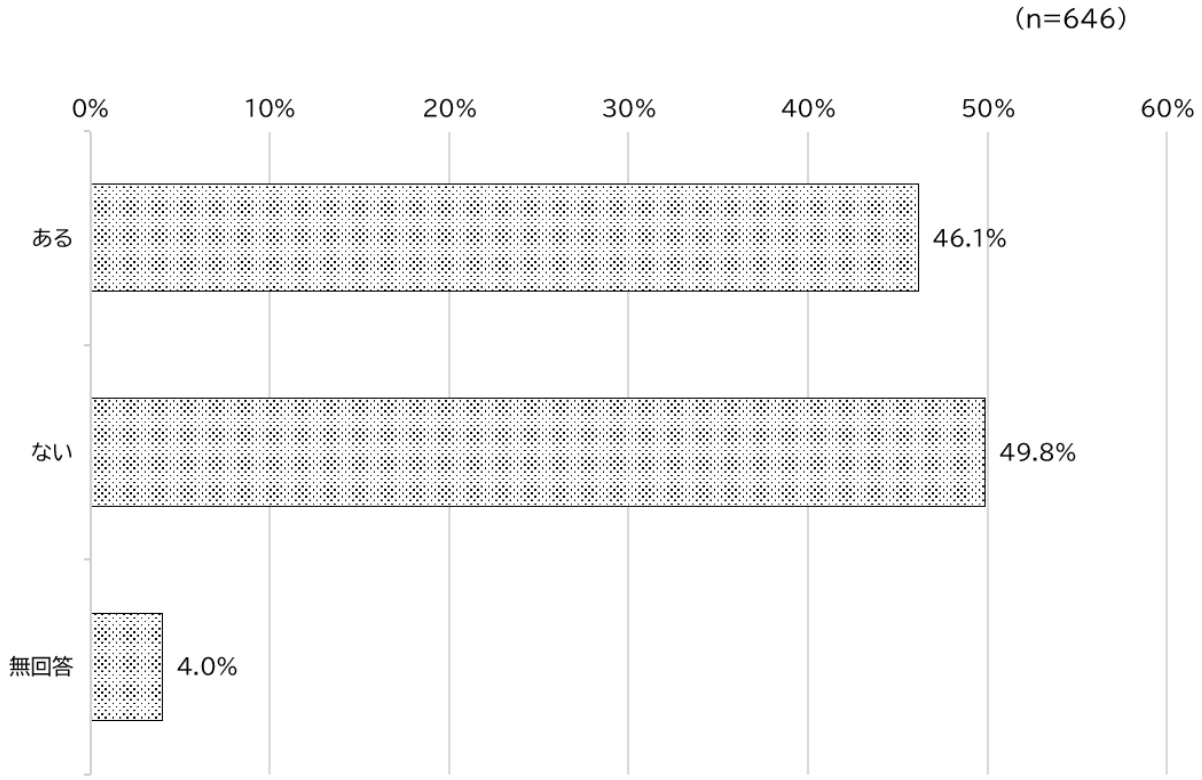
【グラフ 14-1：余暇活動をするために必要なこと（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



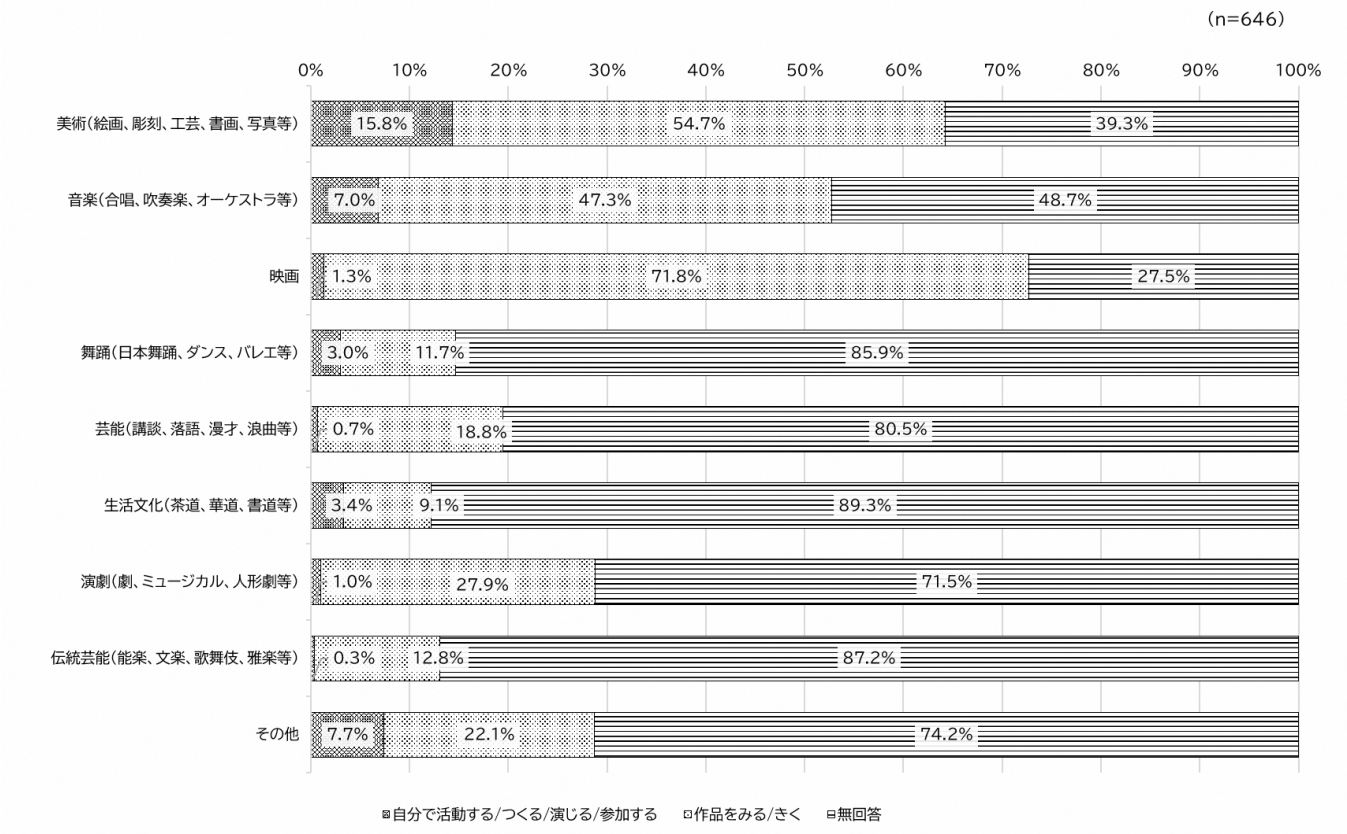
【グラフ 14-2・余暇活動をするために必要なこと（１８歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 15-1：・文化・芸術活動・作品などの鑑賞の機会（１８歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 15-2：・文化・芸術活動・作品などの鑑賞の経験（１８歳以上）】



■施策の基本的な方向

障害者の学習の場を提供するとともに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の趣旨を踏まえ、障害者の読書環境の向上等に向けてさらに取り組みます。

また、文化・芸術イベント、スポーツ・レクリエーションへの参加機会を確保し、地域の人々との交流、相互理解の促進を図ります。

そういった活動を通して、障害のある人の自己実現を図り、自分を表現する機会の創出を目指します。そのため、できる限り地域の人の活動への参加や共同開催を可能にする仕組みづくりを検討するとともに、障害のある人もない人も共にイベントなどに参加しやすくなるよう、手話や先進機器などによるコミュニケーション支援や、移動支援などの取組を並行して進めます。

（１）生涯学習の推進

施策名	取組	所管課
社会参加・自立を助ける学習活動	生涯学習事業など、様々な場面で学習機会を提供するとともに、障害者の主体的な学習を支援します。	文化生涯学習課 教育政策課

（２）文化・芸術活動への支援

施策名	取組	所管課
文化・芸術活動の支援	障害者の生きがいづくりと、様々な世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。	文化生涯学習課
図書館サービス	障害者の読書環境の向上のために、大活字図書、点字・録音資料、手話・字幕付き映像資料等、障害者に利用しやすい資料の提供体制を整えるとともに、対面読書サービスの実施や録音資料専用再生機の貸出を行います。また、障害者の図書館への来館機会とイベントへの参加機会を増やすため、バリアフリー映画上映会や手話ブックトーク、手話で楽しむおはなし会等のバリアフリー行事を実施します。	中央図書館

（３）スポーツ・レクリエーション活動への支援

施策名	取組	所管課
スポーツ・レクリエーション活動の充実	風船バレーや卓球等のスポーツ事業を定期的に実施し、障害者にスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、ウィルチェア（車いす）スポーツ、ｅスポーツ、ボッチャ等、利用者ニーズの高い種目を選んで、スポーツ・レクリエーション教室を開催するなど、障害者のレクリエーション活動等の支援に取り組みます。	スポーツ振興課 障害企画課

第５節　身近な相談窓口の充実ときめ細やかな情報提供

１．相談・支援体制の充実

■現状と課題

障害者総合支援法では、障害者が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な情報の提供を行うとともに、関係機関と連携し、支援にあたることが市町村の役割とされています。

本市では、市内７か所の相談支援センターにおいて、障害者の相談支援を行っています。このうち 3 か所の相談支援センターについては基幹相談支援センターと位置付け、総合的、専門的な相談支援に加え、地域の相談支援体制の強化や、地域移行・地域定着の促進、障害児に対する療育支援事業等についても取り組んでいます。

【障害者アンケート結果】

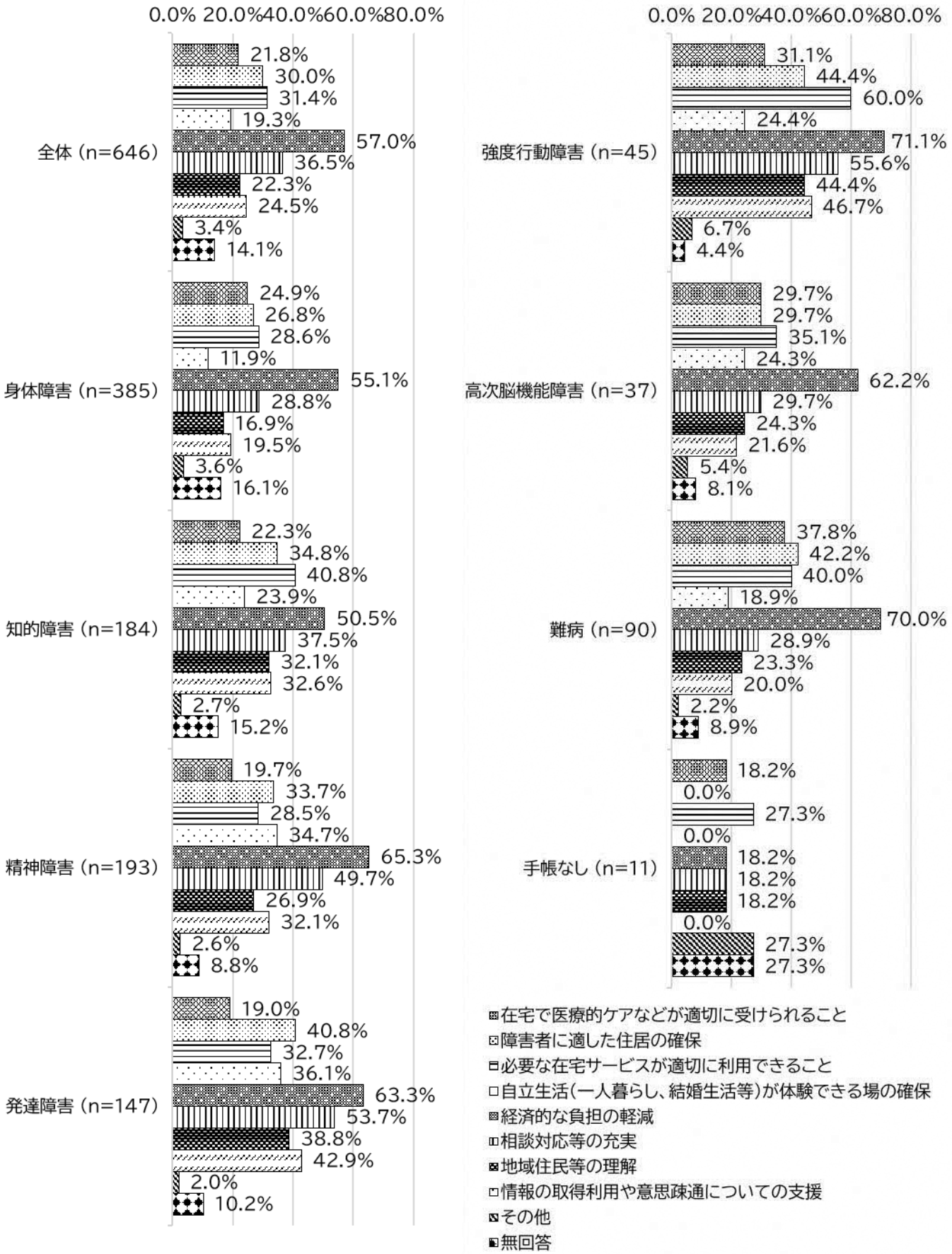
アンケート調査では、地域で生活をするために必要な支援として、18 歳以上では 36.5%、18 歳未満では 47.1%の人が「相談対応等の充実」と回答されています。（p.79 グラフ 16-1 及びp.80 グラフ 16-2 参照）

一方で、18 歳以上では 71.5%以上の人が、18 歳未満では 57.5%の人が相談支援を利用していないと回答されていました。利用しない理由としては、18 歳以上では「利用しなくても困らないから」が 37.4%と最も高く、次いで、「どんな内容を相談すればよいか、わからない」が 23.2%、「相談する内容がないから」が 19.7%、18 歳未満では「どんなサービスか知らない」が 38.9%と最も高く、次いで、「利用しなくても困らないから」、「どんな内容を相談すればよいか、わからない」がともに 27.4%でした。（p39 グラフ 6-1 及び 6-2 参照）

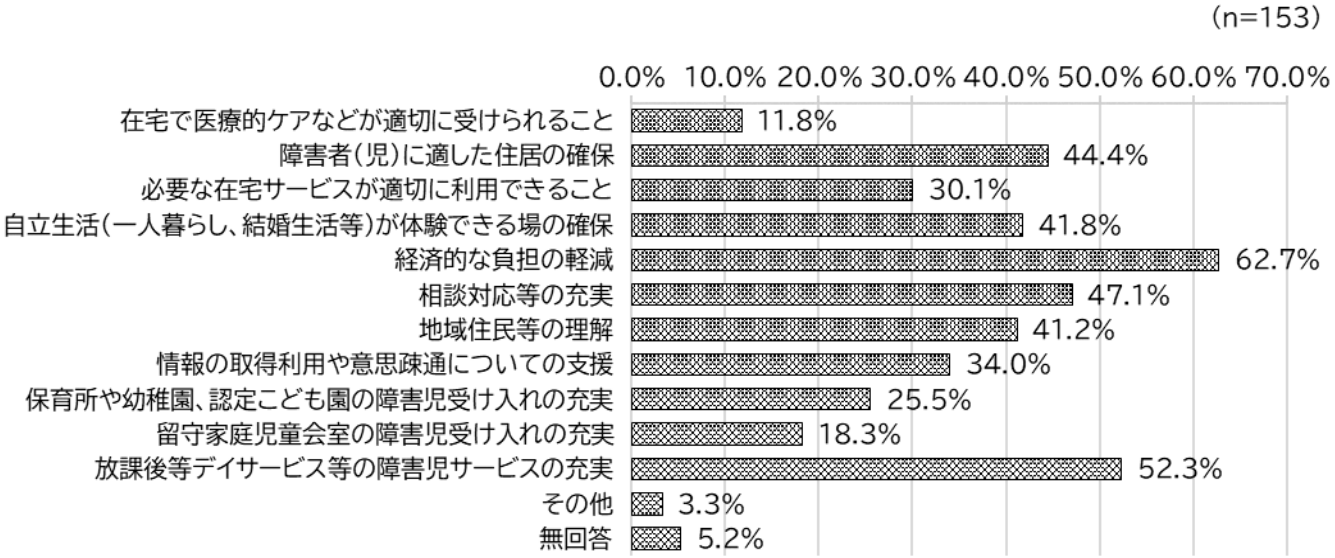
また、相談相手を尋ねたところ、全体では「家族や親せき」が 77.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が 31.6%、「かかりつけの医師や看護師」が 27.2%となっています。障害種別でみても、「家族や親せき」が最も高くなっていますが、「グループホームや施設の指導員など」が強度行動障害のある人では 28.9%、知的に障害のある人では 22.3%、「かかりつけの医師や看護師」が精神に障害のある人では 44.6%、18 歳未満の児童では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が 43.8%と全体より高くなっています。一方で「障害者相談支援センター等の民間の相談窓口」や「行政機関の相談窓口」に相談する人はいずれの障害種別や児童でも５%未満となっています。（p.81 グラフ 17-1、及びp.82 グラフ 17-2 参照）

このような調査結果から、引き続き相談支援センター及び基幹相談支援センターの周知を行うとともに、身近な地域で、気軽に立ち寄ることができる伴走的な相談支援体制の再構築が必要です。

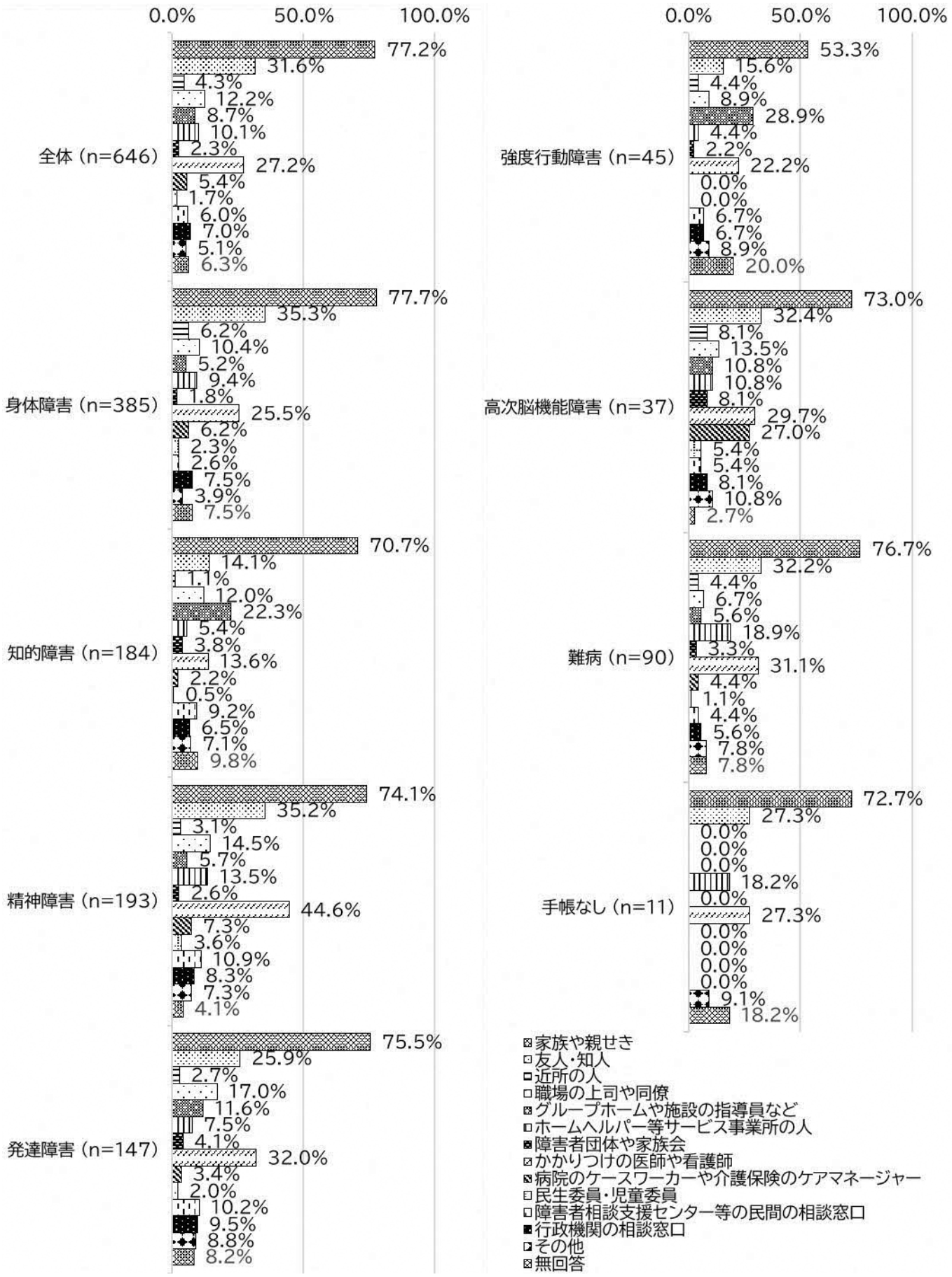
【グラフ 16-1：地域で生活するために必要な支援（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



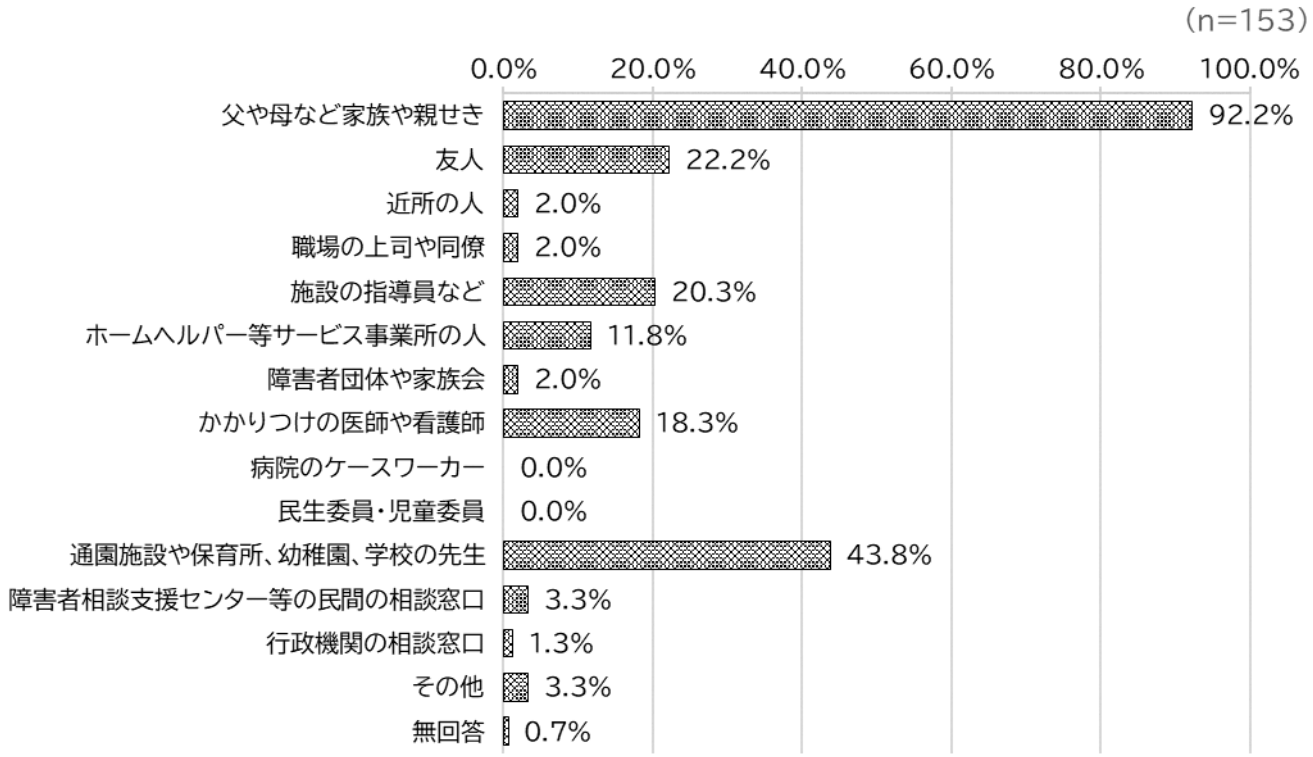
【グラフ 16-2：地域で生活するために必要な支援（複数回答・18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 17-1：悩みや困ったことを相談する相手（複数回答・18 歳以上）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



【グラフ 17-2：悩みや困ったことを相談する相手（複数回答・18 歳未満）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

相談支援センターの周知を図り、身近な地域において相談できる体制づくりを引き続き進めます。相談支援センターについては、身近な相談窓口をより拡大し、センター間の連携の機能を強化するとともに、相談支援を担う人材の資質向上に努めます。

また、枚方市自立支援協議会において、相談支援センターなどの地域の様々な関係機関が協議し、地域の課題を発掘し、情報を共有することによって、それぞれの機関での相談への対応をより充実した内容にできるよう取り組みます。枚方市自立支援協議会では相談支援センターの活動報告、地域生活支援事業者選定審査会では活動内容の評価を行います。

さらに、地域に移行し定着しようとする人たちに、必要な情報や相談支援が適切に提供されるように、相談支援センターなどの関係機関と連携し、地域との接点の少ない人にも必要な支援を実施するため、地域の社会資源の活用などを進めます。

そういった相談支援を総合的に提供するためにも、地域生活支援拠点の各機能について検証を行い、体制の充実に向けて取り組みます。

（１）相談・支援体制の充実ときめ細やかな情報提供

施策名	取組	所管課
障害者の相談支援体制	障害者から相談に応じ、必要な情報提供及び助言、サービスの利用支援など関係機関と連携しつつ、地域の社会資源を活用し必要な援助を行います。また、専門的な対応ができるように、相談支援センターにおける人材育成や連携体制の充実を図ります。	障害企画課
枚方市自立支援協議会	相談支援センターをはじめ、地域の関係機関が集まり、障害者が自立した地域生活を営む上で必要となるサービス基盤や人材、社会資源の確保などについて検討を行います。	障害企画課
病院、入所施設からの地域移行	退院・退所した障害者が地域で自立した生活を送れるよう、関係機関や相談支援センターとともに、必要な相談や支援を行える体制づくりを進めます。	障害支援課
地域定着支援	地域移行後や「ひきこもり」等、地域との接点が少ない障害者に対し、地域でいきいきと安定した生活を営めるよう、必要な支援を関係機関と連携しながら進めます。	障害支援課
地域生活支援拠点の整備	相談、ひとり暮らしやグループホーム等の体験の機会の場、緊急時の受入れや対応等の機能を有した地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。	障害企画課

２．関係機関との連携による支援の充実

■現状と課題

医療技術が進歩し、医療的ケアが必要な障害者（児）が在宅生活における相談支援の際、その家族等を取り巻く課題など、相談内容が多岐にわたることが多い中、関係機関との連携により、それぞれの専門性により総合的に対応することが求められています。

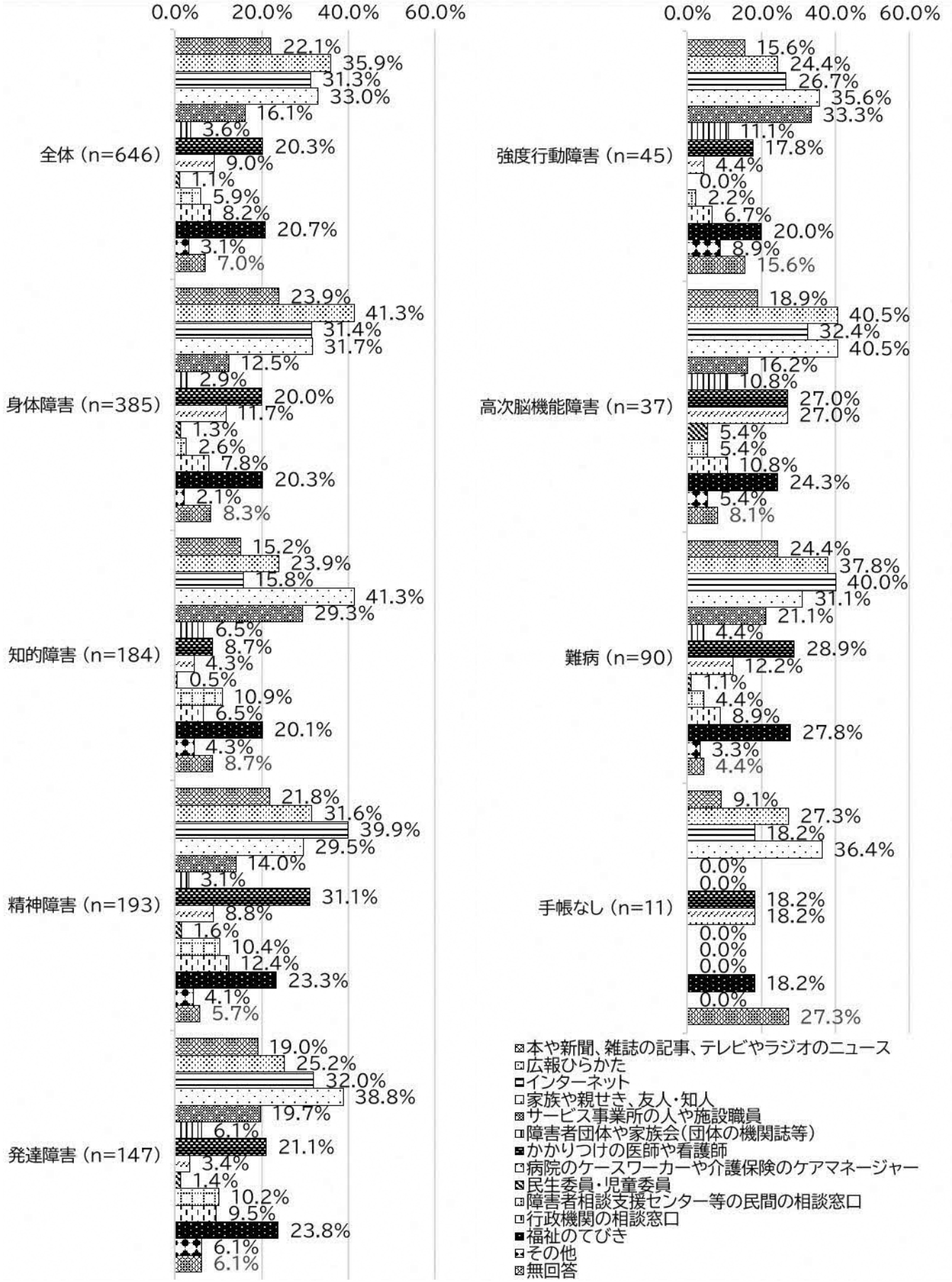
2019 年度（令和元年度）より、医療的ケア児のネットワーク会議を設置し、関係機関と医療的ケア児等の支援について事例検討などの協議を行うなど、総合的な支援体制を図っています。

また、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題、また社会問題となっている８０５０問題などは、障害者地域活動支援センターだけではなく、地域包括支援センターやいきいきネット相談支援センターなど、各部署所管の相談機関と相互連携が必要となっており、家族等を総合的に支援することが求められています。

【障害者アンケート結果】

アンケート調査では、「情報の入手先」の問いに対して、全体では「広報ひらかた」が35.9%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が 33.0%、「インターネット」が 31.3%となっております。障害種別でみると、知的障害者・発達障害者・強度行動障害者では「家族や親せき、友人・知人」、精神障害者・難病患者では「インターネット」がそれぞれ最も高くなっています。障害者が地域で自立した生活を過ごすためには、様々な福祉の制度やサービスの情報を適切に取得することが重要です。また、障害者やその家族の抱える問題が多様化し、医療や介護の分野だけでは解決できないことも多く、生活全般にわたる幅広い支援が求められます。そのため、どの窓口に相談した場合でも、本人の状況やニーズに応じて適切な支援につながることができるよう、重層的な支援体制のさらなる充実を図ることが求められています。（p.85　グラフ 18 参照）

【グラフ 18：障害や福祉サービス等に関する情報の入手先（複数回答）
（令和７年度　福祉に関するアンケート）】



■施策の基本的な方向

利用者のニーズは多様化、複雑化しており、適切に支援を行うために、医療機関をはじめとした地域の関係機関による、意見交換や情報提供など相互協力は不可欠となっており、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者を含むそれぞれの相談支援を行っている関係機関との連携強化に努めます。

なお、障害のある人は、年齢や障害特性などの事情により情報の入手が難しい場合もあるので、できる限り多様な手段で、かつ分かりやすい内容での情報提供体制の構築に努めます。

また、医療的ケア児等支援連絡会議を軸として、医療的ケアを必要とする児童の支援についての意見交換や情報提供を協議するなど、必要な取組を行うよう検討します。さらに、専門的な支援の必要な人に関する高度な情報・知識の共有と活用に取り組みます。

（１）関係機関との連携による支援の充実

施策名	取組	所管課
多様な手法によるわかりやすい情報提供	障害福祉サービスの利用促進に向け、サービス内容や手続き方法を分かりやすくまとめたパンフレットを配布します。また、広報ひらかた、ホームページ、SNS でも情報を発信し、分かりやすい情報提供に努めます。	障害企画課
医療的ケア児等支援連絡会議	連絡会議を通じ、医療的ケア児の在宅生活を支援する関係機関による意見交換や情報提供を行います。	障害支援課

第５章

障害福祉計画（第８期）

障害児福祉計画（第４期）

第１節　障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系

１．障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法では、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、発達障害者、高次脳機能障害者、難病等患者にもサービスが提供されます。

同法で規定されるサービス体系は、全国一律に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。前期障害福祉計画（第６期）期間中、2022 年（令和４年）の「障害者総合支援法」改正及びその後の施行により、「就労選択支援」（障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス）の創設やグループホームにおける地域生活への移行支援の充実など、障害のある人が地域で自分らしく暮らし、希望する働き方を実現するための制度の充実が図られました。

これらの制度改正等を踏まえて、障害福祉計画に係る見込み量を算定しました。

【「障害者総合支援法」に基づくサービス体系】



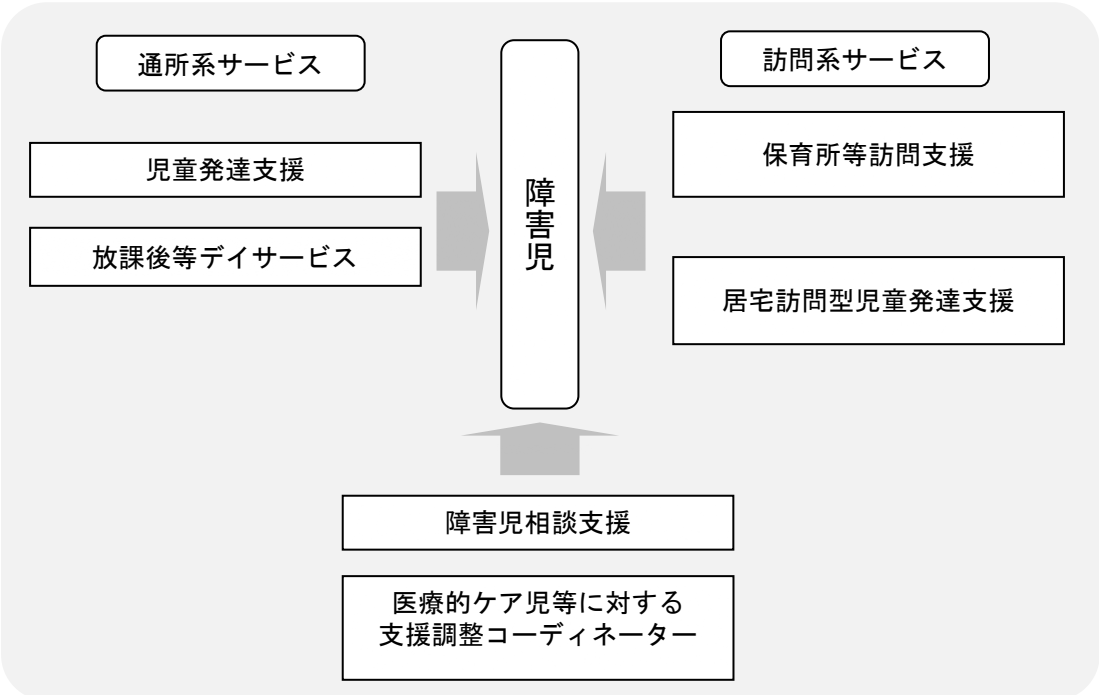
２．児童福祉法によるサービス体系

児童福祉法では、障害児に対する通所系サービスや相談支援が市町村事業として提供されます。

本市においては、障害児福祉計画（第１期）期間の 2018 年度（平成 30 年度）から、児童福祉法改正による都道府県や市町村への「障害児福祉計画」策定の義務付けにより、障害福祉計画と一体の障害児福祉計画として、障害児支援サービスの利用見込み等について記載しています。

なお、障害児福祉計画に係る見込み量については令和４年の児童福祉法改正及び国の基本指針を踏まえ、児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制の充実、医療的ケア児等への支援の充実、保育・教育・保健・医療・福祉等の関係機関との連携強化、障害児とその家族に対する切れ目のない支援体制の充実などを推進することを想定し、必要なサービス量を見込みました。

【「児童福祉法」に基づく障害児支援サービス体系】



第２節　障害福祉計画（第８期）

かつて 1950 年代には、障害のある人は入所施設等しかサービス選択の余地がなく、地域生活から隔離され、暮らしていました。1960 年代頃から、「ノーマライゼーション」の原理が提唱され、国連でも、1975 年（昭和 50 年）「障害者の権利宣言」が採択されました。「障害者の権利宣言」を実効化するため、1981 年（昭和 56 年）を「国際障害者年」としたことを始め、1983 年（昭和 58 年）から 1992 年（平成４年）までの期間を「国連障害者の 10 年」、1993 年（平成５年）から 2002 年（平成 14 年）までの期間を「アジア・太平洋　障害者の 10 年」として、日本を含む多くの国で様々な取組が行われました。2008 年（平成 20 年）には「障害者の権利に関する条約」が発効され、関連法の整備などにより 2014 年（平成 26 年）、日本も同条約に批准することとなりました。

2016 年（平成 28 年）には「障害者差別解消法」が施行され、2021 年（令和３年）の同法改正により、2024 年（令和６年）４月からは民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害のある人の社会参加を妨げる障壁を取り除く取組が一層進められています。

また、2023 年（令和５年）に閣議決定された「障害者基本計画（第５次）」においては、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で必要な支援を受けながら生活できる体制の構築や、地域移行の一層の推進、意思決定支援の充実が掲げられています。

「地域生活への移行」は、単に施設や病院から生活の場を地域に移すことだけを意味するものではありません。障害者がどこで、誰と、どのように暮らしたいのかという希望を尊重し、その人らしい生活を地域で実現するとともに、必要な支援を受けながら安心して暮らし続けることができる環境を整えることが重要です。そのため、本人への情報提供や体験の機会を確保し、意思決定を徹底して支援するとともに、住まいや相談支援、障害福祉サービス等の地域資源を充実させ、本人の希望する生活の実現を支えていく必要があります。

１．施設入所者の地域生活への移行

（１）施設入所者の地域移行者数

１１　　人

【見込み方法】

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2025 年度（令和７年度）末時点の施設入所者 178 人の６％以上の地域生活への移行と、大阪府が実施した施設入所者等に対する意向調査の結果等を踏まえて設定します。

【達成のための方策】

施設入所者のうち地域移行を希望する人の意向を踏まえ、地域の社会資源に関する情報提供や相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所及び障害者相談支援事業所などの各機関と連携を図ります。

地域での生活を試行的に体験するなど、地域移行を円滑に推進するための支援計画に基づき、地域相談支援事業所と連携を図り必要なサービス提供を実施することにより、地域移行後の生活を継続的に支援します。

（２）施設入所者の削減

６　　人

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2025 年度（令和７年度）末時点における施設入所者 178 人から 3.1％以上削減することとして設定します。

【達成のための方策】

入所施設から地域移行を希望する人の意向を踏まえ、地域の社会資源の情報提供などの相談に対応するとともに、入所施設、地域相談支援事業所及び障害者相談支援事業所などの各機関と連携し、地域移行を推進し、住み慣れた地域で住み続けるための社会資源、施策について整備、充実を図ります。

２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関連して、2029 年度（令和 11 年度）末における目標として、①精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数（精神病床への入院後１年以内に退院した者に限る）、②精神病床における１年以上長期入院患者数、③退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率（退院後 90 日時点、180 日時点、365 日時点）についての目標を設定することとされています。

本市においては、退院した人たちが安心して地域で暮らすことのできる環境を構築するため、自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会を、地域の受け皿の整備を協議する場として位置づけ、地域の支援者が実際に抱える問題や事例を共有し、医療の立場からの意見やグループワーク等を通じて、支援の在り方の検討を実施するなど、支援体制の充実を図っていきます。

（１）精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数

（精神病床への入院後１年以内に退院した者に限る）

３２４．０	日以上

（２）令和 11 年６月末時点の精神病床における１年以上の長期入院患者数

１８０	人

（３）退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率

入院後９０日	９．２	%
入院後１８０日	１５．４	%
入院後３６５日	２３．３	%

【見込み方法】

大阪府では、国の基本指針の趣旨を踏まえ、2029 年（令和 11 年）６月末の精神病床における１年以上長期入院患者数について、65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者のそれぞれの目標値を国の基本指針で示す算定式により設定します。なお、各市町村においては、2025 年（令和７年）６月末時点の実績をもとに、府が算定した数値を下限に目標設定することとし、それぞれの年齢の区別は設けないこととします。

（本市における 2025 年（令和７年）６月末日時点の実績は１９７人）

【達成のための方策】

退院した人たちが安心して地域で暮らすことのできる環境を構築するため、地域包括ケアシステムについて内容の充実を図り、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備に努めます。

３．福祉施設から一般就労へ向けての取組

（１）福祉施設から一般就労への移行数に関する目標について

１６６　　人

（２）就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

９５　　人

（３）就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

３７　　人

（４）就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行数に関する目標について

３４　　人

（５）就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所

６割以上

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2024 年度（令和６年度）における一般就労への移行実績の 1.31 倍以上、併せて、就労移行支援 1.14 倍以上、就労継続支援Ａ型 1.52 倍以上、就労継続支援Ｂ型 1.67 倍以上という府域の目標値について、市町村ごとに按分された数値を目標として設定します。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を６割以上とします。

【達成のための方策】

ハローワーク枚方、枚方市障害者就業・生活支援センター及び枚方市自立支援協議会就労支援部会などと連携し、障害者の職場定着率向上に向けた取組を支援していきます。

（６）就労定着支援事業に関する目標について

①就労定着支援事業の利用者数（2024 年（令和６年）実績１０３人）

１５２　　人

（第８期市町村障がい福祉計画 及び第４期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方）

②就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる、就労定着支援事業所の割合

２．５　　割以上

【見込み方法】

就労定着支援事業の利用者数については、国の基本指針及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2024 年度（令和６年度）の 1.47 倍以上とします。

就労定着率については、国の基本指針及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、2026 年度（令和８年度）の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とします。

【達成のための方策】

自立支援協議会の就労支援部会を通じ、就労定着に向けた取組を実施します。

（７）就労選択支援事業に関する目標について

就労選択支援事業の利用者数（2024 年（令和６年）実績１２人）

２２５　　人

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、就労選択支援事業所の利用者数については令和 11 年度の就労選択支援の利用者数を 8,530 人以上とし、各市町村においては、この目標値を就労移行支援及び就労継続支援の利用状況により按分した数値を目標とします。

（８）就労継続支援（Ｂ型）事業所における平均工賃額

２９，０００　円（月額）

【見込み方法】

「大阪府の基本的な考え方」に基づき、就労継続支援Ｂ型事業所の 2025 年度（令和７年度）工賃実績（枚方市２２，０４４円）を基に年約７％向上することにより、目標値を設定します。

【達成のための方策】

「枚方市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、就労系事業所等からの購入等の拡充を図るなど、障害福祉サービス事業所の受注機会の拡大に取り組みます。

あわせて、障害福祉サービス事業所への業務の発注の促進などに取り組みます。

４．地域生活支援の充実

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」に基づき、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の５つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、本市においては相談支援センターとの協力を中心とした面的整備がなされており、具体的には「体験の機会・場」としての障害者居室体験事業、及び「緊急時の受入れ体制」として、市内短期入所事業所と緊急受入れの協定などを実施しており、それらの機能の充実に向け、年１回以上運用状況を検証・検討していきます。

また、強度行動障害の状態にある者の支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図ります。

５．相談支援体制の充実・強化

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させることとされています。本市においては３か所の基幹相談支援センター、自立支援協議会、地域生活支援拠点等と連携を図りながら、地域の実情に応じた関係機関の役割分担、とりわけ障害者相談支援センターの地域生活支援拠点における拠点コーディネーターとしての役割を明確にし、引き続き相談支援体制の充実・強化に向けて取り組むとともに、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行います。

また、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能を強化し、指定相談支援事業所を含めた効果的な相談支援体制の構築に努め、令和 11 年度末までにのぞまないセルフプランの件数を０とすることを目指します。

６．障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

「国の基本指針」及び「大阪府の基本的な考え方」においては、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するため、事業者に対する指導監査を適正に実施し、指定・指導業務に関する調整会議において市町村等と課題や対応策について協議するなどの目標を設定することとされています。

本市においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化の取組、指導権限を有するものとの協力連携、指導監査等の適正な実施等に努めます。

また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度（障害者総合支援法第七十六条の三の規定に基づき都道府県知事等が事業所の報告内容を公表する制度をいう。）において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要であることから、本市に所在する事業所に係る情報の公表率及び更新率が 100%となるように努めます。

第３節　障害児福祉計画（第４期）

１．重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮することが必要であり、地域社会において、差別や偏見がなく障害児を受け入れることができる環境づくりを進めることが重要です。

本市においては、児童福祉法で規定する児童発達支援センターである「市立ひらかた子ども発達支援センター」において、通所児童だけでなく、地域における障害のある子どもたちへの支援として、「相談支援事業」「保育所等訪問支援事業」「居宅訪問型児童発達支援」も実施しています。また、専門的なリハビリテーションや、通所支援を利用していない発達上支援の必要がある就学前の子どもと保護者を対象に成長発達を促す「地域支援事業すくすく」の実施のほか、保育所（園）等で障害児を含めたより良い集団保育を確保できるよう、発達検査などを通して適切な助言を行う「巡回相談・保育相談」も実施しています。

今後は児童福祉法において、児童発達支援センターに求められる４つの中核機能と期待される役割、「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」、「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」、「地域のインクルージョン推進の中核としての機能」及び「地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能」の確保に努めます。

これからも同センターを本市における発達上支援が必要な児童のための拠点として、市内の事業者や関係機関との連携を通じて、重層的な地域支援体制の充実を図ります。

２．主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

【見込み方法】

サービス提供日数を週５日とし、対象児童全員が少なくとも週１日は通所可能な定員５名の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ１か所以上確保されていることを、目標として設定します。

【達成のための方策】

今後の事業所参入動向を見極め、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

３．医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

本市においては重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数や多様化するニーズの把握に対応するため管内の支援体制の現状の把握や、関係者の役割等の検討等を行うために、2019 年（平成 31 年）４月より協議の場として「枚方市医療的ケア児等支援連絡会議」を設置しています。また、協議の場の活性化として、市の構成機関で専門職資格を有する職員が大阪府の医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、より専門的立場から支援に関わる体制を整備しています。

また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、協議の場を通じて、医療的ケアを必要とする障害児に対して、社会資源の情報共有等を図っています。

さらに、令和９年４月より施行される「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」では、年齢制限が撤廃されることにより、従来の 18 歳未満（児童）に限定されていた支援対象範囲が広がり、18 歳以上の医療的ケアが必要な児童・者を包括的に対象とすること、同時に重症心身障害児・者も対象となります。

本市では、法改正により新たに対象となった方々に対する支援等について、引き続き連絡会議等で協議を行っていきます。

４．障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

本市において、障害児相談支援の質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、2029 年（令和 11 年）度末までにのぞまないセルフプランの件数が０件となるよう支援の提供体制の構築を図ります。また、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、2029 年（令和 11 年）度末までに、子ども発達支援センターを中心とした保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制により、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保するように努めます。

第４節　障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

第８期計画見込み量を算出するにあたり、第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込）のサービスの利用実績値を基に算出しました。なお、国の基本指針において、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等と明記されていることから、本計画より難病患者の見込量も算出しています。

また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対しては、今後障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域資源を活用、関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

【障害福祉計画（第８期）】

１．自立支援給付の利用見込みと整備の方向

自立支援給付のうち、障害福祉サービス及び相談支援についての第８期計画見込み量と整備の方向を定めます。

（１）訪問系サービス

●居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活を営むのに支障となる障害者に対して、居宅における食事、入浴等の身体介助、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院等介助を行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排泄、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護などの総合的な介護を行います。

●同行援護

視覚障害によって移動に著しい困難がある人に対して、外出の際に必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の支援を行います。

●行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。

●重度障害者等包括支援

常時介護が必要な障害者に対して居宅介護その他の複数のサービスを包括的に提供します。

【見込み量】

単位：１月あたり

			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
居宅介護	身体障害者	実利用者数	359	379	400
		利用時間数	18,764	19,864	21,029
	知的障害者	実利用者数	214	225	238
		利用時間数	8,350	8,839	9,358
	精神障害者	実利用者数	479	505	533
		利用時間数	9,445	9,999	10,585
	障害児	実利用者数	46	48	51
		利用時間数	1,231	1,303	1,379
	難病	実利用者数	11	12	12
		利用時間数	262	278	294
	合計	実利用者数	1,109	1,169	1,233
		利用時間数	38,052	40,283	42,645
重度訪問介護	身体障害者	実利用者数	30	33	36
		利用時間数	14,536	17,029	19,950
	知的障害者	実利用者数	6	7	7
		利用時間数	3,220	3,772	4,419
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	難病	実利用者数	1	1	1
		利用時間数	1,047	1,227	1,437
	合計	実利用者数	37	41	44
		利用時間数	18,803	22,028	25,806
同行援護	身体障害者	実利用者数	126	131	136
		利用時間数	3,244	3,466	3,704
	障害児	実利用者数	1	1	1
		利用時間数	1	1	1
	難病	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	127	132	137
		利用時間数	3,245	3,467	3,705

			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
行動援護	知的障害者	実利用者数	61	83	115
		利用時間数	2,266	3,039	4,077
	精神障害者	実利用者数	2	3	4
		利用時間数	22	29	39
	障害児	実利用者数	6	8	11
		利用時間数	103	138	185
	合計	実利用者数	69	94	130
		利用時間数	2,391	3,206	4,301
重度障害者等包括支援	身体障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	障害児	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	難病	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0

※第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等や在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

【整備の方向】

○「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」などを通じて、広く情報提供を行い、適切なサービスが提供されるよう努めます。また、訪問系サービスの内容について情報提供を行うなどして、多様な事業者の参入を図ります。特に行動援護について、知的障害者の利用実績が大幅に伸び、見込み量を超過しているため、強度行動障害者への支援の強化が必要です。

○「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」と連携して、様々な障害特性を理解したヘルパーの確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。

（２）短期入所（ショートステイ）

障害者（児）を介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合、一時的に施設を利用（宿泊）できます。

【見込み量】

単位：１月あたり

			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
短期入所	身体障害者	実利用者数	86	96	108
		利用日数	415	466	523
	知的障害者	実利用者数	230	258	290
		利用日数	1,234	1,386	1,556
	精神障害者	実利用者数	5	6	6
		利用日数	25	28	32
	障害児	実利用者数	62	70	78
		利用日数	264	296	332
	難病	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	383	430	482
		医療型（再掲）	0	0	0
		利用日数	1,938	2,176	2,443

※第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。またアンケート調査から障害支援区分別でサービスの今後の利用希望について比較すると、障害支援区分の高い者において短期入所が高いポイントを示しており、本市として重点的な整備目標とし、見込み量に反映しています。

【整備の方向】

○アンケート調査において、短期入所を今後利用したい方が全体で大きな割合を示していること等から、本市として重点的な整備目標とし、見込み量に反映しています。

○障害者（児）が身近な地域でサービスが利用できるよう、事業者の参入を促すとともに、医療機関をはじめとした関係機関との連携のもと、医療的ケアに対応できるなどの様々なニーズに対応したサービス提供体制の整備に努めます。

○グループホームを新規開設する事業者等に、短期入所施設の併設整備について積極的に働きかけます。

○既存施設の増床や空き施設の利用、介護保険施設との相互利用など事業者と連携し、既存施設の活用を図ります。

○介護者の急病など緊急時の受入先となる事業所の整備に努めます。

（３）日中活動系サービス

●生活介護

常時介護が必要な障害者に入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

●自立訓練（機能訓練）

一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●自立訓練（生活訓練）

一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●就労移行支援

一般就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や就職活動に関する支援等を行います。

●就労継続支援（Ａ型）

一般就労が困難な障害者のうち、雇用契約などに基づく就労が可能な者に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援等を行います。

●就労継続支援（Ｂ型）

一般就労が困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行います。

●就労選択支援

多様な就労の機会の提供と就労意向に沿った必要な知識及び能力の向上等の訓練及び就職活動に関する支援を行います。

●就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に対して、就労の継続を図るために、就労に伴う生活面の課題について必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

●療養介護

医療及び常時介護を必要とする障害者に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。

【見込み量】

単位：１月あたり

			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
生活介護	身体障害者	実利用者数	313	320	327
		利用日数	5,575	5,687	5,800
	知的障害者	実利用者数	716	732	748
		利用日数	13,980	14,259	14,544
	精神障害者	実利用者数	63	64	65
		利用日数	778	794	810
	難病	実利用者数	1	1	1
		利用日数	4	4	4
	合計	実利用者数	1,093	1,117	1,141
		利用日数	20,337	20,744	21,158
自立訓練（機能訓練）	身体障害者	実利用者数	1	1	1
		利用日数	8	8	8
	知的障害者	実利用者数	1	1	1
		利用日数	1	1	1
	精神障害者	実利用者数	1	1	2
		利用日数	23	34	52
	難病	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	3	3	4
		利用日数	32	43	61
自立訓練（生活訓練）	身体障害者	実利用者数	4	5	7
		利用日数	32	45	62
	知的障害者	実利用者数	32	43	59
		利用日数	590	815	1,126
	精神障害者	実利用者数	61	84	114
		利用日数	821	1,134	1,567
	難病	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	97	132	180
		利用日数	1,443	1,994	2,755

			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就労移行支援	身体障害者	実利用者数	4	4	3
		利用日数	71	63	56
	知的障害者	実利用者数	24	22	20
		利用日数	362	323	288
	精神障害者	実利用者数	96	87	79
		利用日数	1,401	1,250	1,115
	難病	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	124	113	102
		利用日数	1,834	1,636	1,459
就労継続支援 A 型	身体障害者	実利用者数	47	50	52
		利用日数	840	877	915
	知的障害者	実利用者数	60	64	67
		利用日数	1,105	1,153	1,203
	精神障害者	実利用者数	180	190	201
		利用日数	3,011	3,141	3,278
	難病	実利用者数	1	1	1
		利用日数	22	23	24
	合計	実利用者数	288	305	321
		利用日数	4,978	5,194	5,420
就労継続支援 B 型	身体障害者	実利用者数	201	233	270
		利用日数	3,240	3,725	4,283
	知的障害者	実利用者数	658	763	886
		利用日数	11,793	13,560	15,591
	精神障害者	実利用者数	635	737	855
		利用日数	9,021	10,372	11,926
	難病	実利用者数	9	11	13
		利用日数	153	176	203
	合計	実利用者数	1,503	1,744	2,024
		利用日数	24,207	27,833	32,003

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就労定着支援	実利用者数	114	131	152
就労選択支援	実利用者数	75	130	225
療養介護	実利用者数	51	51	51

※支援学校等の新規学卒者、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域移行者等及び新規の利用者推計を基に見込んでいます。就労定着支援については、一般就労への移行実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

〇既存施設を含む地域の社会資源を有効に活用しながら、利用者のニーズに対応できるよう各サービスの供給量の適切な増加を図ります。

〇就労系事業所と就業・生活支援センターとの連携強化を図るなど、関係機関と協力し、就労支援体制の充実に努めます。

（４）居住系サービス

●共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

●施設入所支援

夜間に介護を必要とする障害者に、居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者に、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【見込み量】

単位：１月あたりの実利用者数

			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
共同生活援助	身体障害者	実利用者数	69	76	82
	知的障害者	実利用者数	435	475	519
	精神障害者	実利用者数	182	199	218
	難病	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	686	750	819
施設入所支援	身体障害者	実利用者数	52	52	51
	知的障害者	実利用者数	116	116	116
	精神障害者	実利用者数	5	5	5
	難病	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	173	173	172
自立生活援助	身体障害者	実利用者数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	1	1	1
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
	難病	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	2	2	2

※利用実績の推移及び入院中の精神障害者の地域移行者等を含め見込んでいます。
施設入所支援については「大阪府の基本的な考え方」との整合を図り、見込んでいます。

【整備の方向】

○障害者が、自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めたり、住み続けたいまちで住み続けられるよう、共同生活援助（グループホーム）事業者に対する支援策として整備補助や運営補助事業を実施するなどして整備・拡充に努めます。

○アンケート調査の結果、今後どのように暮らしていきたいかの問いについて、障害支援区分の高い人においてグループホームで暮らしたいという回答が高いポイントを示しています。また、医療的ケアを要する方のうち３割超、発達障害のある方についても４割超の方が将来的に利用を希望しており、強度行動障害のある方は将来の利用希望が４割、現に利用されている方を含めるとおよそ５割８分と、極めて高いニーズがあることから最重点的な整備目標とし、事業者に対して重度障害者の受入体制の確保や土日の開設を促します。

○グループホームの世話人養成研修、及び無料職業紹介事業等を実施しており、市ホームページや広報・SNS などを通じて周知を図っています。引き続き、グループホーム世話人の人材確保・育成に努めます。

（５）相談支援

施設から地域での生活に移行する人や、障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な人などに対して、相談支援事業者がサービス利用計画を策定し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。

【見込み量】

単位：１月あたりの実利用者数

			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画相談支援	身体障害者	実利用者数	40	48	57
	知的障害者	実利用者数	104	124	148
	精神障害者	実利用者数	93	111	132
	障害児	実利用者数	0	0	0
	難病	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	237	283	337
地域移行支援	身体障害者	実利用者数	1	1	1
	知的障害者	実利用者数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
	難病	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	2	2	2
地域定着支援	身体障害者	実利用者数	0	0	0
	知的障害者	実利用者数	0	0	0
	精神障害者	実利用者数	1	1	1
	難病	実利用者数	0	0	0
	合計	実利用者数	1	1	1

※計画相談支援については、第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

※地域移行支援については、第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に入所施設や精神科病院から地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。

※地域定着支援については、第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に単身障害者や地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。

【整備の方向】

○国の指針において、「令和 11 年度末までにのぞまないセルフプランをゼロにする」という目標が示されました。本市では全国的に見てもセルフプラン利用者が多い状況にありますが、まずはその実態や背景を把握するため、セルフプラン利用者に対してアンケート調査を実施しました。その結果、18 歳以上では引き続きセルフプランを利用したいという回答が 78.0%と多くを占めることが分かりました。一方、今後は計画相談支援を利用したいという回答が 18.8%でした。アンケート調査から推定される、のぞまないセルフプランの利用者 663 人と、現在の計画相談利用者の合計 1,305 人については、令和８年 10 月現在の市内計画相談支援事業所数（25 事業所）で対応可能な規模であると考えています。しかし計画相談支援事業の利用に繋がっていないため、原因把握を目的に市内計画相談支援事業所に調査を行った上で、自立支援協議会とともに改善に取り組み、令和 11 年度末にはのぞまないセルフプラン０件を目指します。併せて、全ての方が計画相談・セルフプランをよく理解した上で、本人の意思により適切な選択ができるよう、サービスの利用申請時において丁寧な情報提供に努めます。

○相談支援事業所の従業者に対して相談に係る技量向上のため、講座・講習などの受講を勧奨し、利用者のニーズを踏まえたサービス等利用計画の作成ができるよう、人材の育成に努めます。

（６）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、当事者への訪問面接を実施し、退院への意欲を高める支援に取り組むとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、精神科病院及び福祉関係者による協議の場と位置付けた部会活動を通じて、重層的な連携による支援体制を構築しています。

【見込み量】

（年間）

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	1	1	1
心のサポーター養成研修実施回数	2	2	2
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	－	－	－

単位：月平均利用者数

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
精神障害者の地域移行支援	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	182	199	218
精神障害者の自立生活援助	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	61	84	114
精神障害者の短期入所	5	6	6

【整備の方向】

○自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）を中心に関係機関との連携を図りながら、障害者が安定した地域生活を継続して送れるよう支援していきます。

（７）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、本市においては、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しています。また、主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導等を行っています。さらに地域課題を抽出し、検証するとともに地域における相談支援体制の検証・評価を行っています。

【見込み量】

（年間）

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30	30	30
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	13	13	13
個別事例の支援内容の検証の実施回数	5	5	5
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置（配置数）	4	5	5

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合		３割	３割	３割
基幹相談支援センターによる自立支援協議会の運営への関与		有	有	有
自立支援協議会の実施回数		2	2	2
自立支援協議会の専門部会の設置数及び実施回数	設置数	4	4	4
	実施回数	30	30	30
個別事例の検討を通じて支援体制等について協議会の議題とした数		1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	（実施回数）	5	5	5
	（参加事業者・機関数）	5	5	5
協議会の専門部会の設置	（設置数）	5	5	5
	（実施回数）	22	22	22

【整備の方向】

○障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援等の実施のため、基幹相談支援センターや地域の相談機関との連携の体制強化に努めます。また、基幹相談支援センター等を中心に主任相談支援専門員を計画的に確保します。新任や現任の相談員に対しても指導育成を行います。

（８）福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合

障害福祉人材の確保・定着に資するため、処遇改善等による職場環境の整備等を推進します。

【見込み量】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	86.5%	86.5%	86.5%

（９）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくため、大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修に参加し、職員の知識・技能の向上に努めるほか、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析に基づく結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有に努めます。

また、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めています。

【見込み量】

単位：年間

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	年間参加人数	10	10	10
審査支払等システム等での審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	有	有	有
	年間実施回数	12	12	12
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数	体制の有無	有	有	有
	年間共有回数	1	1	1

【整備の方向】

○本市においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する部署との協力・連携や適正な指導監査の実施等とともに、研修の実施等により市町村職員の質の向上にも努め、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。

２．地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向

本市における障害者（児）のニーズを踏まえ、地域生活支援事業についての第８期計画見込み量と整備の方向を定めます。

（１）理解促進研修・啓発事業

障害者（児）が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害者（児）に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【見込み量】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
啓発イベントの開催	有	有	有

（２）自発的活動支援事業

障害者（児）や家族などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【見込み量】

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ふれあいスポーツ交流会等の開催	有	有	有

（３）相談支援事業

●障害者相談支援事業

障害者（児）、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。

【見込み量】

単位：か所数

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
相談支援事業所数	7	7	7
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
障害児療育等支援事業の実施箇所数	1	1	1

※７か所の相談支援事業所の中で、６か所については地域活動支援センターⅠ型を併設し、うち３か所を障害種別にとらわれず総合的、専門的な相談支援を実施する基幹相談支援センターとしています。

【整備の方向】

〇障害者の地域における相談支援の拠点としての役割を果たすとともに、障害種別にかかわらず幅広い相談内容に対応できるよう充実を図ります。

〇基幹相談支援センターにおける支援事業については、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用した支援内容の充実を図ります。

〇基幹相談支援センター等を中心とした、障害者支援の関係機関によるネットワーク（枚方市自立支援協議会）で、地域全体で障害者を支えるために必要となる施策について定期的に議論を行い、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

（４）成年後見制度利用支援事業

令和８年６月２４日に公布された「民法等の一部を改正する法律」により、後見及び保佐の制度が廃止されることになりました。この法律が令和 10 年度中に施行されることから、令和 10 年度及び令和 11 年度の見込み量算定については、現行制度に基づき見込んでいます。

【見込み量】

単位：人

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度利用支援事業	31	31	31

（５）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため意思疎通を図ることが困難な障害者等に対して手話通訳者・要約筆記者等を派遣する他、障害企画課の窓口に手話通訳者を配置し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

【見込み量】

単位：年間

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話通訳者等派遣	件数	900	910	920
	時間	1,500	1,550	1,600
要約筆記者等派遣	件数	10	12	14
	時間	75	80	85

※第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

【見込み量】

単位：設置者数

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話通訳者設置事業	2	2	2

【整備の方向】

〇講習会を実施するなど、手話通訳者・要約筆記者等の人材の育成・確保に努めます。

〇関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、人材の育成に努めます。

（６）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

大阪府、府下政令市、中核市との共同実施により、意思疎通を図ることが困難な障害のある人等が自立した日常生活、又は社会生活を行うことができるようになることを目的として、専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備するため、手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

【見込み量】

単位：年間

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話通訳者養成研修事業	研修修了者数	40	40	40
	登録者数	20	20	20
要約筆記者養成研修事業	研修修了者数	20	20	20
	登録者数	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	研修修了者数（登録者数）	30	30	30
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	研修修了者数（登録者数）	5	5	5

※「研修修了者数」は大阪府及び各共同実施市が行う事業の全体数を記載しています。

※「登録者数」は第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）に本市に登録された手話通訳者・要約筆記者の実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

〇関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、人材の育成に努めます。

（７）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

大阪府、府下政令市、中核市との共同実施により、専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣します。

【見込み量】

単位：年間

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
盲ろう者向け 通訳・介助員　派遣事業	派遣件数	11,360	11,360	11,360
	派遣時間	45,440	45,440	45,440
失語症者向け 意思疎通支援者派遣事業 ※失語症サロンへの派遣	派遣件数	10	10	10
	派遣時間	30	30	30

※数値は、大阪府、府下政令市、中核市全体の総数で見込んでいます。

【整備の方向】

○関係団体の協力を得て、大阪府、府下政令市、中核市とも連携しながら、サービスの利用を促進します。

（８）手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため意思疎通を図ることが困難な障害者等に対して社会参加を支援するため、手話奉仕員を養成する研修を行います。

【見込み量】

単位：修了見込者数

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話講習会	30	32	34

（９）日常生活用具給付等事業

障害者（児）の日常生活の便宜を図るため以下の福祉用具の給付を行います。

●介護・訓練支援用具

特殊寝台など、身体介護の支援や訓練のための用具

●自立生活支援用具

入浴補助用具や歩行支援用具など、入浴、移動などの自立生活を支援するための用具

●在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器など、在宅療養を支援するための用具

●情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、情報伝達や意思疎通を支援するための用具

●排泄管理支援用具

ストマ用装具など、排泄管理を支援するための用具

●居宅生活動作補助用具

障害者（児）の居宅生活動作を円滑にするための用具で、その設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【見込み量】

単位：件数

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護・訓練支援用具	32	31	30
自立生活支援用具	62	59	57
在宅療養等支援用具	106	122	140
情報・意思疎通支援用具	144	163	184
排泄管理支援用具	10,189	10,392	10,600
居宅生活動作補助用具	9	10	10

※第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

〇ニーズに応じて、適宜、対象品目等を見直すなどし、障害特性や個々の必要性に応じて事業を実施します。

（10）移動支援事業

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としてガイドヘルパー（移動支援従事者）を派遣します。

●障害児通学支援事業

１人で通学することが困難な障害のある児童・生徒に対して、保護者等の就労や病気などのやむを得ない理由があるため、付き添うことが困難な状況にある場合の通学を支援します。

【見込み量】

単位：年間

			令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
移動支援事業	身体障害者	実利用者数	606	780	1,003
		利用時間数	98,779	127,098	163,536
	知的障害者	実利用者数	461	459	457
		利用時間数	82,337	78,456	74,757
移動支援事業	精神障害者	実利用者数	162	161	160
		利用時間数	18,178	17,321	16,505
	障害児	実利用者数	34	34	33
		利用時間数	2,366	2,255	2,148
	難病	実利用者数	0	0	0
		利用時間数	0	0	0
	合計	実利用者数	1,263	1,434	1,653
		利用時間数	201,660	225,130	256,946

※第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

【見込み量】

単位：年間

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害児通学支援事業	実利用者数	52	56	60
	利用時間数	9,518	10,228	10,992

※第６期計画期間及び第７期計画期間（2023 年度（令和５年度）～2025 年度（令和７年度））のサービス利用実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

○移動支援事業の実利用者数の見込量は減少傾向にあるものの、アンケート調査では、将来の利用を希望されている回答が多く潜在的な需要が高いことがうかがえます。

　また、医ケア児の半数以上、成人の医ケア者の回答でも高いニーズがあることを示しています。

高次脳機能障害の方の潜在ニーズは ２割超で、現に利用されている方も合わせ、総ニーズがおよそ４割弱あり、高次脳特有の注意・記憶・空間認知の障害に伴う単独外出困難を補う支援としては重要で、強度行動障害の方についても、今後利用を考えている方が３割超あり、現利用者を含むと５割超のニーズがあること、「人手不足で移動支援事業•障害児通学支援事業を利用できる事業所が少なくなっている」との意見もあることから、従事者不足により利用できないことが推察され、今後もガイドヘルパー養成研修等を開催し、従事者の確保及び質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めるとともに利用状況や事業所等の実態を把握のうえ、ニーズに沿ったサービスの提供体制の実現に向け、自立支援協議会等で協議していきます。

（11）地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。なお、センターには以下の３類型があります。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民への障害や障害者に対する理解促進のための普及啓発などの事業を行います（相談支援事業所を併設）。

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練などのサービスを提供します。

Ⅲ型：創作的活動又は生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。

【見込み量】

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	6	6	6
	実利用人数	866	887	909
地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	1	1	1
	実利用人数	28	28	28
地域活動支援センターⅢ型	設置箇所数	1	1	1
	実利用人数	43	47	50

【整備の方向】

○本市独自の整備の方向としては、あらゆるニーズに対応するための拠点としての基幹型である「地域活動支援センターⅠ型」については主たる障害ごとの障害者支援の中心的役割としており、その機能を高めていきます。

（12）日中一時支援事業

家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、障害者（児）の日中活動の場の提供、見守りなどの支援を行います。

【見込み量】

単位：年間

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
日中一時支援事業	日数	28,462	30,530	32,749

【整備の方向】

○利用者のニーズ把握に努めるとともに、ニーズの拡大や多様化に対応できるよう、事業者の参入促進に努めます。

○障害特性を理解した従業者の確保など、質の高いサービスが提供できる環境づくりに努めます。

（13）広域的な支援事業

市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行い、精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行います。

【見込み量】

単位：協議会の開催回数/年間

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域生活支援広域調整会議等事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）	6	6	6

【整備の方向】

○自立支援協議会（精神障害者地域生活支援部会）を中心に関係機関との連携を図りながら、障害者が安定した地域生活を継続して送れるよう支援していきます。

（14）地域生活支援拠点等

本市では、障害者等の居住支援の機能を備えた地域生活支援拠点等として、基幹相談支援センターを中心とした面的な支援体制を整備しています。具体的には、緊急時に迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能や、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする機能などを備えています。

【見込み量】

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域生活支援拠点設置	か所数	1	1	1
地域生活支援拠点配置	コーディネーター（配置人数）	7	7	7
検証	検討・検証（実施回数）	1	1	1

【整備の方向】

〇地域生活支援拠点等の実施状況について定期的な検討・検証を行い、適宜、機能強化に努めます。

〇障害者が地域において自立した生活を営めるように、「障害福祉サービスを利用しながらのひとり暮らしを体験する機会・場」として、令和８年度から障害者居室体験事業を試行実施しています。試行実施の実績から、ニーズや課題の洗い出しを行ったうえで、本格実施に向けた検討を行います。

【障害児福祉計画（第４期）】

３．障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向

本市における障害児のニーズを踏まえ、障害児支援サービスについての第４期計画見込み量と整備の方向を定めます。

【見込み量】

単位：人（１月あたり）

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
子ども・子育て支援等のニーズ	2,283	2,465	2,658

※第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）の各障害児支援サービスの申請件数実績を基に見込んでいます。

（１）通所系サービス

●児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や発達に関する知識、対応方法を支援するとともに、集団生活への適応訓練を行います。

●放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどして、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

【見込み量】

単位：１月あたり

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	実利用者数	487	531	579
	利用日数	4,911	5,451	6,051
放課後等デイサービス	実利用者数	1,461	1,563	1,673
	利用日数	16,781	17,620	18,501

※第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

【整備の方向】

○放課後等デイサービスについては、利用者ニーズが高く、事業所の育成、確保に努めます。また、サービスの質を担保するため、「枚方市障害福祉サービス事業者連絡会」等を通じて研修の機会を提供します。

（２）訪問系サービス

●保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービス提供を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【見込み量】

単位：１月あたり

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保育所等訪問支援	実利用者数	231	262	297
	訪問回数	457	504	556
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	1	1	1
	訪問回数	1	1	1

※第７期計画期間（2024 年度（令和６年度）～2026 年度（令和８年度）見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

【整備の方向】

○児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所等の従業者に対して講座・講習などの受講を勧奨し、支援員の育成、確保に努めます。

（３）障害児相談支援

相談支援を行うことにより、障害児や保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく障害児の自立した生活を支え、支援を行います。

【見込み量】

単位：１月あたり

		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害児相談支援	実利用者数	115	126	137

【整備の方向】

〇ライフステージに応じた一貫した支援を提供する必要があることから、障害児相談支援については、障害児相談支援事業所と相談支援事業所の両方の指定を受けた事業所が一体的に実施することを基本とし、利用者ニーズを踏まえた障害児支援利用計画の作成ができるよう、人材育成に努めます。

〇市全体での相談支援事業のあり方を検討し、各相談支援事業所の機能強化を図れるよう支援していきます。

〇セルフプラン利用者に対してアンケート調査を実施した結果、18 歳未満では引き続きセルフプランを利用したいという回答が 85.9%となり、セルフプランを利用したい方が多くを占めることが分かりました。一方、今後は計画相談支援を利用したいという回答が 13.0%ありました。アンケート調査から推定される、のぞまないセルフプランの利用者 195 人と、現在の計画相談利用者の合計 683 人については、令和８年 10 月現在の市内計画相談支援事業所数（14 事業所）で対応可能な規模であると考えています。しかし計画相談支援事業の利用に繋がっていないため､原因把握を目的に市内計画相談支援事業所に調査を行った上で、自立支援協議会とともに改善に取り組み、令和 11 年度末にはのぞまないセルフプラン０件を目指します。併せて、全ての方が計画相談・セルフプランをよく理解した上で、本人の意思により適切な選択ができるよう、サービスの利用申請時において丁寧な情報提供に努めます。

（４）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

2019 年度（平成 31 年度）より協議の場として「枚方市医療的ケア児等支援連絡会議」を設置するとともに、医療的ケア児の支援調整の役割を担うコーディネーター１名を配置しています。

引き続き医療的ケア児等支援連絡会議へのコーディネーターの参加をはじめ、市内に在住する医療的ケア児等やその家族、さらに令和９年４月より施行される「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」により新たに対象となった方々に対して、その心身の状況に応じた適切な医療、保健、福祉等による支援を調整し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を行います。

【見込み量】

単位：各年度末

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1	1	1

（５）発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について情報収集を行い、適切な専門支援機関への連携・調整を行います。

４．障害児の子ども・子育て支援等の利用

障害児福祉計画においては、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みを設定するとともに、それを満たす提供体制の整備に努めることとされています。

枚方市障害児福祉計画（第４期）においては、枚方市子ども・子育て支援事業計画で定めている、障害児を含む子ども全体の目標事業量を掲載し、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量については、各年度の実績の把握を行っていきます。（現在の枚方市子ども・若者総合計画は 2029 年度（令和 11 年度）までの目標事業量となっており、次期計画が策定された際には、その見込み量を勘案し、本計画を推進いたします。）

（１）枚方市子ども・若者総合計画における目標事業量

		令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
①教育・保育（人）※	１号	3,220	5,519	3,003	5,519	2,847	5,519
	２号	4,346	4,636	4,321	4,636	4,296	4,636
	３号	3,645	3,639	3,638	3,639	3,631	3,639
②時間外保育事業（人）		3,642	3,642	3,590	3,590	3,516	3,516
③放課後等児童健全育成事業（人）		4,405	4,405	4,200	4,200	3,957	3.957
④一時預かり事業（人日）	幼稚園	283,428	283,428	264,325	264,325	250,592	250,592
	上記以外	21,687	59,100	21,605	59,100	21,632	59,100
⑤地域子育て支援拠点事業	人日	83,900	83,900	91,800	91,800	94,700	94,700
	拠点数（か所）	16	16	16	16	16	16
⑥乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等	人	2,401	2,401	2,403	2,403	2,398	2,398
	助産師・保健師数（人）	40	40	40	40	40	40

※１号：満３歳以上で教育を希望される児童　　２号：満３歳以上で保育が必要な児童
３号：満３歳未満で保育が必要な児童

（２）子ども・若者総合計画との連携

障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに成長できるよう、枚方市障害児福祉計画（第４期）では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保にあたって、枚方市子ども・若者総合計画との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

第５節　枚方市障害福祉計画（第７期）・障害児福祉計画（第３期）達成状況

１．国及び大阪府の基本指針に基づく、2026 年度（令和８年度）の成果目標

目標とする項目	令和８年度末の目標	目標に対する進捗状況	
		令和７年度末現在	説　　明
(1) 施設入所者の地域移行者数	11 人	13 人	入所施設利用者の地域移行は概ね順調に進んでおり、令和７年度末に達成しています。
(2) 施設入所者の削減数	6 人	△2 人	令和７年度末時点では２人増加となっており、目標の達成は難しい状況です。
(3) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	充実	充実	自立支援協議会の精神障害者地域移行部会を協議の場として位置づけ、外部講師による講演会の実施などを通じて、取組の充実に努めました。
(4) 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数	325.3 日	325.7 日	令和４年度の数値であり、当該時点では目標には届いていません。
(5) 令和８年６月末時点の精神病床における１年以上の長期入院患者数	213 人	197 人	令和７年度の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。
(6) 精神病床における早期退院率 入院後３か月時点	68.9%	58.0%	令和５年度の数値であり、当該時点では目標には届いていません。
(7) 精神病床における早期退院率 入院後６か月時点	84.5%	83.8%	令和５年度の数値であり、当該時点では目標には届いていません。
(8) 精神病床における早期退院率 入院後１年時点	91.0%	90.6%	令和５年度の数値であり、当該時点では目標には届いていません。
(9) 福祉施設から一般就労への移行数	109 人	119 人	令和７年度の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。

目標とする項目	令和８年度末の目標	目標に対する進捗状況	
		令和７年度末現在	説　　明
(10)就労移行支援事業を通じた一般就労への移行数	76 人	67 人	令和７年度の数値であり、当該時点では目標には届いていません。
(11)就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行数	24 人	30 人	令和７年度の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。
(12)就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行数	9 人	22 人	令和７年度の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。
(13)就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所	6 割以上	54.5%	令和７年度の数値であり、当該時点では目標には届いていません。
(14)就労定着支援事業の利用者数	78 人	103 人	令和７年度の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。
(15)就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる、就労定着支援事業所の割合	2.5 割以上	0%	令和７年度の数値で、目標を達成するのは厳しい状況となっています。
(16)就労継続支援（B 型）事業所における平均工賃額	15,000 円（月額）	22,044 円	令和７年度の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。

目標とする項目	令和８年度末の目標	目標に対する進捗状況	
		令和７年度末現在	説　　明
(17) 相談支援体制の充実・強化	充実	充実	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数１００件 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数５件 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数１３件
(18) 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築 不正請求の未然防止等の観点からの取組	充実	充実	障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数　１２人 審査支払等システムでの審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 １４回 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数　　１回

第５節　枚方市障害福祉計画（第７期）・障害児福祉計画（第３期）達成状況

目標とする項目	令和８年度末の目標	目標に対する進捗状況	
		令和７年度末現在	説　　明
（１）重層的な地域支援体制の構築 市立ひらかた子ども発達支援センターを発達上支援が必要な児童のための支援機関の拠点とし、重層的な地域支援体制の充実を図る。	充実	充実	関関係機関との連携を図りながら、支援や配慮を必要とする子どもたちに対する相談支援や、保育所（園）に対する巡回相談・保育相談などに取り組み、地域における障害のある子どもたちへの支援を行いました。 相談支援件数　　延べ 1,580 件 巡回相談・保育相談件数 延べ 1,550 件 保育所等訪問支援件数 延べ　６回
（２） 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	児童発達支援 12 か所 放課後等デイサービス 15 か所	児童発達支援 10 か所 放課後等デイサービス 15 か所	令和７年度末の数値であり、当該時点では目標を達成している状況です。
（３） 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	平成 31 年４月１日付で設置済。 関係機関と医療的ケア児等の支援について事例検討などの協議を行いました。

２．障害福祉サービス

※達成率　2026 年度（令和８年度）実績は見込み数値であり、達成率は 2026 年度（令和８年度）実績見込みと第７期計画見込み量との比較を表しています。

2020 年（令和２年）の初めごろから、新型コロナウイルス感染症の予防のため、各障害福祉サービスの利用が縮小していましたが、2024 年（令和６年度）以降はサービス提供量が増加傾向となりました。

（１）訪問系サービス

居宅介護のほか、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、利用は増加傾向にあります。

ただし、重度障害者等包括支援については、事業者数が少なく、利用実績はありませんでした。

また、適切なサービス提供ができるよう、自立支援協議会と合同で精神障害者のサービス提供従事者に係る上乗せ研修を市独自で実施しています。

単位：１月あたり

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	身体障害者	実利用者数	見込量	465	489	514	97%
			実　績	456	475	501	
		利用時間数	見込量	30,585	32,710	35,008	98%
			実　績	28,930	31,171	34,310	
	知的障害者	実利用者数	見込量	191	200	211	119%
			実　績	206	229	252	
		利用時間数	見込量	8,128	8,577	9,055	136%
			実　績	9,656	11,055	12,324	
	精神障害者	実利用者数	見込量	368	381	394	115%
			実　績	383	431	455	
		利用時間数	見込量	6,304	6,606	6,923	129%
			実　績	6,828	8,439	8,937	
	障害児	実利用者数	見込量	41	43	46	104%
			実　績	42	45	48	
		利用時間数	見込量	858	905	954	130%
			実　績	942	1,156	1,239	

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	合計	実利用者数	見込量	1,065	1,113	1,165	108%
			実　績	1,087	1,180	1,256	
		利用時間数	見込量	45,875	48,798	51,940	109%
			実　績	46,356	51,821	56,810	

（２）短期入所（ショートステイ）

短期入所については、利用者数、利用日数、共にほぼ見込み量どおりの伸び幅でした。前回計画に引き続き、他市の事業所の利用も多い状況であり、身近な地域でサービスを受けたいというニーズに対応するため、市内で基盤整備を図ることが必要です。また、緊急時利用や医療ケアに対応できる事業所の整備についてもニーズが高く、それぞれのニーズに応じたサービス基盤の確保が必要です。

単位：１月あたり

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
短期入所	身体障害者	実利用者数	見込量	63	80	100	76%
			実　績	58	68	76	
		利用日数	見込量	330	407	501	74%
			実　績	280	329	369	
	知的障害者	実利用者数	見込量	180	227	287	71%
			実　績	166	182	204	
		利用日数	見込量	925	1,140	1,404	78%
			実　績	851	979	1,099	
	精神障害者	実利用者数	見込量	1	2	2	200%
			実　績	3	4	4	
		利用日数	見込量	14	16	21	105%
			実　績	18	20	22	
	障害児	実利用者数	見込量	43	54	68	81%
			実　績	48	49	55	
		利用日数	見込量	169	208	256	92%
			実　績	219	209	235	
	合計	実利用者数	見込量	287	363	457	74%
			実　績	275	303	339	
		利用日数	見込量	1,438	1,771	2,182	79%
			実　績	1,368	1,537	1,725	

３）日中活動系サービス

生活介護については、利用日数及び実利用者数について、ほぼ見込み量どおりとなりました。自立訓練については、実績が見込みを上回っています。就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型は、いずれも精神障害者の実績が見込みを大きく上回っています。就労定着支援については、利用日数が見込み量を大きく上回りました。また、療養介護については、実績がほぼ見込み量どおりとなっています。

第５節　枚方市障害福祉計画（第７期）・障害児福祉計画（第３期）達成状況

単位：１月あたり

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
生活介護	身体障害者	実利用者数	見込量	310	316	323	95%
			実　績	292	301	308	
		利用日数	見込量	5,600	5,768	5,941	92%
			実　績	5,219	5,363	5,470	
	知的障害者	実利用者数	見込量	666	677	689	102%
			実　績	671	686	701	
		利用日数	見込量	13,154	13,430	13,712	100%
			実　績	13,170	13,438	13,706	
	精神障害者	実利用者数	見込量	49	50	50	122%
			実　績	51	60	61	
		利用日数	見込量	670	703	739	103%
			実　績	625	748	763	
	合計	実利用者数	見込量	1,025	1,043	1,062	101%
			実　績	1,014	1,047	1,070	
		利用日数	見込量	19,424	19,901	20,392	98%
			実　績	19,014	19,549	19,939	
自立訓練	身体障害者	実利用者数	見込量	8	9	10	40%
			実　績	5	4	4	
		利用日数	見込量	116	136	156	20%
			実　績	80	31	31	
	知的障害者	実利用者数	見込量	13	15	18	128%
			実　績	18	17	23	
		利用日数	見込量	253	287	322	133%
			実　績	360	309	427	
	精神障害者	実利用者数	見込量	13	14	16	281%
			実　績	20	33	45	
		利用日数	見込量	146	172	213	286%
			実　績	278	455	609	
	合計	実利用者数	見込量	34	38	44	164%
			実　績	43	54	72	
		利用日数	見込量	515	595	691	154%
			実　績	718	795	1,067	

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
就労移行支援	身体障害者	実利用者数	見込量	17	18	20	25%
			実　績	9	5	5	
		利用日数	見込量	304	327	352	22%
			実　績	155	89	79	
	知的障害者	実利用者数	見込量	48	49	50	52%
			実　績	39	29	26	
		利用日数	見込量	826	888	954	43%
			実　績	668	455	406	
	精神障害者	実利用者数	見込量	134	144	154	68%
			実　績	109	116	105	
		利用日数	見込量	2,068	2,223	2,390	66%
			実　績	1,695	1,761	1,571	
	合計	実利用者数	見込量	199	211	224	61%
			実　績	157	150	136	
		利用日数	見込量	3,198	3,438	3,696	56%
			実　績	2,518	2,305	2,056	
就労継続支援Ａ型	身体障害者	実利用者数	見込量	39	38	37	122%
			実　績	47	43	45	
		利用日数	見込量	749	750	751	110%
			実　績	906	792	826	
	知的障害者	実利用者数	見込量	56	56	56	102%
			実　績	56	54	57	
		利用日数	見込量	1,102	1,103	1,104	96%
			実　績	1,078	1,015	1,059	
	精神障害者	実利用者数	見込量	129	134	140	121%
			実　績	152	161	170	
		利用日数	見込量	1,889	1,890	1,892	153%
			実　績	2,553	2,766	2,886	
	合計	実利用者数	見込量	224	228	233	117%
			実　績	255	258	272	
		利用日数	見込量	3,740	3,743	3,747	127%
			実　績	4,537	4,573	4,771	
就労継続支援Ｂ型	身体障害者	実利用者数	見込量	116	124	132	137%
			実　績	117	156	181	
		利用日数	見込量	2,048	2,191	2,345	126%
			実　績	1,993	2,567	2,951	

第５節　枚方市障害福祉計画（第７期）・障害児福祉計画（第３期）達成状況

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
就労継続支援Ｂ型	知的障害者	実利用者数	見込量	445	475	508	112%
			実　績	437	489	567	
		利用日数	見込量	8,297	8,878	9,499	108%
			実　績	8,026	8,921	10,257	
	精神障害者	実利用者数	見込量	316	338	362	151%
			実　績	362	472	548	
		利用日数	見込量	4,402	4,406	4,411	178%
			実　績	5,111	6,824	7,846	
	合計	実利用者数	見込量	877	937	1,002	129%
			実　績	916	1,117	1,296	
		利用日数	見込量	14,747	15,475	16,255	130%
			実　績	15,130	18,312	21,054	
就労定着支援		実利用者数	見込量	71	78	85	106%
			実　績	90	85	90	
就労選択支援		実利用者数	見込量	-	25	50	32%
			実　績	-	1	16	
療養介護		実利用者数	見込量	53	53	53	96%
			実　績	51	51	51	

（４）居住系サービス

共同生活援助については、見込み量の伸び幅とほぼ同程度の実績の伸びがみられました。重度障害者に対応できる事業所の整備を望む声が多く聞かれるところでもあり、前回計画に引き続き、共同生活援助は、地域移行促進のための重要な施策として、地域で生活している人の潜在的ニーズも高いものがあります。

単位：１月あたりの実利用者数

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
共同生活援助	身体障害者	実利用者数	見込量	64	69	75	84%
			実　績	54	58	63	
	知的障害者	実利用者数	見込量	409	442	477	84%
			実　績	349	365	399	
	精神障害者	実利用者数	見込量	102	110	119	140%
			実　績	123	153	167	
	合計	実利用者数	見込量	575	621	671	94%
			実　績	526	576	629	
施設入所支援	身体障害者	実利用者数	見込量	58	57	56	93%
			実　績	55	52	52	
	知的障害者	実利用者数	見込量	116	115	114	102%
			実　績	116	117	116	
	精神障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	－
			実　績	5	5	5	
	合計	実利用者数	見込量	174	172	170	102%
			実　績	176	174	173	
自立生活援助	身体障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	－
			実　績	0	0	0	
	知的障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	100%
			実　績	0	1	1	
	精神障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	100%
			実　績	0	0	1	
	合計	実利用者数	見込量	2	2	2	100%
			実　績	0	1	2	

（５）相談支援（サービス利用計画作成）

相談支援の利用については増加傾向です。それを踏まえても、セルフプラン利用者に対してアンケート調査を実施した結果、アンケート調査から推定される、のぞまないセルフプランの利用者と、現在の計画相談利用者については、現在の市内計画相談支援事業所数で対応可能な規模であると考えています。しかし計画相談支援事業の利用に繋がっていないため、原因把握を目的に市内計画相談支援事業所に調査を行った上で、自立支援協議会とともに改善に取り組み、令和 11 年度末にはのぞまないセルフプラン０件を目指します。併せて、全ての方が計画相談・セルフプランをよく理解した上で、本人の意思により適切な選択ができるよう、サービスの利用申請時において丁寧な情報提供に努めます。

単位：１月あたりの件数

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
計画相談支援	身体障害者	実利用者数	見込量	35	42	51	61%
			実　績	21	28	31	
	知的障害者	実利用者数	見込量	80	96	115	71%
			実　績	55	73	82	
	精神障害者	実利用者数	見込量	69	83	99	74%
			実　績	57	65	73	
	障害児	実利用者数	見込量	0	0	0	－
			実　績	0	0	0	
	合計	実利用者数	見込量	184	221	265	70%
			実　績	133	166	186	
地域移行支援	身体障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	－
			実　績	1	1	1	
	知的障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	－
			実　績	0	0	0	
	精神障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	100%
			実　績	1	1	1	
	合計	実利用者数	見込量	1	1	1	200%
			実　績	2	2	2	

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
地域定着支援	身体障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実　績	0	0	0	
	知的障害者	実利用者数	見込量	0	0	0	-
			実　績	0	0	0	
	精神障害者	実利用者数	見込量	1	1	1	100%
			実　績	1	0	1	
	合計	実利用者数	見込量	1	1	1	100%
			実　績	1	0	1	

（６）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

自立支援協議会の精神障害者地域生活支援部会では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、当事者への訪問面接を実施し、退院への意欲を高める支援に取り組むとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、精神科病院及び福祉関係者による協議の場と位置付けた部会活動を通じて、重層的な連携による支援体制を構築しました。

単位：年間

			令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	開催回数	見込量	6	6	6
		実　績	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加	参加者数	見込量	16	16	16
		実　績	16	16	16
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施	実施回数	見込量	1	1	1
		実　績	1	1	1

単位：月平均利用者数

			令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障害者の地域移行支援	利用者数	見込量	1	1	1
		実　績	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	利用者数	見込量	1	1	1
		実　績	1	0	1
精神障害者の共同生活援助	利用者数	見込量	102	110	119
		実　績	123	153	167
精神障害者の自立生活援助	利用者数	見込量	1	1	1
		実　績	0	0	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数	見込量	13	14	16
		実　績	20	33	45

（７）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、本市においては、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しています。また、主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導等を行っています。さらに地域課題を抽出し、検証するとともに地域における相談支援体制の検証・評価を行いました。

単位：年間

			令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有・無	見込量	有	有	有
		実　績	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数	見込量	6	6	6
		実　績	100	120	144
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件数	見込量	5	5	5
		実　績	5	15	45
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回数	見込量	13	13	13
		実　績	13	26	52
個別事例の支援内容の検証の実施	回数	見込量	12	12	12
		実　績	6	15	38
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員	配置数	見込量	4	5	5
		実　績	4	4	4
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	回数	見込量	12	12	12
		実　績	6	7	8
	参加事業者・機関数	見込量	7	7	7
		実　績	6	6	6
協議会の専門部会の設置	設置数	見込量	5	5	5
		実　績	5	5	5
	実施回数	見込量	22	22	22
		実　績	24	31	40

（８）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくため、大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市職員の参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析に基づく結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有に努めました。また、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、障害福祉サービス事業所と障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施に努めました。

単位：年間

			令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	年間参加人数	見込量	10	10	10
		実　績	17	12	12
審査支払等システム等での審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無	見込量	有	有	有
		実　績	有	有	有
	年間実施回数	見込量	14	14	14
		実　績	14	14	15
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有回数	体制の有無	見込量	有	有	有
		実　績	有	有	有
	年間共有回数	見込量	2	2	2
		実　績	1	1	1

３．地域生活支援事業

（１）理解促進研修・啓発事業

毎年開催している理解促進にかかる啓発イベントについて、障害者週間の前後に自立支援協議会による障害者への理解を求めるポスターの掲示や自立支援協議会の独自イベントなどの取組が行われました。

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
啓発イベントの開催	有	有	有

（２）自発的活動支援事業

障害者（児）や家族などが地域において自発的に行う活動を支援しました。

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ふれあいスポーツ交流会等の開催	有	有	有

（３）相談支援事業

相談支援事業所については、目標は達成することができましたが、引き続き相談支援事業のあり方について今後も検討課題と考えています。

単位：か所数

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
相談支援事業所数	見込量	7	7	7	100%
	実　績	7	7	7	
基幹相談支援センターの設置	見込量	有	有	有	100%
	実　績	有	有	有	
障害児療育等支援事業の実施	見込量	1	1	1	100%
	実　績	1	1	1	

（４）成年後見制度利用支援事業

利用者数は横ばいの傾向にあります。

単位：人

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
成年後見制度利用支援事業	見込量	31	33	35	71%
	実　績	16	15	25	

（５）意思疎通支援事業

利用時間の実績について手話通訳者の派遣事業は増加していますが、要約筆記者等の派遣事業は減少しています。手話通訳者設置事業は目標を達成しています。

単位：１年あたり

			令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
手話通訳者等派遣	件数	見込量	1,444	1,499	1,556	56%
		実　績	975	924	878	
	時間	見込量	2,154	2,160	2,166	80%
		実　績	1,565	1,647	1,732	
要約筆記者等派遣	件数	見込量	17	18	19	63%
		実　績	14	13	12	
	時間	見込量	81	72	64	113%
		実　績	101.5	85.75	72	
手話通訳者設置事業	設置者数	見込量	2	2	2	100%
		実　績	1	2	2	

（６）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業ともに、実績は見込量を下回りました。

単位：１年あたり

			令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	見込量	20	20	20	－
		実　績	0	2	0	
	実養成講習修了者数	見込量	40	40	40	15%
		実　績	6	6	6	
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	見込量	10	10	10	－
		実　績	0	0	0	
	実養成講習修了者数	見込量	20	20	20	－
		実　績	0	1	0	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数・実養成講習修了者数	見込量	30	30	30	－
		実　績	0	0	0	
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	見込量	無	無	無	－
		実　績	無	無	無	
	養成講習修了者数	見込量	5	5	5	－
		実　績	0	0	0	

※大阪府、府下政令市及び中核市の全体数。

（７）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、利用は減少傾向にあります。

単位：１年あたり

			令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業　※	件数	見込量	10,825	10,825	10,825	0.3%
		実　績	84	31	30	
	時間	見込量	43,300	43,300	43,300	0.5%
		実　績	595	234	202	
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ※失語症サロンへの派遣	実利用見込み件数	見込量	2	2	2	－
		実　績	0	0	0	

※見込量は各市の按分が示されないため、いずれも大阪府下全体の数値を記載。

（８）手話奉仕員養成研修事業

手話講習会修了者数はほぼ横ばいの状態で推移しています。

単位：人

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
手話講習会修了者数	見込量	34	36	38	71%
	実　績	34	37	27	

（９）日常生活用具給付等事業

給付実績は用具の種類により実績の増減に幅があります。　単位：件数

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
介護・訓練支援用具	見込量	66	79	94	34%
	実　績	49	33	32	
自立生活支援用具	見込量	93	102	112	57%
	実　績	62	67	64	
在宅療養等支援用具	見込量	94	97	100	92%
	実　績	86	80	92	
情報・意思疎通支援用具	見込量	81	83	85	149%
	実　績	103	112	127	
排泄管理支援用具	見込量	9,406	9,555	9,707	103%
	実　績	9,688	9,793	9,989	
居宅生活動作補助用具	見込量	11	12	13	69%
	実　績	7	8	9	

※排泄管理支援用具は、１か月分を１件としています。

（10）移動支援事業

成人の利用実績は減少傾向にあり、見込量も大きく下回っています。一方、障害児については利用実績は増加傾向にありますが、全体的に見込み量を大きく下回っています。

単位：１年あたり

				令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
移動支援事業	身体障害者	実利用者数	見込量	400	440	484	75%
			実　績	376	366	364	
		利用時間数	見込量	75,572	83,129	91,442	62%
			実　績	61,689	59,665	56,852	
	知的障害者	実利用者数	見込量	464	511	562	82%
			実　績	460	465	463	
		利用時間数	見込量	112,559	123,815	136,196	63%
			実　績	94,840	90,685	86,410	
	精神障害者	実利用者数	見込量	185	203	224	72%
			実　績	164	163	162	
		利用時間数	見込量	30,549	33,604	36,964	52%
			実　績	21,045	20,021	19,077	
	障害児	実利用者数	見込量	26	29	32	106%
			実　績	24	34	34	
		利用時間数	見込量	2,743	3,018	3,320	75%
			実　績	2,098	2,606	2,483	
	合計	実利用者数	見込量	1,075	1,183	1,302	79%
			実　績	1,024	1,028	1,023	
		利用時間数	見込量	221,423	243,566	267,922	62%
			実　績	179,672	172,977	164,822	

障害児通学支援事業については、放課後等デイサービスの送迎利用もあり、利用時間は減少傾向にあります。

単位：１年あたり

			令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
障害児通学支援事業	実利用者数	見込量	48	50	53	77%
		実　績	52	45	41	
	利用時間数	見込量	6,884	7,132	7,846	113%
		実　績	8,379	8,242	8,857	

（11）地域活動支援センター事業

Ⅰ型、Ⅱ型については、計画どおりの事業所数で推移しています。

単位：か所数

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
地域活動支援センターⅠ型	見込量	6	6	6	100%
	実　績	6	6	6	
地域活動支援センターⅡ型	見込量	1	1	1	100%
	実　績	1	1	1	
地域活動支援センターⅢ型	見込量	2	2	2	100%
	実　績	2	2	2	

（12）日中一時支援事業

日中一時支援事業については、2016 年（平成 28 年）の報酬体系の見直し後、見込み量の伸び幅をはるかに超える利用実績の伸びを見せています。

単位：日（１年あたりの利用日数）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
日中一時支援事業	見込量	12,148	13,363	14,699	251%
	実　績	23,357	26,195	36,883	

（13）広域的な支援事業

市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行い、精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を行いました。

単位：協議会の開催回数/年間

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援広域調整会議等事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）	見込量	6	6	6
	実　績	6	6	6

（14）地域生活支援拠点等

本市では、障害者等の居住支援の機能を備えた地域生活支援拠点等として、基幹相談支援センターを中心とした面的な支援体制を整備しています。唯一未整備であった「体験の機会・場」の機能についても、令和８年度から「障害者居室体験事業」として、運用を開始しています。

			令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点設置	か所数	見込量	1	1	1
		実　績	1	1	1
地域生活支援拠点配置	コーディネーター（配置人数）	見込量	0	0	0
		実　績	0	0	7
検証	検討・検証（実施回数）	見込量	1	1	1
		実　績	1	1	1

４．障害児支援サービス

（１）通所系サービス

児童発達支援については、実利用者数、利用日数とも増加傾向にあります。放課後等デイサービスについては、実績は見込み量を下回りましたが、実利用者数、利用日数とも増加傾向にあります。

単位：１月あたり

			令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
児童発達支援	実利用者数	見込量	390	468	561	80%
		実　績	402	410	447	
	利用日数	見込量	3,300	3,630	3,993	111%
		実　績	3,641	3,986	4,424	
放課後等デイサービス	実利用者数	見込量	1,290	1,420	1,562	87%
		実　績	1,173	1,276	1,365	
	利用日数	見込量	16,050	17,655	19,420	82%
		実　績	14,109	15,221	15,982	

（２）訪問系サービス

保育所等訪問支援の訪問回数は増加傾向で推移しています。

単位：１月あたりの回数

			令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
保育所等訪問支援	実利用者数	見込量	235	282	338	40%
		実　績	145	179	136	
	訪問回数	見込量	380	456	550	83%
		実　績	307	375	458	
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	見込量	0	0	0	－
		実　績	0	1	0	
	訪問回数	見込量	0	0	0	－
		実　績	0	1	0	

（３）障害児相談支援

実利用者数については増加傾向で推移しています。

単位：１月あたりの実利用者数

			令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
障害児相談支援	実利用者数	見込量	110	132	158	66%
		実　績	83	97	105	

（４）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

計画どおりの配置数で推移しています。

単位：１月あたりの実利用者数

			令和６年度	令和７年度	令和８年度	達成率
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係者数	見込量	1	1	1	100%
		実　績	1	1	1	
	福祉関係者数	見込量	0	0	0	－
		実　績	0	0	0	

第 6 章

計画の推進体制及び進行管理

第１節　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、枚方市が主体となり、国・府等の行政機関と連携するとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、一体となって対応していくことが重要なことから、以下のとおり施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

（１）関係機関、市民等との連携及び計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政と関係機関、団体、市民、サービス事業所などが連携を深め、情報を共有しながら、様々な施策を総合的かつ計画的に取り組みます。そのため、本計画の積極的な周知に努めます。

（２）枚方市社会福祉審議会

本市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議を行う枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、関係機関代表者、障害当事者、学識経験者等の委員から、計画の推進方法や各施策の取組状況等について意見を聴取し、効果的な計画の推進を図ります。

（３）枚方市自立支援協議会

障害者の地域生活における諸課題や支援体制等を協議する枚方市自立支援協議会において、障害者に対する適切なサービスの提供・充実を図り、地域での自立した生活を促進するため、主に障害福祉サービス等について、目標達成に向けた課題検討や施策提案を行うなど、計画の推進を図ります。

（４）庁内の計画推進体制

本計画に基づく取組は、福祉分野のみならず、保健、医療、生活環境、教育、労働、人権尊重など多岐にわたっており、各担当部門が関連施策を主体的に推進するとともに、福祉事務所が中心となり、庁内関係部局間の連携を図ります。

また、国・府との連携が必要な場合は、事業内容に応じて関係部局が主体となって調整等を行うなど、計画の総合的な推進に努めます。

（５）サービス提供体制の充実

障害者の地域での自立した生活においてその基盤となる福祉サービス等を的確に提供できるよう、サービス事業所や従事者の確保と質の向上に事業者団体等と協力して取り組みます。

また、サービス提供の基盤整備に関する諸課題の解決方策を検討・実施するとともに、適切な事業運営を維持するための制度充実について、国・府へ要望を行います。

第２節　計画の進行管理

各分野に携わる関係団体及びサービス事業所の代表者や障害当事者、学識経験者等で構成される枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会に諮り、本計画の進捗状況の管理と評価を行います。

また、庁内においても、毎年度、各施策の取組状況の報告を関係部署に求め、進捗状況の自己管理・評価を行うことで、計画の適正な進行管理を図ります。